

新

旧

用地調査等共通仕様書（案）

用地調査等共通仕様書（案）

令和6年4月

令和5年4月

愛媛県

愛媛県

用地調査等共通仕様書

目 次

第1章～第17章 (略)

別記関係

- 別記1 提出書類一覧表
- 別記2 成果物一覧表
- 別記3 土壤汚染に関する土地利用履歴等調査要領  
様 式  
参 考
- 別記4 実測平面図表示記号
- 別記5 土地評価業務要領
- 別記6 建物移転料算定要領

**別添一の一 木造建物調査積算要領〔軸組工法〕**

- 別添1 木造建物図面作成基準
- 別添2 木造建物数量積算基準

**別添一の二 木造建物調査積算要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕**

- 別添1 木造建物図面作成基準**
- 別添2 木造建物数量積算基準**

別添二 非木造建物調査積算要領

- 別添1 非木造建物図面作成基準
- 別添2 非木造建物数量計測基準
- 別 表 統計数量表
- 別添3 非木造建物工事内訳明細書式
- 別添4 共通仮設費率表
- 別 紙 諸経費率表

別記7-1～別記20 (略)

用地調査等業務関係様式

用地調査等共通仕様書

目 次

第1章～第17章 (略)

別記関係

- 別記1 提出書類一覧表
- 別記2 成果物一覧表
- 別記3 土壤汚染に関する土地利用履歴等調査要領  
様 式  
参 考
- 別記4 実測平面図表示記号
- 別記5 土地評価業務要領
- 別記6 建物移転料算定要領

**別添一 木造建物調査積算要領**

- 別添1 木造建物図面作成基準
- 別添2 木造建物数量積算基準

**(新設)**

別添二 非木造建物調査積算要領

- 別添1 非木造建物図面作成基準
- 別添2 非木造建物数量計測基準
- 別 表 統計数量表
- 別添3 非木造建物工事内訳明細書式
- 別添4 共通仮設費率表
- 別 紙 諸経費率表

別記7-1～別記20 (略)

用地調査等業務関係様式

新	旧																												
<p>(用地調査等業務の区分)</p> <p>第4条 この仕様書によって履行する用地調査等業務の区分は、次の各号に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 用地測量は、愛媛県公共測量作業規程によるもののほか、この仕様書に定めるところによるものとする。</p> <p>(2) 建物は、表1により木造建物〔Ⅰ〕、木造建物〔Ⅱ〕、木造建物〔Ⅲ〕、木造特殊建物、非木造建物〔Ⅰ〕及び非木造建物〔Ⅱ〕に区分する。</p>	<p>(用地調査等業務の区分)</p> <p>第4条 この仕様書によって履行する用地調査等業務の区分は、次の各号に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 用地測量は、愛媛県公共測量作業規程によるもののほか、この仕様書に定めるところによるものとする。</p> <p>(2) 建物は、表1により木造建物〔Ⅰ〕、木造建物〔Ⅱ〕、木造建物〔Ⅲ〕、木造特殊建物、非木造建物〔Ⅰ〕及び非木造建物〔Ⅱ〕に区分する。</p>																												
<p>表1 建物区分</p>	<p>表1 建物区分</p>																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="231 772 468 814">区 分</th> <th data-bbox="468 772 1406 814">判 断 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="231 814 468 1129">木造建物〔Ⅰ〕</td> <td data-bbox="468 814 1406 1129"> <p>以下のいずれかに該当する建物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、<b>軸組工法</b>により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は2階建の建物</li> <li>・<b>主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により建築されている専用住宅で平家建又は2階建の建物</b></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="231 1129 468 1318">木造建物〔Ⅱ〕</td> <td data-bbox="468 1129 1406 1318">土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、<b>軸組（在来）工法</b>により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物</td> </tr> <tr> <td data-bbox="231 1318 468 1402">木造建物〔Ⅲ〕</td> <td data-bbox="468 1318 1406 1402"><b>木造建物〔Ⅰ〕及び木造建物〔Ⅱ〕以外の建物</b></td> </tr> <tr> <td data-bbox="231 1402 468 1539">木造特殊建物</td> <td data-bbox="468 1402 1406 1539">土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、<b>軸組工法</b>により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物</td> </tr> <tr> <td data-bbox="231 1539 468 1728">非木造建物〔Ⅰ〕</td> <td data-bbox="468 1539 1406 1728">柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造<b>若しくはコンクリートブロック造の建物又は鉄鋼系プレハブ工法(軽量鉄骨造)により建築されている専用住宅若しくは共同住宅等の建物</b></td> </tr> <tr> <td data-bbox="231 1728 468 1858">非木造建物〔Ⅱ〕</td> <td data-bbox="468 1728 1406 1858"><b>非木造建物〔Ⅰ〕以外の建物(石造、レンガ造等の建物又は鉄鋼系プレハブ工法(重量鉄骨造)、コンクリート系プレハブ工法等により建築されている建物)</b></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	判 断 基 準	木造建物〔Ⅰ〕	<p>以下のいずれかに該当する建物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、<b>軸組工法</b>により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は2階建の建物</li> <li>・<b>主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により建築されている専用住宅で平家建又は2階建の建物</b></li> </ul>	木造建物〔Ⅱ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、 <b>軸組（在来）工法</b> により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物	木造建物〔Ⅲ〕	<b>木造建物〔Ⅰ〕及び木造建物〔Ⅱ〕以外の建物</b>	木造特殊建物	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、 <b>軸組工法</b> により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物	非木造建物〔Ⅰ〕	柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造 <b>若しくはコンクリートブロック造の建物又は鉄鋼系プレハブ工法(軽量鉄骨造)により建築されている専用住宅若しくは共同住宅等の建物</b>	非木造建物〔Ⅱ〕	<b>非木造建物〔Ⅰ〕以外の建物(石造、レンガ造等の建物又は鉄鋼系プレハブ工法(重量鉄骨造)、コンクリート系プレハブ工法等により建築されている建物)</b>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1478 772 1715 814">区 分</th> <th data-bbox="1715 772 2653 814">判 断 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1478 814 1715 1129">木造建物〔Ⅰ〕</td> <td data-bbox="1715 814 2653 1129">土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、<b>軸組（在来）工法</b>により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は2階建の建物</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1478 1129 1715 1318">木造建物〔Ⅱ〕</td> <td data-bbox="1715 1129 2653 1318">土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、<b>軸組（在来）工法</b>により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1478 1318 1715 1402">木造建物〔Ⅲ〕</td> <td data-bbox="1715 1318 2653 1402"><b>土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又はプレハブ工法等軸組（在来）工法以外の工法により建築された建物</b></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1478 1402 1715 1539">木造特殊建物</td> <td data-bbox="1715 1402 2653 1539">土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、<b>軸組（在来）工法</b>により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1478 1539 1715 1728">非木造建物〔Ⅰ〕</td> <td data-bbox="1715 1539 2653 1728">柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、<b>コンクリートブロック造等の建物</b></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1478 1728 1715 1858">非木造建物〔Ⅱ〕</td> <td data-bbox="1715 1728 2653 1858"><b>石造、レンガ造及びプレハブ工法により建築されている鉄骨系又はコンクリート系の建物</b></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	判 断 基 準	木造建物〔Ⅰ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、 <b>軸組（在来）工法</b> により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は2階建の建物	木造建物〔Ⅱ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、 <b>軸組（在来）工法</b> により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物	木造建物〔Ⅲ〕	<b>土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又はプレハブ工法等軸組（在来）工法以外の工法により建築された建物</b>	木造特殊建物	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、 <b>軸組（在来）工法</b> により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物	非木造建物〔Ⅰ〕	柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、 <b>コンクリートブロック造等の建物</b>	非木造建物〔Ⅱ〕	<b>石造、レンガ造及びプレハブ工法により建築されている鉄骨系又はコンクリート系の建物</b>
区 分	判 断 基 準																												
木造建物〔Ⅰ〕	<p>以下のいずれかに該当する建物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、<b>軸組工法</b>により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は2階建の建物</li> <li>・<b>主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により建築されている専用住宅で平家建又は2階建の建物</b></li> </ul>																												
木造建物〔Ⅱ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、 <b>軸組（在来）工法</b> により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物																												
木造建物〔Ⅲ〕	<b>木造建物〔Ⅰ〕及び木造建物〔Ⅱ〕以外の建物</b>																												
木造特殊建物	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、 <b>軸組工法</b> により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物																												
非木造建物〔Ⅰ〕	柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造 <b>若しくはコンクリートブロック造の建物又は鉄鋼系プレハブ工法(軽量鉄骨造)により建築されている専用住宅若しくは共同住宅等の建物</b>																												
非木造建物〔Ⅱ〕	<b>非木造建物〔Ⅰ〕以外の建物(石造、レンガ造等の建物又は鉄鋼系プレハブ工法(重量鉄骨造)、コンクリート系プレハブ工法等により建築されている建物)</b>																												
区 分	判 断 基 準																												
木造建物〔Ⅰ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、 <b>軸組（在来）工法</b> により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は2階建の建物																												
木造建物〔Ⅱ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、 <b>軸組（在来）工法</b> により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物																												
木造建物〔Ⅲ〕	<b>土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又はプレハブ工法等軸組（在来）工法以外の工法により建築された建物</b>																												
木造特殊建物	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、 <b>軸組（在来）工法</b> により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物																												
非木造建物〔Ⅰ〕	柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、 <b>コンクリートブロック造等の建物</b>																												
非木造建物〔Ⅱ〕	<b>石造、レンガ造及びプレハブ工法により建築されている鉄骨系又はコンクリート系の建物</b>																												
<p>(注) (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(注) (略)</p> <p>(4) (略)</p>																												

(施行上の義務及び心得)

第8条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たって、関連する関係諸法令及び条例等のほか、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 自ら行わなければならない関係官公署への届出等の手続は、迅速に処理しなければならない。
- (2) 用地調査等業務で知り得た**権利者等**の事情及び成果物の内容は、他に漏らしてはならない。
- (3) 用地調査等業務は補償の基礎となる権利者の財産等に関するものであることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。また、実施に当たっては、**権利者等**に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。
- (4) **権利者等**から要望等があった場合には、十分にその意向を把握したうえで、速やかに、監督員に報告し、指示を受けなければならない。

(個人情報の取扱い)

第35条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、用地調査等業務実施についての個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、等関係法令のほか、発注者が別途定める取扱いに基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の**安全管理のために必要かつ適切な措置**を講じなければならない。

(保険加入の義務)

第39条 受注者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

**2 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付きなければならない。**

(木造建物)

第80条 木造建物〔Ⅰ〕の調査は、**軸組工法により建築されている木造建物にあっては、建物移転料算定要領別添一の木造建物調査積算要領〔軸組工法〕（以下「木造建物要領〔軸組工法〕」という。）により行うものとし、ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により建築されている木造建物にあっては、建物移転料算定要領別添一の二木造建物調査積算要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕（以下「木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕」という。）**により行うものとする。

- 2 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の調査は、**木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれか**を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。
- 3 前2項の実施に当たっては、**基準細則第15の各項目別補正率表に掲げる**補正項目に係る建物の各部位の補修等の有無を調査するものとする。

(建物等の配置図の作成)

第89条 建物等の配置図は、前節の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。

- (1)～(6) (略)

(施行上の義務及び心得)

第8条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たって、関連する関係諸法令及び条例等のほか、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 自ら行わなければならない関係官公署への届出等の手続は、迅速に処理しなければならない。
- (2) 用地調査等業務で知り得た**権利者側**の事情及び成果物の内容は、他に漏らしてはならない。
- (3) 用地調査等業務は補償の基礎となる権利者の財産等に関するものであることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。また、実施に当たっては、**権利者**に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。
- (4) **権利者**から要望等があった場合には、十分にその意向を把握したうえで、速やかに、監督員に報告し、指示を受けなければならない。

(個人情報の取扱い)

第35条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、用地調査等業務実施についての個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、等関係法令のほか、発注者が別途定める取扱いに基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の**適切な管理のために必要な措置**を講じなければならない。

(保険加入の義務)

第39条 受注者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

**(新設)**

(木造建物)

第80条 木造建物〔Ⅰ〕の調査は、**建物移転料算定要領別添一木造建物調査積算要領（以下「木造建物要領」という。）**により行うものとする。

- 2 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の調査は、**木造建物要領**を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。
- 3 前2項の実施に当たっては、**基準細則別表に規定する**補正項目に係る建物の各部位の補修等の有無を調査するものとする。

(建物等の配置図の作成)

第89条 建物等の配置図は、前節の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。

- (1)～(6) (略)

(7) 図面中に次の事項を記入する。

- イ 敷地面積
- ロ 用途地域
- ハ 建ぺい率
- ニ 容積率
- ホ 建築年月
- へ 構造概要・**建築工法**
- ト 床面積（用途階層別の床面積及び建物延べ床面積）
- チ 建築面積（建築基準法（昭和25年法律第201号）に定める建築面積をいう。）

（木造建物）

第102条 木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第91条で作成した図面及び調査書を基に、木造建物〔Ⅰ〕については木造建物要領等により、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

なお、木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の推定再建築費の積算に当たっては、**別記6建物移転料算定要領別添一の木造建物要領〔軸組工法〕第2条第3項又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕第2条第3項のいずれか**に定めるところによるものとする。

2～3 （略）

（木造特殊建物）

第103条 木造特殊建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第92条で作成した図面及び調査書を基に、積算するものとする。

なお、その積算に当たっては、**木造建物要領〔軸組工法〕第2条第3項**に定めるところによるものとする。

2 （略）

（居住者等に関する調査）

第114条 居住者等に関する調査は、世帯ごとに次の各号によるほか、別記12居住者調査算定要領（以下「居住者要領」という。）により行うものとする。

- (1) 氏名及び住所（建物番号及び室番号）
- (2) 居住者の家族構成（氏名及び生年月日）
- (3) 住居の占有面積及び使用の状況
- (4) 居住者が当該建物の所有者でない場合には、貸主の氏名等、住所等、賃料その他の契約条件、契約期間、入居期間及び定期借家契約である場合にはその期間
- (5) 貸家所有者については、所有する建物の各室毎の直近12か月分の家賃収入額
- (6) その他必要と認められる事項

2 居住以外の目的で借家している者に対しては、前各号に掲げる事項に準じて調査するものとする。

3 前2項の調査は、賃貸借契約書、**住民票等の確認のほか、別記14仮住居等に要する費用に関する調査算定要領（以下「仮住居要領」という。）**、**別記15家賃減収補償調査算定要領（以下「家賃減収要領」という。）**又は**別記16借家人補償調査算定要領（以下「借家人要領」という。）**により行うものとする。

(7) 図面中に次の事項を記入する。

- イ 敷地面積
- ロ 用途地域
- ハ 建ぺい率
- ニ 容積率
- ホ 建築年月
- へ 構造概要
- ト 床面積（用途階層別の床面積及び建物延べ床面積）
- チ 建築面積（建築基準法（昭和25年法律第201号）に定める建築面積をいう。）

（木造建物）

第102条 木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第91条で作成した図面及び調査書を基に、木造建物〔Ⅰ〕については木造建物要領等により、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

なお、木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の推定再建築費の積算に当たっては、**別記6建物移転料算定要領別添一木造建物要領第2条第2項**に定めるところによるものとする。

2～3 （略）

（木造特殊建物）

第103条 木造特殊建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第92条で作成した図面及び調査書を基に、積算するものとする。

なお、その積算に当たっては、**木造建物要領第2条第3項**に定めるところによるものとする。

2 （略）

（居住者等に関する調査）

第114条 居住者等に関する調査は、世帯ごとに次の各号によるほか、別記12居住者調査算定要領（以下「居住者要領」という。）により行うものとする。

- (1) 氏名及び住所（建物番号及び室番号）
- (2) 居住者の家族構成（氏名及び生年月日）
- (3) 住居の占有面積及び使用の状況
- (4) 居住者が当該建物の所有者でない場合には、貸主の氏名等、住所等、賃料その他の契約条件、契約期間、入居期間及び定期借家契約である場合にはその期間
- (5) 貸家所有者については、所有する建物の各室毎の直近12か月分の家賃収入額
- (6) その他必要と認められる事項

2 居住以外の目的で借家している者に対しては、前各号に掲げる事項に準じて調査するものとする。

3 前2項の調査は、賃貸借契約書、**住民票等**により行うものとする。

(調査書の作成)

第116条 営業に関する調査書は、第113条の調査結果を基に営業要領及び営業調査積算要領により作成するものとする。

2 居住者等に関する調査書は、居住者要領に定めている各調査書に所定の事項を記載することとし、仮住居要領、家賃減収要領及び借家人要領により調査書を作成するものとする。

3 (略)

(補償額の算定)

第117条 営業に関する補償額の算定は、監督員から営業補償の方法につき指示を受けるほか、営業要領及び営業調査積算要領により行うものとする。

2 仮住居等に要する費用、家賃減収補償及び借家人補償の算定は、前条第2項で作成した資料等を基に仮住居要領、家賃減収要領及び借家人要領により行うものとする。

3 動産移転料の算定は、動産要領により行うものとする。この場合において、美術品等の特殊な動産で、専門業者でなければ移転料の算定が困難と認められるものについては、専門業者の見積書を徴するものとする。

4 移転雑費の算定は、別記17移転雑費算定要領により行うものとする。

(調査)

第119条 土地等の権利者等が消費税法第2条第4号に規定する事業者であるときの調査は、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の要否を判定等するために必要な資料を収集することにより行うものとする。

なお、次に掲げる資料のうち「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」等の1つの資料により判定が可能であるときは、それ以外の資料を調査する必要はないものとする。

(1)～(16) (略)

(17) 適格請求書発行事業者登録に係る通知書

(18) 適格請求書発行登録に係る取消届出書

(19) その他の資料

2 (略)

(補償説明)

第139条 補償説明とは、土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償を行う場合において、当該補償の方針、用地交渉の方法、その他当該土地等の取得等に協力を得るために必要と認める事項の説明を行うことをいう。ただし、補償説明には、用地事務取扱要領第10条に定められた土地調書及び物件調書、用地事務取扱要領運用指針第57条に定められた土地代金及び補償金通知書並びに同運用指針第59条に定められた契約書の説明等の各権利者に関する個別事項の説明は含まないものとする。

(概況ヒアリング等)

第140条 受注者は、補償説明の実施に先立ち、監督員から、当該事業の計画概要、取得等の対象となる土地等の概要、移転の対象となる建物等の概要、権利者ごとの補償内容、実情及びその他必要となる事項について説明を受け、概況を把握するものとする。

(調査書の作成)

第116条 営業に関する調査書は、第113条の調査結果を基に営業要領及び営業調査積算要領により作成するものとする。

2 居住者等に関する調査書は、居住者要領に定めている各調査書に所定の事項を記載することにより作成するものとする。

3 (略)

(補償額の算定)

第117条 営業に関する補償額の算定は、監督員から営業補償の方法につき指示を受けるほか、営業要領及び営業調査積算要領により行うものとする。

2 仮住居等補償、家賃減収補償、借家人補償及び移転雑費の補償額の算定は、居住者要領により行うものとする。

3 動産移転料の算定は、動産要領により行うものとする。この場合において、美術品等の特殊な動産で、専門業者でなければ移転料の算定が困難と認められるものについては、専門業者の見積書を徴するものとする。

(新設)

(調査)

第119条 土地等の権利者等が消費税法第2条第4号に規定する事業者であるときの調査は、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の要否を判定等するために必要な資料を収集することにより行うものとする。

なお、次に掲げる資料のうち「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」等の1つの資料により判定が可能であるときは、それ以外の資料を調査する必要はないものとする。

(1)～(16) (略)

(17) その他の資料

2 (略)

(補償説明)

第139条 補償説明とは、権利者に対し、土地の評価(残地補償を含む。)の方法、建物等の補償方針及び補償額の算定内容(以下「補償内容等」という。)の説明を行うことをいう。

(概況ヒアリング等)

第140条 受注者は、補償説明の実施に先立ち、監督員から当該事業の内容、取得等の対象となる土地等の概要、移転の対象となる建物等の概要、補償内容、各権利者の実情及びその他必要となる事項について説明を受けるものとする。

2 受注者は、現地踏査及び概況ヒアリングを行った後に補償説明の対象となる権利者等に対し、面接等により補償説明を行うことについての協力を依頼するものとする。

(説明資料の作成等)

第141条 権利者等に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これらの業務が完了したときは、その内容等について監督員と協議するものとする。

- (1) 当該区域全体及び権利者等ごとの処理方針の検討
- (2) 権利者等ごとの補償説明に係る事項の確認
- (3) 権利者等に対する説明用資料の作成

(権利者等に対する説明)

第142条 権利者等に対する説明は、次の各号により行うものとする。

- (1) 権利者等との面接は、2名以上の者を一組として行うこと。ただし、やむを得ず面接以外の方法による場合は、あらかじめ監督職員にその方法等について確認すること。
  - (2) 権利者等と面接等を行うときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておくこと。
- 2 権利者等に対しては、前条において作成した説明用資料を基に補償説明の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。

(記録簿の作成)

第143条 受注者は、権利者等と面接等により説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者等の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿（様式第103号）に記載するものとする。

(説明後の措置)

- 第144条 受注者は、補償説明の現状及び権利者等ごとの経過等を、必要に応じて、監督員に報告するものとする。
- 2 受注者は当該権利者等に係る補償説明のすべてについて権利者等の理解が得られたと判断したときは、速やかに、監督員にその旨を報告するものとする。
  - 3 受注者は、権利者等が説明に応じない、又は当該事業計画、補償説明若しくはその他の事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、監督員に報告し、指示を受けるものとする。

2 受注者は、現地踏査後に補償説明の対象となる権利者等と面接し、補償説明を行うことについての協力を依頼するものとする。

(説明資料の作成等)

第141条 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について監督員と協議するものとする。

- (1) 当該区域全体及び権利者ごとの処理方針の検討
- (2) 権利者ごとの補償内容等の確認
- (3) 権利者に対する説明用資料の作成

(権利者に対する説明)

第142条 権利者に対する説明は、次の各号により行うものとする。

- (1) 2名以上の者を一組として権利者と直接面接すること。
  - (2) 権利者と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておくこと。
- 2 権利者に対しては、前条において作成した説明用資料を基に補償内容等の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。

(記録簿の作成)

第143条 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿（様式第103号）に記載するものとする。

(説明後の措置)

- 第144条 受注者は、補償説明の現状及び権利者ごとの経過等を、必要に応じて、監督員に報告するものとする。
- 2 受注者は、当該権利者に係る補償内容等のすべてについて権利者の理解が得られたと判断したときは、速やかに、監督員にその旨を報告するものとする。
  - 3 受注者は、権利者が説明に応じない若しくは当該事業計画、補償内容等又はその他の事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、監督員に報告し、指示を受けるものとする。

新	旧
<p data-bbox="210 205 359 258">別記 2</p> <p data-bbox="647 848 1029 919">成果物一覧表</p>	<p data-bbox="1472 205 1620 258">別記 2</p> <p data-bbox="1899 848 2282 919">成果物一覧表</p>



別記2

## 成果物一覧表

- 1 用地調査等業務の施行にあたり使用する用紙等の様式等については、次表に定めるところによる。
- 2 各成果物の提出部数は、土地調書及び物件調書は2部、他は1部とする。
- 3 成果物の様式等については次表のとおりとする。
- 4 次表に定めのない様式等については、特記仕様書又は監督員の指示による。

分類	業務区分	様式番号	成果品の名称	規格等	備考
第5章・別記5関係	土地評価	30	標準地及び取引事例地等調査表	A-4	
		31~37	標準地評価調書	〃	収益還元法外
		38	賃貸事例調査表	〃	
		39	標準地画地図	〃	
		40	取引事例地画地図	〃	
		41	取得地比準調書(案)	〃	表紙
		42	比準地評価調書	〃	
		43	残地補償金算定調書(案)		表紙
		44	残地補償金算定表	〃	
		45	調整価格調書(案)	〃	表紙
		46	標準地の評価格から評価した土地の価格の調整表	〃	
		47	標準地の評価格から評価した土地の価格の調整算定表	〃	
第6章・別記6	木造建物調査・積算	48	建物等配置図	A-4又はA-3	本規格により難い場合は、適宜の大きさとする。 <u>建物移転料算定要領別添一の一</u> <u>木造建物要領〔軸組工法〕別添1</u> 図面作成基準(別表) <u>建物移転料算定要領別添一の二</u> <u>木造建物要領〔フ・パ・イ・ワ工法又は</u>

別記2

## 成果物一覧表

- 4 用地調査等業務の施行にあたり使用する用紙等の様式等については、次表に定めるところによる。
- 5 各成果物の提出部数は、土地調書及び物件調書は2部、他は1部とする。
- 6 成果物の様式等については次表のとおりとする。
- 4 次表に定めのない様式等については、特記仕様書又は監督員の指示による。

分類	業務区分	様式番号	成果品の名称	規格等	備考
第5章・別記5関係	土地評価	30	標準地及び取引事例地等調査表	A-4	
		31~37	標準地評価調書	〃	収益還元法外
		38	賃貸事例調査表	〃	
		39	標準地画地図	〃	
		40	取引事例地画地図	〃	
		41	取得地比準調書(案)	〃	表紙
		42	比準地評価調書	〃	
		43	残地補償金算定調書(案)		表紙
		44	残地補償金算定表	〃	
		45	調整価格調書(案)	〃	表紙
		46	標準地の評価格から評価した土地の価格の調整表	〃	
		47	標準地の評価格から評価した土地の価格の調整算定表	〃	
第6章・別記6	木造建物調査・積算	48	建物等配置図	A-4又はA-3	本規格により難い場合は、適宜の大きさとする。 <u>建物移転料算定要領別添一木造建物要領別添1</u> 図面作成基準(別表)

関 係				木質系プレハブ工法]別添1図面作成基準(別表)
	49	建 物 調 査 図	〃	〃
	50-1	木 造 建 物 調 査 表	A-4	建物移転料算定要領別添一の一 木造建物要領〔軸組工法〕第21条 建物移転料算定要領別添一の二 木造建物要領〔ツバ・イフォー工法又は 木質系プレハブ工法〕第20条
	50-2	木造建物数量計算書〔外壁〕	〃	建物移転料算定要領別添一の一 木造建物要領〔軸組工法〕又は建 物移転料算定要領別添一の二木造 建物要領〔ツバ・イフォー工法又は木質 系プレハブ工法〕別添2木造建物数 量計算基準
	50-3	木造建物数量計算書〔内壁〕	〃	〃
	50-4	木造建物数量計算書 〔床・天井〕	〃	〃
	50-5	木造建物数量計算書 〔金属製建具〕	〃	〃
	50-6	木造建物数量計算書 〔木製建具〕	〃	〃
	51	木造建物補正率関係調査表	〃	〃
	52	木 造 建 物 建 築 直 接 工 事 費 計 算 書	〃	建物移転料算定要領別添一の一 木造建物要領〔軸組工法〕第45条 建物移転料算定要領別添一の二 木造建物要領〔ツバ・イフォー工法又は 木質系プレハブ工法〕第45条
53	木造建物建築直接工事費計 算書〔曳家工法〕	〃	建物移転料算定要領第6条	
54	木 造 建 物 解 体 直 接 工 事 費 計 算 書	〃	建物移転料算定要領第6条	
55	発 生 材 価 額 算 出 表	〃	〃	
第 6 章 ・ 別 記 6 関 係	非木造建物の調査 ・積算	工事内訳明細書総括表	A-4	様式については、建物移転料算定 要領別添二非木造建物要領別添3 「非木造建物工事内訳明細書式」 による。
		工 事 工 程 表	〃	
		種 目 内 訳 書	〃	
		中 科 目 内 訳 書	〃	
		細 目 内 訳 書	〃	
		数 量 計 算 書	〃	
		構 造 計 算 書	〃	

係				
	49	建 物 調 査 図	〃	〃
	50-1	木 造 建 物 調 査 表	A-4	建物移転料算定要領別添一木造建 物要領第21条
	50-2	木造建物数量計算書〔外壁〕	〃	建物移転料算定要領別添一木造建 物要領別添2木造建物数量計算基 準
	50-3	木造建物数量計算書〔内壁〕	〃	〃
	50-4	木造建物数量計算書 〔床・天井〕	〃	〃
	50-5	木造建物数量計算書 〔金属製建具〕	〃	〃
	50-6	木造建物数量計算書 〔木製建具〕	〃	〃
	51	木造建物補正率関係調査表	〃	〃
	52	木 造 建 物 建 築 直 接 工 事 費 計 算 書	〃	建物要領別添一木造建物要領第46 条
53	木造建物建築直接工事費計 算書〔曳家工法〕	〃	建物移転料算定要領第6条	
54	木 造 建 物 解 体 直 接 工 事 費 計 算 書	〃	建物移転料算定要領第6条	
55	発 生 材 価 額 算 出 表	〃	〃	
第 6 章 ・ 別 記 6 関 係	非木造建物の調査 ・積算	工事内訳明細書総括表	A-4	様式については、建物移転料算定 要領別添二非木造建物要領別添3 「非木造建物工事内訳明細書式」 による。
		工 事 工 程 表	〃	
		種 目 内 訳 書	〃	
		中 科 目 内 訳 書	〃	
		細 目 内 訳 書	〃	
		数 量 計 算 書	〃	
		構 造 計 算 書	〃	

分類	業務区分	様式番号	成果品の名称	規格等	備考
第6章・別記6関係	非木造建物の調査・積算		(建築図面)	A-4	1枚の用紙に複数の図面を記載することができるものとする。 数量計算及び積算に必要なその他図面は、名称を付して作成しなければならない。
			建物概要	A-2	
			平面図	〃	
			断面図	〃	
			杭地業想定設計図	〃	
			根切想定設計図	〃	
			上部く体現状図	〃	
			矩計図	〃	
			立面図	〃	
			写真方向撮影図	〃	
			建物等配置図	〃	
			展開図	〃	
			仕上表	〃	
			面積表	〃	
			建具表	〃	
			その他図面	〃	
			(建築設備図面)		
			○電気設備		
			器具一覧表	A-2	
			器具配置図	〃	
			受変電設備図	〃	
			幹線系統図	〃	
			動力設備系統図	〃	
			○給排水衛生設備		
			器具一覧表	A-2	
			器具配置図	〃	
			消火設備系統図	〃	
			污水处理設備図	〃	
			その他図面	〃	
			○空調和設備		
	器具一覧表	A-2			
	器具配置図	〃			
	その他図面	〃			
	○昇降設備				

分類	業務区分	様式番号	成果品の名称	規格等	備考
第6章・別記6関係	非木造建物の調査・積算		(建築図面)	A-4	1枚の用紙に複数の図面を記載することができるものとする。 数量計算及び積算に必要なその他図面は、名称を付して作成しなければならない。
			建物概要	A-2	
			平面図	〃	
			断面図	〃	
			杭地業想定設計図	〃	
			根切想定設計図	〃	
			上部く体現状図	〃	
			矩計図	〃	
			立面図	〃	
			写真方向撮影図	〃	
			建物等配置図	〃	
			展開図	〃	
			仕上表	〃	
			面積表	〃	
			建具表	〃	
			その他図面	〃	
			(建築設備図面)		
			○電気設備		
			器具一覧表	A-2	
			器具配置図	〃	
			受変電設備図	〃	
			幹線系統図	〃	
			動力設備系統図	〃	
			○給排水衛生設備		
			器具一覧表	A-2	
			器具配置図	〃	
			消火設備系統図	〃	
			污水处理設備図	〃	
			その他図面	〃	
			○空調和設備		
	器具一覧表	A-2			
	器具配置図	〃			
	その他図面	〃			
	○昇降設備				

			諸元表	A-2	
			その他図面	〃	
			○その他設備		
			必要図面	A-2	
分類	業務区分	様式番号	成果品の名称	規格等	備考
第6章別記6関係	建物移転料共通	56	不可視部分調査表	A-2	建物移転料算定要領別添一の一 木造建物要領〔軸組工法〕第4条第2項 建物移転料算定要領別添一の二 木造建物要領〔フバイワー工法又は木質系プレハブ工法〕第4条第2項 別添二非木造建物要領第6条第1項
		57	法令適合性調査表	A-4	
		(100)	計画概要表	〃	
		(101)	面積比較表	〃	
		(102)	計画概要比較表	〃	
		(55)	発生材価額算出表	A-4	
		58	建物移転料算定表〔再築工法〕		建物移転料算定要領第6条
		59	建物移転料算定表〔曳家工法〕		〃 木造建物は様式59-1号を、非木造建物は様式59-2号による
		60	建物移転料算定表〔改造工法〕		〃
		61	建物移転料算定表〔復元工法〕		〃
62	建物移転料算定表〔除却工法〕		〃		
63	建物補償額算定表	A-4			
第6章・別記7-1関係	機械設備の調査・積算		機械設備調査表	A-4	様式については、別記7-1「機械設備調査算定要領様式1-①～様式第8」による。
			機械設備算定内訳書（総括表）	〃	
			機械設備算定内訳書（復元工事費又は再築工事費）	〃	
			機械設備算定内訳書（撤去費）	〃	
			機械設備直接工事費明細書	〃	
			機械設備据付工数等計算書	〃	
			機械設備運搬台数計算書	〃	
			機械設備見積比較表	〃	

			諸元表	A-2	
			その他図面	〃	
			○その他設備		
			必要図面	A-2	
分類	業務区分	様式番号	成果品の名称	規格等	備考
第6章別記6関係	建物移転料共通	56	不可視部分調査表	A-2	建物移転料算定要領別添一木造建物要領第4条第2項及び別添二非木造建物要領第6条第1項
		57	法令適合性調査表	A-4	
		(100)	計画概要表	〃	
		(101)	面積比較表	〃	
		(102)	計画概要比較表	〃	
		(55)	発生材価額算出表	A-4	
		58	建物移転料算定表〔再築工法〕		建物移転料算定要領第6条
		59	建物移転料算定表〔曳家工法〕		〃 木造建物は様式59-1号を、非木造建物は様式59-2号による
		60	建物移転料算定表〔改造工法〕		〃
		61	建物移転料算定表〔復元工法〕		〃
62	建物移転料算定表〔除却工法〕		〃		
63	建物補償額算定表	A-4			
第6章・別記7-1関係	機械設備の調査・積算		機械設備調査表	A-4	様式については、別記7-1「機械設備調査算定要領様式1-①～様式第8」による。
			機械設備算定内訳書（総括表）	〃	
			機械設備算定内訳書（復元工事費又は再築工事費）	〃	
			機械設備算定内訳書（撤去費）	〃	
			機械設備直接工事費明細書	〃	
			機械設備据付工数等計算書	〃	
			機械設備運搬台数計算書	〃	
			機械設備見積比較表	〃	

第6章・別記7-2関係	工作物の調査・積算	64	工作物調査表	A-4	
		65	工作物移転料算定表	〃	
第6章別記7-3関係	附帯工作物の調査・算定		附帯工作物調査表	A-4	附帯工作物調査算定要領第5条
			附帯工作物補償額算定表	A-4	附帯工作物調査算定要領第8条
			附帯工作物補償額比較表	A-4	附帯工作物調査算定要領第8条
第6章・別記8関係	石綿調査算定		石綿施工状況図	A-4、A-3又はA-2のうちいずれか	石綿調査算定要領第5条
			写真撮影方向図		
			石綿調査表	A-4	石綿調査算定要領第4条
			調査承諾確認書	A-4	石綿調査算定要領第6条
第6章別記9関係	立竹木の調査・積算	66-1	立竹木調査表	A-4	立竹木要領第5条
		66-2	収穫樹(園栽培)管理程度補正表	〃	立竹木要領第10条
		66-3	管理程度補正判定表	〃	〃
		67	立竹木補償金算定表	〃	〃
第6章・別記10関係	墳墓の調査・積算		墳墓配置図	A-4	改葬及び祭し料要領第5条 本規格により難しい場合は、適宜の大きさとする。
		(68-1)	墓地管理者調査表	〃	改葬及び祭し料要領第4条
		(68-2)	墓地使用(祭し)者調査表	〃	〃
		68-3	墓碑類調査表	〃	〃 カロート等で標準書が適用できないものについては、移設費等の積算に必要な図面の作成を要する。
		69-1 69-2 69-3	改葬補償金算定書 改葬料算定表 祭し料算定書	〃	改葬及び祭し料要領第7条、8条

第6章・別記7-2関係	工作物の調査・積算	64	工作物調査表	A-4	
		65	工作物移転料算定表	〃	
第6章別記7-3関係	附帯工作物の調査・算定		附帯工作物調査表	A-4	附帯工作物調査算定要領第5条
			附帯工作物補償額算定表	A-4	附帯工作物調査算定要領第8条
			附帯工作物補償額比較表	A-4	附帯工作物調査算定要領第8条
第6章・別記8関係	石綿調査算定		石綿施工状況図	A-4、A-3又はA-2のうちいずれか	石綿調査算定要領第6条
			写真撮影方向図		
			石綿調査表	A-4	石綿調査算定要領第5条
			調査承諾確認書	A-4	石綿調査算定要領第7条
第6章別記9関係	立竹木の調査・積算	66-1	立竹木調査表	A-4	立竹木要領第5条
		66-2	収穫樹(園栽培)管理程度補正表	〃	立竹木要領第10条
		66-3	管理程度補正判定表	〃	〃
		67	立竹木補償金算定表	〃	〃
第6章・別記10関係	墳墓の調査・積算		墳墓配置図	A-4	改葬及び祭し料要領第5条 本規格により難しい場合は、適宜の大きさとする。
		(68-1)	墓地管理者調査表	〃	改葬及び祭し料要領第4条
		(68-2)	墓地使用(祭し)者調査表	〃	〃
		68-3	墓碑類調査表	〃	〃 カロート等で標準書が適用できないものについては、移設費等の積算に必要な図面の作成を要する。
		69-1 69-2 69-3	改葬補償金算定書 改葬料算定表 祭し料算定書	〃	改葬及び祭し料要領第7条、8条

新	旧
<p data-bbox="235 223 376 271">別記 6</p> <p data-bbox="353 746 940 810">建物移転料算定要領</p> <p data-bbox="235 837 824 869">別添一 <b>の一</b> 木造建物調査積算要領 <b>[軸組工法]</b></p> <p data-bbox="235 885 1012 965">別添一 <b>の二</b> 木造建物調査積算要領 <b>[ツブイフォー工法又はプレハブ工法]</b></p> <p data-bbox="235 981 638 1013">別添二 非木造建物調査積算要領</p>	<p data-bbox="1079 223 1220 271">別記 6</p> <p data-bbox="1220 746 1807 810">建物移転料算定要領</p> <p data-bbox="1079 837 1460 869">別添一 <b>木造建物調査積算要領</b></p> <p data-bbox="1079 885 1191 917"><b>(新規)</b></p> <p data-bbox="1079 925 1489 957">別添二 非木造建物調査積算要領</p>

## 建物移転料算定要領

### 第一章 総則

#### (建物の区分)

第2条 調査算定に当たり、建物は次表のとおり区分する。

建物区分	判断基準
木造建物 〔Ⅰ〕	以下のいずれかに該当する建物 ・土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は2階建の建物 ・主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により建築されている専用住宅で平家建又は2階建の建物
木造建物 〔Ⅱ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組工法により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で、主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物
木造建物 〔Ⅲ〕	木造建物〔Ⅰ〕及び木造建物〔Ⅱ〕以外の建物
木造特殊建物	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組工法により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物
非木造建物 〔Ⅰ〕	柱、梁等の主要な構造部が木造以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造若しくはコンクリートブロック造の建物又は鉄鋼系プレハブ工法(軽量鉄骨造)により建築されている専用住宅若しくは共同住宅の建物
非木造建物 〔Ⅱ〕	非木造建物〔Ⅰ〕以外の建物(石造、レンガ造等の建物又は鉄鋼系プレハブ工法(重量鉄骨造)、コンクリート系プレハブ工法等により建築されている建物)

注) (略)

## 建物移転料算定要領

### 第一章 総則

#### (建物の区分)

第2条 調査算定に当たり、建物は次表のとおり区分する。

建物区分	判断基準
木造建物 〔Ⅰ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組(在来)工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は2階建の建物 (新設)
木造建物 〔Ⅱ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組(在来)工法により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で、主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物
木造建物 〔Ⅲ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又はプレハブ工法等軸組(在来)工法以外の工法により建築された建物
木造特殊建物	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組(在来)工法により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物
非木造建物 〔Ⅰ〕	柱、梁等の主要な構造部が木造以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造等の建物
非木造建物 〔Ⅱ〕	石造、レンガ造及びプレハブ工法により建築されている鉄骨系又はコンクリート系の建物

注) (略)

(木造建物の調査及び精算)

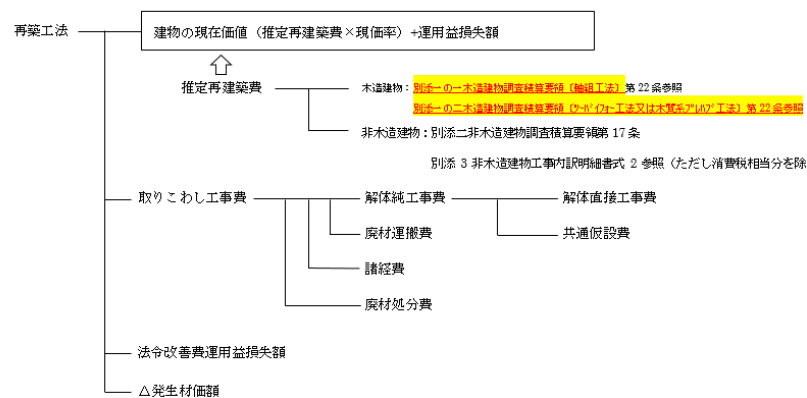
第3条 木造建物の調査及び推定再建築費の積算は、**軸組工法**により建築されている木造建物にあっては別添一の一木造建物調査積算要領〔軸組工法〕(以下「木造建物要領〔軸組工法〕」という。)、**ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法**により建築されている木造建物にあっては別添一の二木造建物調査積算要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕(以下「木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕」という。)により行うものとする。

**2 前項に定める工法以外の工法により建築されている木造建物の調査及び推定再建築費の積算は、建物の主要な構造部の形状・材種、間取り等から判断して、木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれかにより行うものとする。**

(移転料の構成)

第5条 細則第15第1項の移転工法ごとの移転料の構成は次のとおりとする。

<再築工法の構成>



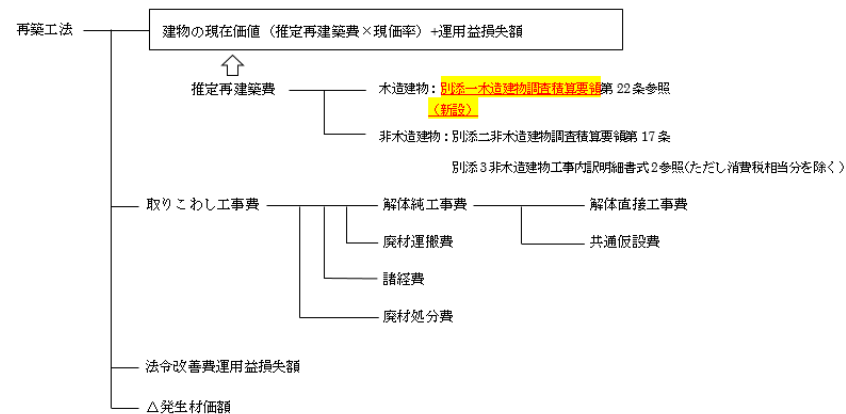
<曳家工法の構成>～<除却工法の構成> (略)

(木造建物の調査及び精算)

第3条 **木造建物の調査及び推定再建築費の積算は、別添一木造建物調査積算要領**(以下「木造建物要領」という。)により行うものとする。

(新設)

<再築工法の構成>



<曳家工法の構成>～<除却工法の構成> (略)



(移転料の算定)

第6条 (略)

2 細則第15第1項(6)第5号口の算定において、当該建物が本来の用途に供することができないと判断した場合は、その現在価額がないものとみなして算定することができるものとする。

3 取りこわし工事費、解体工事費、切取工事費及び切取面補修工事(以下「取りこわし工事費等」という。)は、次に掲げる式により算定した額とする。

取りこわし工事費=解体純工事費+廃材運搬費+諸経費+廃材処分費

一 (略)

(一) (略)

(二) 共通仮設費

ア 共通仮設費の内容は、軸組工法により建築されている木造建物にあっては木造建物要領〔軸組工法〕第22条第2項第1号、ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により建築されている木造建物にあっては木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕第22条第2項第1号のとおりとし、非木造建物にあっては非木造建物要領別添3第6①のとおりとする。

イ 共通仮設費は、軸組工法により建築されている木造建物にあっては木造建物要領〔軸組工法〕別添2木造建物数量積算基準第14、ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により建築されている木造建物にあっては木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕別添2木造建物数量積算基準第14に定める共通仮設費率、非木造建物にあっては非木造建

(移転料の算定)

第6条 (略)

(新設)

2 取りこわし工事費、解体工事費、切取工事費及び切取面補修工事(以下「取りこわし工事費等」という。)は、次に掲げる式により算定した額とする。

取りこわし工事費=解体純工事費+廃材運搬費+諸経費+廃材処分費

一 (略)

(一) (略)

(二) 共通仮設費

ア 共通仮設費の内容は、木造建物にあっては木造建物要領第22条第2項第1号のとおりとし、非木造建物にあっては非木造建物要領別添3第6①のとおりとする。

イ 共通仮設費は、木造建物にあっては木造建物要領別添2木造建物数量積算基準第14に定める共通仮設費率、非木造建物にあっては非木造建物要領別添3別記に定めるI共通仮設費率表に基づき、次の式より算定するものとする。ただし、第2条の建物区分のうち、木造建物〔Ⅱ〕、木造建物〔Ⅲ〕及び木造特殊建物並びに非木造建物〔Ⅱ〕については、これを適用しないものとする。

物要領別添3別記に定めるI共通仮設費率表に基づき、次の式より算定するものとする。ただし、第2条の建物区分のうち、木造建物〔Ⅱ〕、木造建物〔Ⅲ〕及び木造特殊建物並びに非木造建物〔Ⅱ〕については、これを適用しないものとする。

共通仮設費＝解体直接工事費×共通仮設費率

共通仮設費率は解体直接工事費の合計額に対応した率を適用するものとする。ただし、移転先を残地と認定した建物については、建築工事の共通仮設を解体工事でも共用できるため、共通仮設費は計上しないものとする。

二 (略)

三 諸経費

(1) 諸経費の内容は、**軸組工法により建築されている木造建物にあっては木造建物要領〔軸組工法〕第22条第2項第2号及び第3号、ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により建築されている木造建物にあっては木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕第22条第2項第2号及び第3号**のとおりとし、非木造建物にあっては非木造建物要領別添3第6②のとおりとする。

(2) 諸経費は、**軸組工法により建築されている木造建物にあっては木造建物要領〔軸組工法〕別添2木造建物数量積算基準第15、ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により建築されている木造建物にあっては木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕別添2木造建物数量積算基準第15**に定めるII諸経費率表に基づき、次の式により算定するものとする。ただし、第2条の建物区分のうち、木造建物〔Ⅱ〕、木造建物〔Ⅲ〕及び木

共通仮設費＝解体直接工事費×共通仮設費率

共通仮設費率は解体直接工事費の合計額に対応した率を適用するものとする。ただし、移転先を残地と認定した建物については、建築工事の共通仮設を解体工事でも共用できるため、共通仮設費は計上しないものとする。

二 (略)

三 諸経費

(1) 諸経費の内容は、**木造建物にあっては木造建物要領第22条第2項第2号及び第3号**のとおりとし、非木造建物にあっては非木造建物要領別添3第6②のとおりとする。

(2) 諸経費は、**木造建物にあっては木造建物要領別添2木造建物数量積算基準第15**に定めるII諸経費率表に基づき、次の式により算定するものとする。ただし、第2条の建物区分のうち、木造建物〔Ⅱ〕、木造建物〔Ⅲ〕及び木造特殊建物並びに非木造建物〔Ⅱ〕については、これを適用しないものとする。

造特殊建物並びに非木造建物〔Ⅱ〕については、これを適用しないものとする。

諸経費 = (解体純工事費 + 廃材運搬費) × 諸経費率

諸経費率は、一発注（建築及び解体）を単価として算定された純工事費と廃材運搬費の合計額に対応した率を適用するものとする。

なお、原則として建物と附帯工作物については別発注、木造建物と非木造建物については一発注として算定するものとする。

#### 四 (略)

**4** 前項各号に掲げる費用の算定に当たっては、石綿含有建材が存する場合には、当該各号によるほか、別記 8 石綿調査算定要領により算定を行うものとする。

**5** 発生材価額は、解体撤去により発生する市場価値のある発生材について、種別、等級等に区分し、必要に応じ計上するものとする。

諸経費 = (解体純工事費 + 廃材運搬費) × 諸経費率

諸経費率は、一発注（建築及び解体）を単価として算定された純工事費と廃材運搬費の合計額に対応した率を適用するものとする。

なお、原則として建物と附帯工作物については別発注、木造建物と非木造建物については一発注として算定するものとする。

#### 四 (略)

**3** 前項各号に掲げる費用の算定に当たっては、石綿含有建材が存する場合には、当該各号によるほか、別記 8 石綿調査算定要領により算定を行うものとする。

**4** 発生材価額は、解体撤去により発生する市場価値のある発生材について、種別、等級等に区分し、必要に応じ計上するものとする。

別記 曳家移転料算定要領

(建物の区分)

第2条 (略)

- 2 **木造建物〔I〕に区分される軸組工法により建築されている建物**の算定については、第2章に定めるところによる。ただし、対象となる建物の構造、形状、材種等から判断して、この要領を適用することが妥当でない認められるときは、**木造建物〔I〕に区分される軸組工法により建築されている建物**以外の建物として扱うものとする。
- 3 **木造建物〔I〕に区分される軸組工法により建築されている建物**以外の算定については、原則として、専門メーカー等の見積を徴することにより行うものとする。

(数量計算)

第5条 数量の算出は、この要領に定めるもののほか、建物算定要領**別添一の木造建物調査積算要領(軸組工法)**(以下「**木造建物要領(軸組工法)**」という。)の別添2木造建物数量積算基準(以下「数量積算基準」という。)によるものとする。

2～3 (略)

(直接工事費)

第6条 直接工事費は、次の各号により算定するものとする。

一 曳家工事費

曳家工事費は、次に定めるところにより算出する各工事費の合計額とする。

ア (略)

別記 曳家移転料算定要領

(建物の区分)

第2条 (略)

- 2 **木造建物〔I〕**の算定については、第2章に定めるところによる。ただし、対象となる建物の構造、形状、材種等から判断して、この要領を適用することが妥当でない認められるときは、**木造建物〔I〕**以外の建物として扱うものとする。
- 3 **木造建物〔I〕**以外の算定については、原則として、専門メーカー等の見積を徴することにより行うものとする。

(数量計算)

第5条 数量の算出は、この要領に定めるもののほか、建物算定要領**別添一木造建物調査積算要領(以下「木造建物要領」という。)**の別添2木造建物数量積算基準(以下「数量積算基準」という。)によるものとする。

2～3 (略)

(直接工事費)

第6条 直接工事費は、次の各号により算定するものとする。

一 曳家工事費

曳家工事費は、次に定めるところにより算出する各工事費の合計額とする。

ア (略)

イ 基礎工事費は、**木造建物要領（軸組工法）**第28条により算出する。ただし、数量積算基準第4第1項第一号による布基礎長は、次表の基礎切欠補正率を乗じた値とする。

基礎切欠補正率	1.10
---------	------

なお、基礎が重複するときは、重複部分を人力施工にて算出することとし、基礎数量（布基礎長及び束石数量）は次の方法により算出する。

ウ（略）

## 二 補修工事費

補修工事費は、次に定めるところにより算出する各工事費の合計額とする。

ア 仮設工事費は、**木造建物要領（軸組工法）**第27条により算出する。

イ 部位別補修工事費は、次の式により算出する。

工事費 = (外壁工事費 + 内壁工事費 + 床工事費) × 補修費率

(ア) 外壁工事費は、**木造建物要領（軸組工法）**第31条により算出する。

(イ) 内壁工事費は、**木造建物要領（軸組工法）**第32条により算出する。

(ウ) 床工事費は、**木造建物要領（軸組工法）**第33条各号により算出する。ただし、数量積算基準第9による施工面積及び数量（帖数）は、1階床のうち木材による床組が施工されている部分の仕上材種ごと及び畳の材種ごとに算出した値とする。

(エ) 補修費率は、30パーセントとする。

イ 基礎工事費は、**木造建物要領**第28条により算出する。ただし、数量積算基準第4第1項第一号による布基礎長は、次表の基礎切欠補正率を乗じた値とする。

基礎切欠補正率	1.10
---------	------

なお、基礎が重複するときは、重複部分を人力施工にて算出することとし、基礎数量（布基礎長及び束石数量）は次の方法により算出する。

ウ（略）

## 二 補修工事費

補修工事費は、次に定めるところにより算出する各工事費の合計額とする。

ア 仮設工事費は、**木造建物要領**第27条により算出する。

イ 部位別補修工事費は、次の式により算出する。

工事費 = (外壁工事費 + 内壁工事費 + 床工事費) × 補修費率

(ア) 外壁工事費は、**木造建物要領**第31条により算出する。

(イ) 内壁工事費は、**木造建物要領**第32条により算出する。

(ウ) 床工事費は、**木造建物要領**第33条各号により算出する。ただし、数量積算基準第9による施工面積及び数量（帖数）は、1階床のうち木材による床組が施工されている部分の仕上材種ごと及び畳の材種ごとに算出した値とする。

(エ) 補修費率は、30パーセントとする。

ウ 床工事費は、**木造建物要領（軸組工法）**第33条第一号により算出する。ただし、数量積算基準第9による施工面積は、1階床のうち木材による床組が施工されていない部分の仕上材種ごとに算出した値とする。

エ 建築設備工事費は、**木造建物要領（軸組工法）**第40条により算出する。この場合において、必要な項目を抽出し、原則として、次表の算出対象を基に算出する。ただし、これにより難しい場合は、この限りでない。

（略）

オ 建物附随工作物工事費は、必要な項目を抽出し、**木造建物要領（軸組工法）**第41条により算出する。

（共通仮設費）

第7条 共通仮設費は、**木造建物要領（軸組工法）**第22条第2項第一号の内容とし、数量積算基準第14に定める共通仮設費率に基づき、次の式により算定するものとする。

$$\text{共通仮設費} = \text{直接工事費} \times \text{共通仮設費率}$$

（諸経費）

第8条 諸経費は、**木造建物要領（軸組工法）**第22条第2項第二号及び第三号の内容とし、数量積算基準第15に定める諸経費率表に基づき、次の式により算定するものとする。

$$\text{諸経費} = (\text{純工事費} + \text{廃材運搬費}) \times \text{諸経費率}$$

2 （略）

ウ 床工事費は、**木造建物要領**第33条第一号により算出する。ただし、数量積算基準第9による施工面積は、1階床のうち木材による床組が施工されていない部分の仕上材種ごとに算出した値とする。

エ 建築設備工事費は、**木造建物要領**第40条により算出する。この場合において、必要な項目を抽出し、原則として、次表の算出対象を基に算出する。ただし、これにより難しい場合は、この限りでない。

（略）

オ 建物附随工作物工事費は、必要な項目を抽出し、**木造建物要領**第41条により算出する。

（共通仮設費）

第7条 共通仮設費は、**木造建物要領**第22条第2項第一号の内容とし、数量積算基準第14に定める共通仮設費率に基づき、次の式により算定するものとする。

$$\text{共通仮設費} = \text{直接工事費} \times \text{共通仮設費率}$$

（諸経費）

第8条 諸経費は、**木造建物要領**第22条第2項第二号及び第三号の内容とし、数量積算基準第15に定める諸経費率表に基づき、次の式により算定するものとする。

$$\text{諸経費} = (\text{純工事費} + \text{廃材運搬費}) \times \text{諸経費率}$$

2 （略）

新	旧
<p>別記 6 <u>別添一の一</u></p>  <p>木造建物調査積算要領 <u>〔軸組工法〕</u></p>  <p>別添 1 木造建物図面作成基準 別添 2 木造建物数量積算基準</p>	<p>別記 6 <u>別添一</u></p>  <p>木造建物調査積算要領</p>  <p>別添 1 木造建物図面作成基準 別添 2 木造建物数量積算基準</p>

(適用範囲)

第1条 本要領は、建物移転料算定要領第3条第1項に係る軸組工法により建築されている木造建物（同条第2項に係る工法により建築されているものを含む。）の調査及び推定再建築費の積算に適用するものとする。

(木造建物の区分)

第2条 調査積算に当たり、木造建物は建物移転料算定要領第2条による区分に従い、木造建物〔Ⅰ〕、木造建物〔Ⅱ〕、木造建物〔Ⅲ〕及び木造特殊建物にそれぞれ区分する。

2 (略)

3 木造建物〔Ⅱ〕、木造建物〔Ⅲ〕及び木造特殊建物の調査については、第2章の規定を準用して行うほか、推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとし、積算については、別添2木造建物数量積算基準（以下「数量積算基準」という。）に定める諸率は適用しないものとし、第3章の規定を準用した積み上げによるか、又は専門メーカー等の見積を徴することにより行うものとする。

(所在地等の調査)

第3条 建物の調査を行うに当たっては、あらかじめ、次の事項について調査を行うものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 構造、用途及び建築工法

(造作の調査)

第16条 造作に係る調査は、次の事項について行うものとする。

(適用範囲)

第1条 本要領は、建物移転料算定要領第3条に係る木造建物の調査及び推定再建築費の積算に適用するものとする。

(木造建物の区分)

第2条 調査積算に当たり、木造建物は建物移転料算定要領第2条による区分に従い、木造建物〔Ⅰ〕、木造建物〔Ⅱ〕、木造建物〔Ⅲ〕及び木造特殊建物にそれぞれ区分する。

2 (略)

3 木造建物〔Ⅱ〕、木造建物〔Ⅲ〕及び木造特殊建物の調査については、第2章の規定を準用して行うほか、推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとし、積算については、別添2の木造建物数量積算基準（以下「数量積算基準」という。）に定める諸率は適用しないものとし、第3章の規定を準用した積み上げによるか、又は専門メーカー等の見積を徴することにより行うものとする。

(所在地等の調査)

第3条 建物の調査を行うに当たっては、あらかじめ、次の事項について調査を行うものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 構造及び用途

(造作の調査)

第16条 造作に係る調査は、次の事項について行うものとする。



(1) 種類（床の間、書院、床脇、欄間、造付けタンス、階段、手摺、押入れ、造付け下駄箱、床下収納庫、掘りこたつ、霧除庇等。ただし、軸部工事に係る木材材積量に含まれる**構成部材**を除く。）

(2)～(4) (略)

(樋の調査)

第 17 条 樋に係る調査は、次の事項について行うものとする。

**(削る)**

(1) 形状寸法（軒樋、豎樋、谷樋、集水器別）

(2) **材質**

**(削る)**

**(削る)**

(数量積算)

第 24 条 建物の部位別の工事費の算定は、**数量積算基準**に定めのあるものは、これを用いて行うものとする。

(樋工事費)

第 38 条 樋工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費 = **1 階床面積 × 単価**

**(削る)**

(1) 種類（床の間、書院、床脇、欄間、造付けタンス、階段、手摺、押入れ、造付け下駄箱、床下収納庫、掘りこたつ、霧除庇等。ただし、軸部工事に係る木材材積量に含まれる**構造部材**を除く。）

(2)～(4) (略)

(樋の調査)

第 17 条 樋に係る調査は、次の事項について行うものとする。**な**

**お、第 3 号の数量は、原則として設計寸法又は図示の寸法による延長又は箇所数によるものとする。**

(1) 形状寸法（軒樋、豎樋、谷樋、集水器別）

(2) **形質**

**(3) 数量（軒樋、豎樋、谷樋については延長、集水器については箇所数）**

**(4) その他必要な事項**

(数量積算)

第 24 条 建物の部位別の工事費の算定は、**別添 2 の数量積算基準**に定めのあるものは、これを用いて行うものとする。

(樋工事費)

第 38 条 樋工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費 = **数量 × 単価（種類別の合計額を求める。）**  
**数量：第 17 条で調査した数量とする。**

別添1 木造建物図面作成基準

別表

図面名称	作成の方法等	縮尺	備考
配置図	<p>配置図は、次により作成するものとする。</p> <p>一 建物等の所有者（同族法人及び親子を含む。）を単位として作成する。</p> <p>二 縮尺は、原則として、次の区分による。</p> <p>(1) 建物、庭園及び墳墓を除く工作物、庭木等を除く立竹木 100分の1又は200分の1</p> <p>(2) 庭園、墳墓、庭木等 50分の1又は100分の1</p> <p>三 用紙は、日本産業規格A列3番を用いる。ただし、建物の敷地が広大であるため記載することが困難である場合には、A列2番によることができる（以下この節において同じ。）。</p> <p>四 敷地境界線及び方位を明確に記入する。方位は、原則として、図面の上方を北の方位とし図面右上部に記入する。</p> <p>五 土地の取得等の予定線を赤色の実線で記入する。</p> <p>六 建物、工作物及び立竹木の位置等を記入し、建物、工作物及び立竹木ごとに番号を付す。ただし、工作物及び立竹木が多数存在する場合には、これらの配置図を各々作成することができる。</p> <p>七 図面中に次の事項を記入する。</p> <p>(1) 敷地面積</p> <p>(2) 用途地域</p> <p>(3) 建ぺい率</p> <p>(4) 容積率</p> <p>(5) 建築年月</p> <p>(6) 構造概要・建築工法</p> <p>(7) 建築面積</p> <p>(8) 建物延べ床面積</p>	1/100 又は 1/200	
平面図	<p>(1) 平面図は、様式第49号により建物ごとに作成する。</p> <p>(2) 建物の方位は、原則として、図面の上方を北の方位とし、図面右上部に記入する。</p> <p>(3) 建物の面積計算に必要な部分及び借家人の占有面積、店舗等の用途区分に応じて主要間仕切りに寸法線を記入する。</p> <p>(4) 建物の面積計算は、各階の床面積ごとに行い、原則として、図面の左下側に記入する。</p> <p>(5) 変形建物等で通常の面積計算により算出が困難な場合には、当該部分の三斜計算を行う。</p>	1/100	

別添1 木造建物図面作成基準

別表

図面名称	作成の方法等	縮尺	備考
配置図	<p>仕様書第89条の規定による。</p>	1/100 又は 1/200	
平面図	<p>(1) 平面図は、様式第49号により建物ごとに作成する。</p> <p>(2) 建物の方位は、原則として、図面の上方を北の方位とし、図面右上部に記入する。</p> <p>(3) 建物の面積計算に必要な部分及び借家人の占有面積、店舗等の用途区分に応じて主要間仕切りに寸法線を記入する。</p> <p>(4) 建物の面積計算は、各階の床面積ごとに行い、原則として、図面の左下側に記入する。</p> <p>(5) 変形建物等で通常の面積計算により算出が困難な場合には、当該部分の三斜計算を行う。</p>	1/100	

	<p>(6) 店舗、事務所、工場等の用途別の面積及び建築年月日別の床面積についても面積計算を行い、記入する。占有区分の面積については、別途必要と認められる部分のみの計算を行う。</p> <p>(7) 各室の仕上げは、次表を用いて表示する。</p> <table border="1"> <tr><td>室名</td><td></td></tr> <tr><td>壁</td><td></td></tr> <tr><td>床</td><td></td></tr> <tr><td>天井</td><td></td></tr> </table> <p>(8) 建具については、その位置を表示する。ただし、別に建具表（図面）を作成することができる。</p> <p>(9) 外壁仕上げは、特に必要な場合はその名称を記入する。</p> <p>(10) 当該建物に用地取得等の予定線がかかる場合は、赤色の実線で表示する。</p> <p>(11) 築年次が異なる建物が接合している場合は、建築年月別の床面積についても面積計算を行い記入するものとする。</p>	室名		壁		床		天井			
室名											
壁											
床											
天井											
立面図	立面図は、様式第49号を使用し（以下同様の様式を使用する。）、4面を作成し、仕上材種の名称を記入する。	1/100									
屋根伏図	屋根伏図は、屋根の形状、勾配、軒出、傍軒出、 <b>葺材名称及び面積並びに樋の形状寸法及び材質を記入する。</b>	1/100									
建築設備位置図 (電気設備)	平面図を基に、電灯等の区分別に設置されている位置を表示する。	1/100									
建築設備位置図 (ガス設備)	平面図を基に、ガス設備が設置されている位置を表示する。ただし、他の図面と併用できる場合は、同一の図面で作成することができる。	1/100									
図面名称	作成の方法等	縮尺	備考								
建築設備位置図 (給水・給湯設備)	屋内給水は平面図を基に、給水・給湯の水栓が設置されている位置を表示する。屋外給水は配置図を基に、設置されている位置を表示する。ただし、他の図面と併用できる場合は、同一の図面で作成することができる。	1/100									
建築設備位置図 (屋内・排水設備)	平面図を基に、屋内排水は浴槽、洗面台、便器等の設置されている位置を表示する。ただし、他の図面と併用できる場合は、同一の図面で作成することができる。	1/100									
建築設備位置図 (屋外・排水設備)	配置図を基に、屋外排水の設置されている位置を表示する。ただし、他の図面と併用できる場合は、同一の図面で作成することができる。	1/100 又は 1/200									
建築設備位置図等 (上記以外の建築設備)	厨房設備、空調設備、浄化槽等が設置されている場合には、各々の設備の積算に必要な図面を作成する。 ただし、他の図面と併用できる場合は、同一の図面で作成することができる。		必要に応じて作成する								
<b>写真撮影方向図</b>	<b>配置図及び平面図を基に、写真撮影の位置を明確にするための位置図を作成する。</b>	<b>1/100 又は 1/200</b>									

	<p>(6) 店舗、事務所、工場等の用途別の面積及び建築年月日別の床面積についても面積計算を行い、記入する。占有区分の面積については、別途必要と認められる部分のみの計算を行う。</p> <p>(7) 各室の仕上げは、次表を用いて表示する。</p> <table border="1"> <tr><td>室名</td><td></td></tr> <tr><td>壁</td><td></td></tr> <tr><td>床</td><td></td></tr> <tr><td>天井</td><td></td></tr> </table> <p>(8) 建具については、その位置を表示する。ただし、別に建具表（図面）を作成することができる。</p> <p>(9) 外壁仕上げは、特に必要な場合はその名称を記入する。</p> <p>(10) 当該建物に用地取得等の予定線がかかる場合は、赤色の実線で表示する。</p> <p>(11) 築年次が異なる建物が接合している場合は、建築年月別の床面積についても面積計算を行い記入するものとする。</p>	室名		壁		床		天井			
室名											
壁											
床											
天井											
立面図	立面図は、様式第49号を使用し（以下同様の様式を使用する。）、4面を作成し、仕上材種の名称を記入する。	1/100									
屋根伏図	屋根伏図は、屋根の形状、勾配、軒出、傍軒出及び <b>葺材名称及び樋の形状寸法、材質並びに延長(数量)を記入し、屋根面積及び通集計表(計算過程を含む。)を記載する。</b>	1/100									
建築設備位置図 (電気設備)	平面図を基に、電灯等の区分別に設置されている位置を表示する。	1/100									
建築設備位置図 (ガス設備)	平面図を基に、ガス設備が設置されている位置を表示する。ただし、他の図面と併用できる場合は、同一の図面で作成することができる。	1/100									
図面名称	作成の方法等	縮尺	備考								
建築設備位置図 (給水・給湯設備)	屋内給水は平面図を基に、給水・給湯の水栓が設置されている位置を表示する。屋外給水は配置図を基に、設置されている位置を表示する。ただし、他の図面と併用できる場合は、同一の図面で作成することができる。	1/100									
建築設備位置図 (屋内・排水設備)	平面図を基に、屋内排水は浴槽、洗面台、便器等の設置されている位置を表示する。ただし、他の図面と併用できる場合は、同一の図面で作成することができる。	1/100									
建築設備位置図 (屋外・排水設備)	配置図を基に、屋外排水の設置されている位置を表示する。ただし、他の図面と併用できる場合は、同一の図面で作成することができる。	1/100 又は 1/200									
建築設備位置図等 (上記以外の建築設備)	厨房設備、空調設備、浄化槽等が設置されている場合には、各々の設備の積算に必要な図面を作成する。 ただし、他の図面と併用できる場合は、同一の図面で作成することができる。		必要に応じて作成する								

新	旧
<p data-bbox="210 205 587 262"><u>別記 6 別添一の二</u></p> <p data-bbox="543 646 1160 716"><u>木造建物調査積算要領</u></p> <p data-bbox="774 726 1472 768"><u>[ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法]</u></p> <p data-bbox="923 821 1353 856">別添 1 <u>木造建物図面作成基準</u></p> <p data-bbox="923 863 1353 898">別添 2 <u>木造建物数量積算基準</u></p>	<p data-bbox="1516 195 1605 226">(新設)</p>

## 別添一の二

### 木造建物調査積算要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕

## 第1章 総 則

### (適用範囲)

第1条 この要領は、建物移転料算定要領（平成28年3月23日付け中央用対発第7号。以下「建物算定要領」という。）第3条第1項に係るツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により建築されている木造建物（同条第2項に係る工法により建築されているものを含む。）の調査及び推定再建築費の積算に適用するものとする。

### (木造建物の区分)

第2条 調査積算に当たり、木造建物は建物算定要領第2条による区分に従い、木造建物〔Ⅰ〕、木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕にそれぞれ区分する。

2 木造建物〔Ⅰ〕の調査及び推定再建築費の積算については、第2章及び第3章に定めるところによる。ただし、対象となる建物の構造、形状、材種等から判断して、この要領を適用することが妥当でないと認められるときの調査積算は、木造建物〔Ⅰ〕以外の木造建物として扱うものとする。

3 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の調査については、第2章の規定を準用して行うほか、推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとし、積算については、別添2木造建物数量積算基準（以下「数量積算基準」という。）に定める諸率は適用しないものとし、第3章の規定を準用した積み上げによるか、又は専門メーカー等の見積を徴することにより行うものとする。

## 第2章 調 査

### (所在地等の調査)

第3条 建物の調査を行うに当たっては、あらかじめ、次の事項について調査を行うものとする。

- 一 建物の所在地
- 二 建物所有者の氏名又は名称（代表者の氏名）、住所又は所在地及び電話番号
- 三 建築年月
- 四 構造、用途及び建築工法

### (調査の方法)

第4条 建物調査は、建物平面等のほか第7条から第19条までに定める建物の部位ごとに区分して行うものとする。

2 不可視部分の調査は、既存図が入手できる場合にはこれを利用することができるものとする。この場合において、可能な範囲内で写しを入手するものとする。また、既存図が入手できない場合には建物所有者、設計者又は施工者からこれらの状況を聴取する等の方法により調査を行うものとする。ただし、既存図が入手できる場合でも当該建物と既存図の間に相違があると認められる場合には、既存図が入手できない場合の調査を行い補正するものとする。

### (平面の調査)

第5条 建物平面の調査は、建物の階層ごとの平面図を作成するために必要な次の各号に係るものについて行うものとする。

- 一 間取り、寸法及び各室の名称

二 柱及び壁の位置

三 床の間及び押入れ等の位置

四 開口部（引違い戸、開戸、開口等別）の位置

五 その他必要な事項

2 建物の各室の平面の寸法は、壁の中心間の長さによるものとする。

(仮設の調査)

第6条 仮設に係る調査は、次の事項について行うものとする。

一 1階の外壁の面数（出幅が45センチメートル以内の出窓等の面数は除く。）

二 シート張りの要否（都市計画法の指定区域、周辺の状況等）

(基礎の調査)

第7条 基礎に係る調査は、次の事項について行うものとする。

一 基礎の種類

二 布基礎の基礎天端幅及び地上高（地盤面から基礎天端までの高さとする。以下同じ。）

三 多雪区域等の高床式基礎の形状寸法

四 べた基礎の基礎立上部分の天端幅、地上高、底盤部分の施工面積及び形状寸法

五 独立基礎、玉石基礎の形状寸法及び数量

六 床下防湿コンクリートの施工面積及び形状寸法

七 傾斜地に建築されている建物で車庫等に利用されている半地下式の基礎又は松杭若しくはコンクリート杭等で補強している建物の基礎の形状寸法及びその他必要な事項

八 束立てを施工してある部分の面積（用途区分が専用住宅であるときを除く。）

九 玄関、浴室等直接コンクリートが打設されている部分の施工面積及び形状寸法

一〇 仕上げ

一一 その他必要な事項

(く体の調査)

第8条 く体に係る調査は、次の事項について行うものとする。

一 壁高（1階及び2階の別）

二 その他必要な事項

(屋根の調査)

第9条 屋根に係る調査は、次の事項について行うものとする。

一 屋根形状（切妻、寄棟、入母屋等）

二 軒出及び傍軒出

三 屋根勾配

四 仕上材種

(外壁の調査)

第10条 外壁に係る調査は、次の事項について行うものとする。

一 各階の外壁周長

外壁周長は、壁の中心間で測定する。

二 各階の壁高

1階の壁高は、外壁の施工されている下端から天井組又は2階床組の上端までとし、2階の壁高は、

2階床組の上端から天井組の上端までとする。

なお、屋根の形状が片流れの場合は、両壁高の平均値とする。

三 屋根の形状が切妻の場合は、梁間及び妻高

妻面積の算出が可能な調査とする。

四 仕上材種

五 軒天井が仕上施工されている場合は、その位置及び仕上材種

六 その他面積の算出に必要な事項

(内壁の調査)

第11条 内壁に係る調査は、次の事項について行うものとする。

一 各室の天井高

二 仕上材種が腰壁等と異なる場合には、仕上材ごとの高さ等

三 仕上材種

(床の調査)

第12条 床に係る調査は、次の事項について行うものとする。

一 各室の仕上材種

二 畳の材種及び数量（帖数）

(天井の調査)

第13条 天井に係る調査は、次の事項について行うものとする。

一 各室の天井の種類（竿縁、底目地、舟底、打上げ等）

二 各室の仕上材種

三 その他面積の算出に必要な事項

(開口部〔金属製建具〕の調査)

第14条 金属製建具に係る調査は、次の事項について行うものとする。

一 サッシュ窓

ア 設置位置

イ 種類（引違い、両開き、片開き、ルーバー、固定式等）

ウ 材質

エ 規格寸法

オ 面格子の有無

カ 雨戸の有無及び鏡板の有無

二 玄関・勝手口等のドア

ア 設置位置

イ 種類、材質及び規格寸法

三 手摺等

ア 設置位置

イ 種類、材質及び規格寸法

四 その他必要な事項

(開口部〔木製建具〕の調査)

第15条 木製建具に係る調査は、次の事項について行うものとする。

一 設置位置

二 種類及び規格寸法

三 材質

四 面格子の有無

五 雨戸の有無

六 その他必要な事項

(造作の調査)

第16条 造作に係る調査は、次の事項について行うものとする。

一 種類（床の間、書院、床脇、欄間、造付けタンス、階段、手摺、押入れ、造付け下駄箱、床下収納庫、掘りこたつ、霧除庇等。ただし、く体工事に係る木材材積量に含まれる構成部材を除く。）

二 形状寸法

三 数量

四 その他必要な事項

(樋の調査)

第17条 樋に係る調査は、次の事項について行うものとする。

一 形状寸法（軒樋、豎樋、谷樋、集水器別）

二 材質

(建築設備の調査)

第18条 建築設備に係る調査は、次の事項について行うものとする。

一 電気設備

ア 電灯、コンセント、スイッチ及び分電盤の設置位置

イ 規格（コンセントは埋込、露出の別及び口数等、スイッチは埋込、露出の別及び連数、分電盤は回路数）

ウ 数量

エ 照明器具の種類

二 ガス設備

ア 都市ガス又はプロパンガスの別

イ 配管の位置

ウ ガス管の種類、規格及び延長

エ ガス栓の規格及び数量

三 給水・給湯設備

(一) 建物内

ア 給水・給湯の水栓（蛇口）の設置位置

イ 水栓の種類及び規格

ウ 水栓の数量（外水栓を除く。）

(二) 建物外（敷地内）

ア 水道管の敷設位置

イ 計量器の位置

ウ 水道管の種類、規格及び延長

エ 水栓の数量

(三) 上記以外の設備の種類、規格寸法、数量等

四 排水設備

建物外（敷地内）

ア 排水管、樹等の敷設位置

イ 排水管、樹等の種類、規格寸法及び数量

ウ 排水管の延長

五 衛生設備



ア 種類（浴槽、洗面台、便器等）

イ 規格寸法

ウ 数量

六 厨房設備

ア 種類（流し台、調理台等）

イ 規格寸法

ウ 数量

七 その他の設備（空調(冷暖房)設備、消火設備、浄化槽等）

ア 種類

イ 規格寸法

ウ 数量

（建物附随工作物の調査）

第19条 建物附随工作物については、次の事項について調査するものとする。

一 種類（テラス、ベランダ等）

二 設置位置

三 形状寸法

四 数量

第20条 第3条から前条までの調査に当たっては、石綿含有建材の使用の有無について、別記8石綿調査算定要領により調査を行うものとする。

（木造建物調査表及び図面の作成）

第21条 調査が終了したときは、様式第50-1-2号による木造建物調査表を作成するものとする。

2 図面は、別添1木造建物図面作成基準（以下「図面作成基準」という。）により作成するものとする。

（写真撮影等）

第22条 次ににより写真を撮影し、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。

一 写真撮影

次の箇所を撮影する。

ア 四方からの外部及び屋根

イ 各室

ウ 造作、建築設備及び建物附随工作物

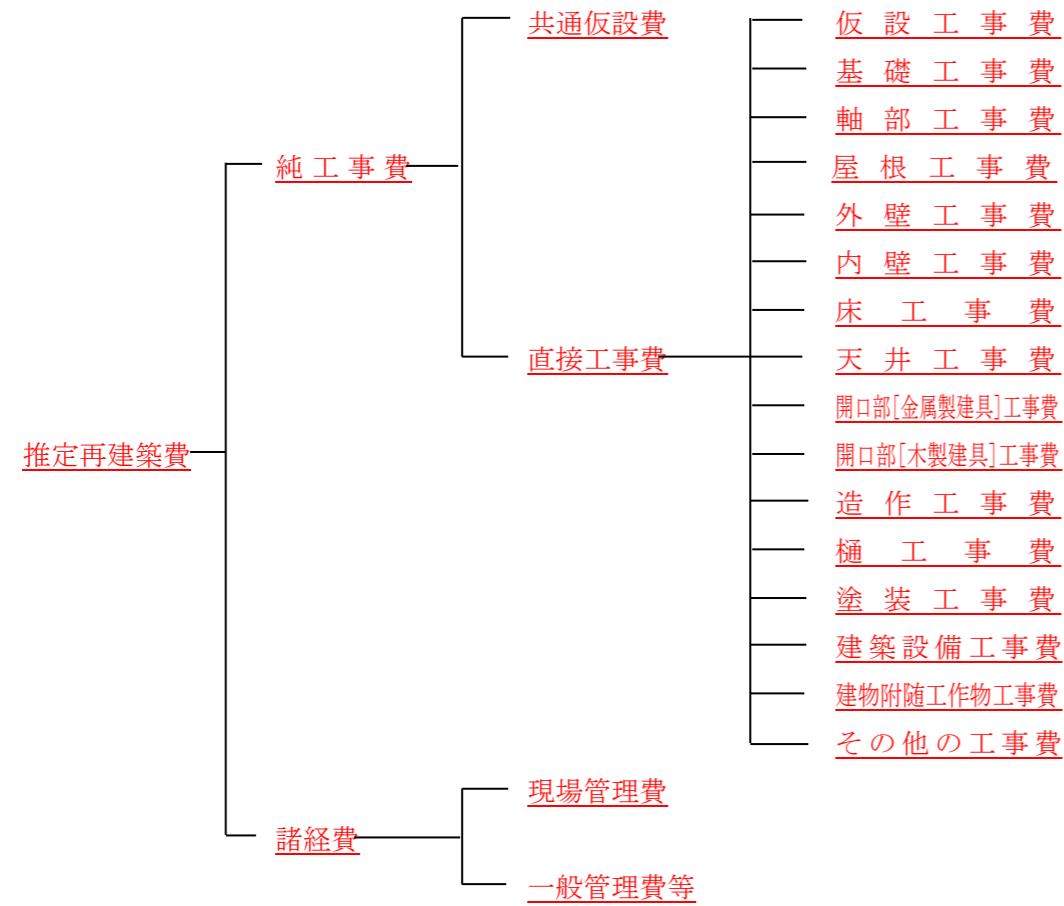
二 写真台帳

撮影の位置、方向及び写真番号を記載した建物の配置図及び平面図を添付し、撮影年月日を記入する。

## 第3章 積算

(推定再建築費の構成)

第23条 木造建物の推定再建築費の構成は、次のとおりとするものとし、様式第52号により算出する。



2 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の内容は、それぞれ次のとおりとする。

### 一 共通仮設費

準備費（敷地整理費）、仮設物費（仮囲い費、下小屋費及び簡易トイレ設置費）、動力用水光熱費（仮設電力設置費、電気料金及び水道料金）、整理清掃費（建物敷地及び接面道路の清掃費）その他費用

### 二 現場管理費

労務管理費、租税公課、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、補償費、雑費その他原価性経費配賦額

### 三 一般管理費等

一般管理費（役員報酬、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、電力用水光熱費、調査研究費、広告宣伝費、営業債権貸倒償却、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、試験研究費償却、開発費償却、租税公課、保険料及び雑費）及び付加利益（法人税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金等）

(積算単価等)

第24条 補償金の積算に用いる単価は、次の各号によるものとする。

- 一 物件移転等標準書の単価
- 二 物件移転等標準書に記載されていない細目の単価については、「建設物価（一般財団法人建設物価調査会発行）」、「積算資料（一般財団法人経済調査会発行）」又はこれらと同等であると認められる公刊物に記載されている単価及び専門業者の資料単価

(数量積算)

第25条 建物の部位別の工事費の算定は、数量積算基準に定めのあるものは、これを用いて行うものとする。

(計算数値の取扱い)

第26条 補償金の積算に必要な構造材、仕上げ材等の数量算出の単位は、通常使用されている例によるものとする。

ただし、算出する数量が少量であり、通常使用している単位で表示することが困難な場合は、別途の単位を使用することができるものとする。

2 構造材、仕上げ材等の数量計算は、原則として、それぞれの単位を基準として次の方法により行うものとする。

- 一 数量計算の集計は、木造建物建築直接工事費計算書（様式第52-2）に計上する項目ごとに行う。
- 二 前項の使用単位で直接算出できるものは、その種目ごとの計算過程において、小数点以下第3位（小数点以下第4位切捨て）まで求める。
- 三 前項の使用単位で直接算出することが困難なものは、種目ごとの長さ等の集計を行った後、使用単位数量に換算する。この場合における長さ等の集計は、原則として、小数点以下第2位をもって行うものとし、数量換算結果は、小数点以下第3位まで算出する。

(木造建物建築直接工事費計算書に計上する数値)

第27条 木造建物建築直接工事費計算書（様式第52-2）に計上する数値は、次の各号によるもののほか、図面作成基準第5による計測値を基に算出した数値とする。

- 一 建物の延べ床面積は、図面作成基準第6第3項で算出した数値とする。
- 二 構造材、仕上げ材その他の数量は、前条第2項第二号及び第三号で算出したものを小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）で計上する。

(仮設工事費)

第28条 仮設工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費 = 仮設工事面積 × 単価

仮設工事面積：数量積算基準第3による。

(基礎工事費)

第29条 基礎工事費は、次の方法により算出するものとする。

一 布基礎

ア 布コンクリート等基礎

工事費 = 布基礎長 × 単価

布基礎長：数量積算基準第4第一号アによる。

イ 布基礎仕上げ

工事費 = 基礎外周長 × 単価

基礎外周長：1階の外壁周長とする。

二 束石

工事費 = 束石数量 × 単価

束石数量：数量積算基準第4第二号による。

### 三 べた基礎

#### ア べた基礎

工事費 = 底盤部分の工事費 + 立ち上がり部分の工事費

= [ (1階の底盤部分の施工面積×単価) ] + [ (布基礎長×単価) ]

1階の底盤部分の施工面積：第7条第四号で調査し、算出した数値とする。

布基礎長（立ち上がり部分）：数量積算基準第4第一号イによる。

#### イ べた基礎仕上げ

工事費 = 基礎外周長 × 単価

基礎外周長：1階の底盤部分の外周長（壁の中心間の測定値）とする。

### 四 独立基礎、玉石基礎

工事費 = 独立基礎数又は玉石基礎数 × 単価

独立基礎数又は玉石基礎数：第7条第五号で調査した数量とする。

### 五 土間コンクリート

工事費 = 施工面積 × 単価

施工面積：第7条第九号で調査し、算出した数値とする。

### 六 床下防湿コンクリート

工事費 = 施工面積 × 単価

施工面積：第7条第六号で調査し、算出した数値とする。

### (く体工事費)

第30条 く体工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費 = く体木材費 + 労務費

= [ (木材材積量×単価) ] + [ (延床面積×単価) ]

木材材積量：数量積算基準第5による。

### (屋根工事費)

第31条 屋根工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費 = 施工面積 × 単価 (仕上材種別の合計額を求める。)

施工面積：数量積算基準第6による。

### (外壁工事費)

第32条 外壁工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費 = 施工面積 × 単価 (仕上材種別の合計額を求める。)

施工面積：数量積算基準第7による。

### (内壁工事費)

第33条 内壁工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費 = 施工面積 × 単価 (仕上材種別の合計額を求める。)

施工面積：数量積算基準第8による。

### (床工事費)

第34条 床工事費は、次の方法により算出するものとする。

#### 一 床仕上材種

工事費 = 施工面積 × 単価 (仕上材種別の合計額を求める。)

施工面積：数量積算基準第9による。

## 二 畳敷き

工事費 = 数量 (帖数) × 単価 (畳の材種別の合計額を求める。)

数量 (帖数) : 数量積算基準第9による。

### (天井工事費)

第35条 天井工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費 = 施工面積 × 単価 (仕上材種別の合計額を求める。)

施工面積 : 数量積算基準第10による。

### (開口部〔金属製建具〕工事費)

第36条 金属製建具に係る工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費 = 数量 × 単価 (種類別の合計額を求める。)

数量 : 数量積算基準第11による。

### (開口部〔木製建具〕工事費)

第37条 木製建具に係る工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費 = 数量 × 単価 (種類別の合計額を求める。)

数量 : 数量積算基準第12による。

### (造作工事費)

第38条 造作工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費 = 数量 × 単価 (種類別の合計額を求める。)

数量 : 第16条で調査した数量とする。

### (樋工事費)

第39条 樋工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費 = 1階床面積 × 単価

### (塗装工事費)

第40条 塗装工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費 = 延床面積 × 単価

### (建築設備工事費)

第41条 建築設備工事費は、設備の種類ごとに次の方法により算出するものとする。

#### 一 電気設備工事費

工事費 = 数量 × 単価 (種類別の合計額を求める。)

数量 : 数量積算基準第13第一号による。

#### 二 ガス設備工事費

##### ア 都市ガス

各地域の工事費の実態により算出する。

##### イ プロパンガス

工事費 = プロパンガス調整器等設置費 + (配管数量 × 単価)

+ (ガス栓数量 × 単価)

配管数量、ガス栓数量 : 第18条第二号で調査し、算出した数量とする。

#### 三 給水、給湯設備工事費

工事費 = 水栓工事費 + 建物内配管工事費 + 建物外配管工事費

= [水栓(蛇口)の種類ごとの数量 × 単価] + [水栓(蛇口)数量 × 単価]

+ [本管取付から計量器までの工事費 + (計量器からの配管数量 × 単価)]

水栓(蛇口)の種類ごとの数量 : 数量積算基準第13第二号アによる。

水栓(蛇口)数量：数量積算基準第13第二号イによる。

計量器からの配管数量：第18条第三号(二)で調査し、算出した数値とする。

#### 四 排水設備工事費

工事費 = 建物内排水設備工事費 + 建物外排水設備工事費

= [水栓(蛇口)数量×単価] + [(種類別配管数量×単価) + (桝等の数量×単価)]

水栓(蛇口)数量：数量積算基準第13第三号による。

種類別配管数量及び桝等の数量：第18条第四号で調査し、算出した数値とする。

#### 五 衛生設備工事費

工事費 = 数量 × 単価 (種類別の合計額を求める。)

数量：第18条第五号で調査した数量とする。

#### 六 厨房設備工事費

工事費 = 数量 × 単価 (種類別の合計額を求める。)

数量：第18条第六号で調査した数量とする。

#### 七 その他の設備工事費

工事費 = 数量 × 単価 (種類別の合計額を求める。)

数量：第18条第七号で調査した数量とする。

#### (建物附随工作物工事費)

第42条 建物附随工作物工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費 = 数量 × 単価 (種類別の合計額を求める。)

数量：第19条で調査した数量とする。

#### (その他の工事費)

第43条 第28条から第42条までに掲げる工事以外の工事費は、第27条から第41条までに掲げる工事の方法に準じて算出するものとする。

#### (共通仮設費)

第44条 共通仮設費は、次の式により算出するものとする。

共通仮設費 = 直接工事費 × 共通仮設費率

直接工事費：第28条から第43条までに算出した各工事費の合計額とする。

共通仮設費率：数量積算基準第14による。

#### (諸経費)

第45条 諸経費は、次の式により算出するものとする。

諸経費 = 純工事費 × 諸経費率

純工事費：直接工事費に共通仮設費を加えた額とする。

諸経費率：数量積算基準第15による。

なお、第24条第二号に規定する単価を積算に用いる場合において、当該単価に第23条第2項第二号及び第三号に規定する費用と同等の諸経費が含まれている場合は諸経費の対象としないものとする。

2 諸経費率は、一発注(建築及び解体)を単位とし、純工事費と廃材運搬費の合計額に対応した率を適用するものとする。

なお、原則として建物と附帯工作物については別発注、木造建物と非木造建物については一発注として算定するものとする。

#### (建築直接工事費の積算)

第46条 建築直接工事費は、様式第52-2号により算出するものとする。

別添 1

木造建物図面作成基準

(作成する図面)

第 1 作成する図面の種類及び作成方法については、原則として、別表に掲げるものとする。

(用紙及び図面)

第 2 図面の大きさは、原則として、産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 1 1 条により制定された日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）A 列 3 番横とする。

2 配置図は様式第 48 号により、平面図、立面図及びその他の図面は様式第 49 号により作成する。

(図の配置)

第 3 平面図、配置図等は、原則として、図面の上方が北の方位となるように配置し、立面図等は、上下方向を図面の上下に合わせる。

(図面の縮尺)

第 4 作成する各図面の縮尺は、原則として、別表に表示する縮尺とし、各図面に当該縮尺を記入する。ただし、これにより難しい場合は、この限りでない。

(建物の計測)

第 5 建物の計測は、仕様書第 42 条による。

(図面等に表示する数値及び面積計算)

第 6 図面等に表示する数値及び面積計算は、仕様書第 43 条による。

(図面表示記号)

第 7 図面に表示する記号は、原則として、日本産業規格の図記号を用いる。

(線の種類)

第 8 線は、原則として、次の 4 種類とする。

実線	—————
破線	- - - - -
点線	.....
鎖線	- · - · - ·

2 線の太さは、原則として、0.2 ミリメートル以上とする。

(文字)

第 9 図面に記載する文字は、原則として、横書きとする。ただし、寸法を表示する数値は寸法線に添って記入する。

2 文字のうち、漢字は楷書体を用い、術語のかなは平仮名、外来語は片仮名、数字は算用数字とする。

3 文字の大きさは、原則として、漢字は 3.0 ミリメートル角以上、平仮名、片仮名、算用数字等は 2.0 ミリメートル角以上とする。

(勾配の表示)

第10 勾配の表示は、原則として、正接を用いるものとする。この場合において、分母を10とした分数で表示する。

別表

<u>図面名称</u>	<u>作成の方法等</u>	<u>縮尺</u>	<u>備考</u>
<u>配置図</u>	<u>配置図は、次により作成するものとする。</u> <u>一 建物等の所有者（同族法人及び親子を含む。）</u> <u>を単位として作成する。</u> <u>二 縮尺は、原則として、次の区分による。</u> <u>(1) 建物、庭園及び墳墓を除く工作物、庭木等を除く</u> <u>立竹木</u> <u>100分の1又は200分の1</u> <u>(2) 庭園、墳墓、庭木等</u> <u>50分の1又は100分の1</u> <u>三 用紙は、日本産業規格A列3番を用いる。ただ</u> <u>し、建物の敷地が広大であるため記載することが困難</u> <u>である場合には、A列2番によることができる（以下</u> <u>この節において同じ。）。</u> <u>四 敷地境界線及び方位を明確に記入する。方位は、</u> <u>原則として、図面の上方を北の方位とし図面右上部に</u> <u>記入する。</u> <u>五 土地の取得等の予定線を赤色の実線で記入する。</u> <u>六 建物、工作物及び立竹木の位置等を記入し、建</u> <u>物、工作物及び立竹木ごとに番号を付す。ただし、工</u> <u>作物及び立竹木が多数存する場合には、これらの配置</u> <u>図を各々作成することができる。</u> <u>七 図面中に次の事項を記入する。</u> <u>(1) 敷地面積</u> <u>(2) 用途地域</u> <u>(3) 建ぺい率</u> <u>(4) 容積率</u> <u>(5) 建築年月</u> <u>(6) 構造概要・建築工法</u> <u>(7) 建築面積</u> <u>(8) 建物延べ床面積</u>	<u>1/100</u> <u>又は</u> <u>1/200</u>	
<u>平面図</u>	<u>(1) 平面図は、様式第49号により建物ごとに作成す</u> <u>る。</u> <u>(2) 建物の方位は、原則として、図面の上方を北の方位</u> <u>とし、図面右上部に記入する。</u>	<u>1/100</u>	



	<p>(3) 建物の面積計算に必要な部分及び借家人の占有面積、店舗等の用途区分に応じて主要間仕切りに寸法線を記入する。</p> <p>(4) 建物の面積計算は、各階の床面積ごとに行い、原則として、図面の左下側に記入する。</p> <p>(5) 変形建物等で通常的面積計算により算出が困難な場合には、当該部分の三斜計算を行う。</p> <p>(6) 店舗、事務所、工場等の用途別の面積及び建築年月日別の床面積についても面積計算を行い、記入する。占有区分の面積については、別途必要と認められる部分のみの計算を行う。</p> <p>(7) 各室の仕上げは、次表を用いて表示する。</p> <table border="1" data-bbox="608 672 1062 856"> <tr><td>室名</td><td></td></tr> <tr><td>壁</td><td></td></tr> <tr><td>床</td><td></td></tr> <tr><td>天井</td><td></td></tr> </table> <p>(8) 建具については、その位置を表示する。ただし、別に建具表（図面）を作成することができる。</p> <p>(9) 外壁仕上げは、特に必要な場合はその名称を記入する。</p> <p>(10) 当該建物に用地取得等の予定線がかかる場合は、赤色の実線で表示する。</p> <p>(11) 築年次が異なる建物が接合している場合は、建築年月別の床面積についても面積計算を行い記入するものとする。</p>	室名		壁		床		天井					
室名													
壁													
床													
天井													
立面図	立面図は、様式第49号を使用し（以下同様の様式を使用する。）、4面を作成し、仕上材種の名称を記入する。	1/100											
屋根伏図	屋根伏図は、屋根の形状、勾配、軒出、傍軒出、葺材名称及び面積並びに樋の形状寸法及び材質を記入する。	1/100											
建築設備位置図 (電気設備)	平面図を基に、電灯等の区分別に設置されている位置を表示する。	1/100											
建築設備位置図 (ガス設備)	平面図を基に、ガス設備が設置されている位置を表示する。ただし、他の図面と併用できる場合は、同一の図面で作成することができる。	1/100											
図面名称	作成の方法等	縮尺	備考										
建築設備位置図	屋内給水は平面図を基に、給水・給湯の水栓が設置	1/100											

(給水・給湯設備)	<p>されている位置を表示する。屋外給水は配置図を基に、設置されている位置を表示する。</p> <p>ただし、他の図面と併用できる場合は、同一の図面で作成することができる</p>			
建築設備位置図 (屋内・排水設備)	<p>平面図を基に、屋内排水は浴槽、洗面台、便器等の設置されている位置を表示する。</p> <p>ただし、他の図面と併用できる場合は、同一の図面で作成することができる。</p>	1/100		
建築設備位置図 (屋外・排水設備)	<p>配置図を基に、屋外排水の設置されている位置を表示する。</p> <p>ただし、他の図面と併用できる場合は、同一の図面で作成することができる。</p>	1/100 又は 1/200		
建築設備位置図等 (上記以外の建築設備)	<p>厨房設備、空調設備、浄化槽等が設置されている場合には、各々の設備の積算に必要な図面を作成する。</p> <p>ただし、他の図面と併用できる場合は、同一の図面で作成することができる。</p>		必要に応じて作成する	
写真撮影方向図	<p>配置図及び平面図を基に、写真撮影の位置を明確にするための位置図を作成する。</p>	1/100 又は 1/200		

別添 2

木造建物数量積算基準

(適用範囲)

第1 この数量積算基準に定める諸率を適用することができる建物の用途の区分は、次表のとおりとする。

用途区分表

用途	適用することができる建物
専用住宅	専用住宅のほか、併用（店舗、事務所）住宅、診療所、医院等で構造及び間取りの形状が専用住宅に類似するもの

(適用方法)

第2 この数量積算基準に定める諸率の適用方法については、次条以下に定めるところによる。この場合において、次条以下の表により算出された数値が、それぞれの欄の前欄において算出される数値の最高値に達しないときは、その最高値を限度として補正することができる。

(仮設工事費)

第3 仮設工事費の算出に用いる仮設工事面積は、次の方法により算出する。

仮設工事面積 = 延床面積 × 規模補正率 × 建物形状補正率

(1) 規模補正率は、次表の延床面積の区分に対応した率とする。

区分	I	II	III	IV	V	VI	VII
延床面積		50㎡以上	70㎡以上	100㎡以上	130㎡以上	180㎡以上	250㎡以上
	50㎡未満	70㎡未満	100㎡未満	130㎡未満	180㎡未満	250㎡未満	
補正率	1.15	1.10	1.05	1.00	0.90	0.85	0.75

(2) 建物形状補正率は、次表の建物形状（1階の外壁の面数）に対応した率とする。

建物の形状	I	II	III
判断基準	外壁面が6面以下の建物	外壁面が7面以上 10面以下の建物	外壁面が11面以上の建物
補正率	1.00	1.10	1.20

(3) 築年次が異なる建物が接合している場合の仮設工事面積の算出にあたっては、一体の建物として延床面積を算出することとし、それに対応した規模補正率及び建物形状補正率を用いるものとする。

(基礎工事費)

第4 基礎工事費の算出に用いる布基礎長及び束石数量は、次の方法により算出する。

(1) 布基礎長は、1階床面積に基礎率を乗じた値とする。なお、べた基礎の立ち上がり部分の布基礎長にあつては、1階の底盤部分の施工面積に基礎率を乗じた値とする。また、これらの布基礎長の算出に用いる基礎率は、次表の面積区分及び各用途に対応した率とする。

イ 布コンクリート等基礎

布基礎長=1階床面積×基礎率

ロ べた基礎の立ち上がり部分

布基礎長=1階の底盤部分の施工面積×基礎率

(2) 束石数量は、1階床面積に専用住宅の基礎率を乗じた値とする。なお、これらの束石数量の算出に用いる基礎率は、次表の面積区分に対応した率とする。

束石数量=1階床面積×基礎率

2 一つの用途の場合において基礎の種類が異なる場合は、その種類ごとに施工面積を算出し、面積区分に対応した基礎率により基礎長を算出する。

3 建物の形状又は間仕切りの状況から、次表の基礎率を使用することが困難と認められるときは、別途個別に基礎長を算出する。

基礎率 [1階床面積 1㎡当たり]

面積区分			I	II	III	IV	V	VI	VII
用途	種類	単位	50㎡未満	50㎡以上 70㎡未満	70㎡以上 100㎡未満	100㎡以上 130㎡未満	130㎡以上 180㎡未満	180㎡以上 250㎡未満	250㎡以上
			専用住宅	布基礎	m	1.16	1.10	1.04	0.96
	束石	個	0.43	0.44	0.45	0.47	0.48	0.51	0.55

4 築年次が異なる建物が接合している場合の布基礎長及び束石数量の算出にあたっては、一体の建物として1階床面積を算出することとし、それに対応した基礎率を用いるものとする。

(く 体工事費)

第5 く体工事費の算出に用いる木材材積量は、次の方法により算出する。なお、木材材積量の算出に用いる木材材積率は、次表の壁高及び面積区分に対応した率とする。

木材材積量=延床面積×木材材積率

2 1階と2階の壁高が異なる場合は、それぞれの床面積ごとに延床面積に対応した木材材積率を乗じることにより木材材積量を算出する。

木材材積率 [延床面積 1㎡当たり / m³]

用途	壁高	I	II	III	IV	V	VI	VII
		50㎡未満	50㎡以上 70㎡未満	70㎡以上 100㎡未満	100㎡以上 130㎡未満	130㎡以上 180㎡未満	180㎡以上 250㎡未満	250㎡以上
専用住宅	3.00m	0.27	0.26	0.24	0.23	0.20	0.18	0.17
	4.00m	0.29	0.28	0.27	0.24	0.23	0.19	0.19

注 木材材積量に含まれる構成部材は、次表のとおりである。

区分	部材名称
壁組	壁枠組材 (たて枠・上枠・下枠・頭つなぎ)、壁下張り材 (構造用合板)
床組	土台、床枠組材 (床根太・端根太・側根太・添え側根太・ころび)

	<u>止め・床ばり）床下張り材（構造用合板）</u>
<u>小屋組</u>	<u>小屋枠組材（たるき・むなぎ・屋根ばり・小屋束・天井組（天井根太・天井ばり））、屋根下張り材（構造用合板・野地板）</u>
<u>構造補助材</u>	<u>まぐさ、まぐさ受け、窓台、合板受け材</u>
<u>仕上げ材</u>	<u>回り縁、付け鴨居、長押、敷居、鴨居、額縁、三方枠、畳寄せ、幅木、上り框、破風板、鼻隠し、化粧柱、押入中棚</u>
<u>羽柄材</u>	<u>胴縁（板）、野縁（吊天井根太）</u>

3 築年次が異なる建物が接合している場合の木材材積量の算出にあたっては、一体の建物として延床面積を算出することとし、それに対応した木材材積率を用いるものとする。

（屋根工事費）

第6 屋根工事費の算出に用いる施工面積は、次の方法により算出する。なお、屋根勾配伸び率は、次表による。

$$\text{施工面積} = \text{屋根伏面積} \times \text{屋根勾配伸び率} \sqrt{1 + (\text{勾配})^2}$$

<u>勾配</u>	<u>1/10</u>	<u>1.5/10</u>	<u>2/10</u>	<u>2.5/10</u>	<u>3/10</u>	<u>3.5/10</u>	<u>4/10</u>
<u>伸び率</u>	<u>1.005</u>	<u>1.011</u>	<u>1.020</u>	<u>1.031</u>	<u>1.044</u>	<u>1.059</u>	<u>1.077</u>
<u>勾配</u>	<u>4.5/10</u>	<u>5/10</u>	<u>5.5/10</u>				
<u>伸び率</u>	<u>1.097</u>	<u>1.118</u>	<u>1.141</u>				

（外壁工事費）

第7 外壁工事費の算出に用いる施工面積は、次の方法により算出した仕上材種ごとの値とし、様式第50-2号により求める。この場合の外部開口部面積には、一か所当たりの開口部の面積が0.50平方メートル以下のものは、算入しない。

$$\text{施工面積} = \text{外壁面積（開口部面積を含む。）} - \text{外壁開口部面積}$$

（内壁工事費）

第8 内壁工事費の算出に用いる施工面積は、次の方法により算出した仕上材種ごとの値とし、様式第50-3号により求める。この場合の内部開口部面積には、1か所当たりの開口部の面積が0.50平方メートル以下のものは、算入しない。

$$\text{施工面積} = \text{内壁面積（開口部面積を含む。）} - \text{内壁開口部面積}$$

2 階段室の内壁施工面積は、次表に掲げる面積を標準とする。

<u>階段の形式</u>	<u>内壁施工面積</u>	<u>備 考</u>
<u>直 階 段</u>		
<u>廻り階段</u>	<u>10.80㎡</u>	<u>1階床から2階床までの面積</u>
<u>折返し階段</u>		

(床工事費)

第9 床工事費の算出に用いる施工面積は、仕上材種ごとに算出した値とし、様式第50-4号により求める。

ただし、畳敷きについては、畳の材種ごとの数量(帖数)の合計を求める。

(天井工事費)

第10 天井工事費の算出に用いる施工面積は、仕上材種ごとに算出した値とし、様式第50-4号により求める。

(開口部〔金属製建具〕工事費)

第11 開口部〔金属製建具〕工事費の算出に用いる種類別数量は、次の方法により算出するものとし、様式第50-5号により求める。

(1) サッシュ窓(ルーバー及び固定式を除く。)は、次の種類別の窓面積の合計とする。また、サッシュ窓のうちルーバー及び固定式については、各々の窓面積の合計とする。

イ 雨戸無し面格子無し

ロ 雨戸無し面格子有り

ハ 雨戸有り鏡板無し

ニ 雨戸有り鏡板有り

(2) 玄関、勝手口、窓手摺り、出窓等は、各々の種類、材質及び規格寸法別の箇所数の合計とする。

(開口部〔木製建具〕工事費)

第12 開口部〔木製建具〕工事費の算出に用いる種類別数量は、次の方法により算出するものとし、様式第50-6号により求める。

(1) 木製建具は、次の種類別の建具枚数の合計とする。

イ フラッシュ戸(戸ふすま含む。)

ロ ガラス戸、窓

ハ 雨戸

ニ 障子

ホ ふすま

(2) 格子戸、戸袋、出窓等は、各々の種類、材質及び規格寸法別の建具枚数又は箇所数の合計とする。

(建築設備工事費)

第13 建築設備工事費の算出に用いる数量は、次の方法により算出する。

(1) 電気設備工事費

イ 電灯

建物に設置されている電灯の数量とする。

ロ スイッチ、コンセント及び分電盤

第18条で調査した規格ごとの数量とする。

ハ 配管配線

建物に設置されている電灯、スイッチ、コンセント及び分電盤の合計数とする。

(2) 給水、給湯設備工事費

イ 水栓工事費

水栓(蛇口)の種類ごとの数量は、洗面器具及び水洗便器等の器具に附随する水栓(蛇口)数を除いた各々の合計とする。

ロ 建物内配管工事費

水栓（蛇口）数量は、洗面器具及び水洗便器等の器具に附随する水栓（蛇口）数を含む合計とする。

(3) 建物内排水設備工事費

水栓（蛇口）数量は、洗面器具及び水洗便器等の器具に附随する水栓（蛇口）数を含む合計とする。

(共通仮設費)

第 14 共通仮設費率は、3 パーセントとする。

(諸経費)

第 15 諸経費率は、次表の純工事費に対応した率による。

諸経費率表

<u>純工事費（百万円）</u>	<u>諸経費率（％）</u>	<u>純工事費（百万円）</u>	<u>諸経費率（％）</u>
<u>10 以下</u>	<u>34.5</u>	<u>55 を超え 60 以下</u>	<u>22.4</u>
<u>10 を超え 12 以下</u>	<u>33.0</u>	<u>60 を超え 70 以下</u>	<u>21.5</u>
<u>12 を超え 14 以下</u>	<u>31.8</u>	<u>70 を超え 80 以下</u>	<u>20.9</u>
<u>14 を超え 16 以下</u>	<u>30.8</u>	<u>80 を超え 90 以下</u>	<u>20.3</u>
<u>16 を超え 18 以下</u>	<u>29.9</u>	<u>90 を超え 100 以下</u>	<u>19.8</u>
<u>18 を超え 20 以下</u>	<u>29.2</u>	<u>100 を超え 120 以下</u>	<u>18.9</u>
<u>20 を超え 22 以下</u>	<u>28.5</u>	<u>120 を超え 140 以下</u>	<u>18.2</u>
<u>22 を超え 24 以下</u>	<u>27.9</u>	<u>140 を超え 160 以下</u>	<u>17.6</u>
<u>24 を超え 26 以下</u>	<u>27.4</u>	<u>160 を超え 180 以下</u>	<u>17.1</u>
<u>26 を超え 28 以下</u>	<u>26.9</u>	<u>180 を超え 200 以下</u>	<u>16.7</u>
<u>28 を超え 30 以下</u>	<u>26.4</u>	<u>200 を超え 250 以下</u>	<u>15.8</u>
<u>30 を超え 35 以下</u>	<u>25.5</u>	<u>250 を超え 300 以下</u>	<u>15.1</u>
<u>35 を超え 40 以下</u>	<u>24.7</u>	<u>300 を超え 350 以下</u>	<u>14.6</u>
<u>40 を超え 45 以下</u>	<u>24.0</u>	<u>350 を超え 400 以下</u>	<u>14.1</u>
<u>45 を超え 50 以下</u>	<u>23.4</u>	<u>400 を超え 500 以下</u>	<u>13.4</u>
<u>50 を超え 55 以下</u>	<u>22.8</u>	<u>500 を超えるもの</u>	<u>12.8</u>

(注) 1. 本表の諸経費率によって算出された額が、それぞれの欄の前欄において算出される額の最高額に達しないときは、その最高額まで増額することができる。

2. 本表の諸経費率を適用する純工事費は、一発注（建築+解体）を単位として算定された額とする。  
なお、本表の諸経費率の適用に当たっては、原則として建物と附帯工作物については別発注、木造建物と非木造建物については一発注として算定するものとする。

3. 住宅瑕疵担保履行法に基づく資力確保費用は諸経費率に含まれている。

新	旧
<p data-bbox="210 205 543 258">別記6 別添二</p> <p data-bbox="516 558 1190 625">非木造建物調査積算要領</p> <ul data-bbox="638 684 1219 947" style="list-style-type: none"><li>別添1 非木造建物図面作成基準</li><li>別添2 非木造建物数量計測基準</li><li>別表 統計数量表</li><li>別添3 非木造建物工事内訳明細書式</li><li>別紙1 共通仮設費率表</li><li>別紙2 諸経費率表</li></ul>	<p data-bbox="1495 205 1828 258">別記6 別添二</p> <p data-bbox="1760 558 2433 625">非木造建物調査積算要領</p> <ul data-bbox="1914 684 2504 947" style="list-style-type: none"><li>別添1 非木造建物図面作成基準</li><li>別添2 非木造建物数量計測基準</li><li>別表 統計数量表</li><li>別添3 非木造建物工事内訳明細書式</li><li>別紙1 共通仮設費率表</li><li>別紙2 諸経費率表</li></ul>



## 非木造建物調査積算要領

(非木造建物の区分)

第3条 調査に当たり、非木造建物は、建物移転料算定要領第2条による区分に従い、非木造建物〔Ⅰ〕及び〔Ⅱ〕に区分する。

2 非木造建物〔Ⅰ〕の調査及び推定再建築費の積算については、第2章及び第3章に定めるところによる。

3 非木造建物〔Ⅱ〕の調査については、次条、第5条及び第6条の規定を準用して行うほか、**推定再建築費**の積算が可能となるよう行うものとし、積算については、**別添2非木造建物数量計測基準のⅠ総則6**に規定する別表の統計数量値及び別添3非木造建物工事内訳明細書式の6に規定する別記非木造建物補償諸率表は適用しないものとし、第3章の規定を準用した積み上げによるか、又は専門メーカー等の見積を徴することにより行うものとする。

### 第2章 調査

(調査)

第4条 非木造建物の調査は、現地において当該建物の位置、用途、構造、**建築工法**、規模、仕様、規格、経過年数、管理状況等建築費が算出できるようにするための調査を行うものとする。

(内訳書の明示)

第17条 積算結果を表示する内訳書は、**工事内訳明細書式**によるものとする。

## 非木造建物調査積算要領

(非木造建物の区分)

第3条 調査に当たり、非木造建物は、建物移転料算定要領第2条による区分に従い、非木造建物〔Ⅰ〕及び〔Ⅱ〕に区分する。

2 非木造建物〔Ⅰ〕の調査及び推定再建築費の積算については、第2章及び第3章に定めるところによる。

3 非木造建物〔Ⅱ〕の調査については、次条、第5条及び第6条の規定を準用して行うほか、**推定再建築費用**の積算が可能となるよう行うものとし、積算については、**別添2非木造建物数量計測基準Ⅰ第6号**に規定する別表の統計数量値及び別添3非木造建物工事内訳明細書式の6に規定する別記非木造建物補償諸率表は適用しないものとし、第3章の規定を準用した積み上げによるか、又は専門メーカー等の見積を徴することにより行うものとする。

### 第2章 調査

(調査)

第4条 非木造建物の調査は、現地において当該建物の位置、用途、構造、**規模**、仕様、規格、経過年数、管理状況等建築費が算出できるようにするための調査を行うものとする。

(内訳書の明示)

第17条 積算結果を表示する内訳書は、**別添3非木造建物工事内訳明細書式**によるものとする。

別添1

### 非木造建物図面作成基準

別表

図面名	縮尺	作成の標準	備考
配置図		<p>配置図は、次により作成するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>建物等の所有者（同族法人及び親子を含む。）を単位として作成する。</li> <li>縮尺は、原則として、次の区分による。 <ol style="list-style-type: none"> <li>建物、庭園及び墳墓を除く工作物、庭木等を除く立竹木 100分の1又は200分の1</li> <li>庭園、墳墓、庭木等 50分の1又は100分の1</li> </ol> </li> <li>敷地境界線及び方位を明確に記入する。方位は、原則として、図面の上方を北の方位とし図面右上部に記入する。</li> <li>土地の取得等の予定線を赤色の実線で記入する。</li> <li>建物、工作物及び立竹木の位置等を記入し、建物、工作物及び立竹木ごとに番号を付す。ただし、工作物及び立竹木が多数存する場合には、これらの配置図を各々作成することができる。</li> <li>図面中に次の事項を記入する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>敷地面積</li> <li>用途地域</li> <li>建ぺい率</li> <li>容積率</li> <li>建築年月</li> <li>構造概要・建築工法</li> <li>建築面積</li> <li>建物延べ床面積</li> </ol> </li> </ol>	

別添1

### 非木造建物図面作成基準

別表

図面名	縮尺	作成の標準	備考
建物概要		<p>配置図は、次により作成するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>建物等の所有者（同族法人及び親子を含む。）を単位として作成する。</li> <li>縮尺は、原則として、次の区分による。 <ol style="list-style-type: none"> <li>建物、庭園及び墳墓を除く工作物、庭木等を除く立竹木 100分の1又は200分の1</li> <li>庭園、墳墓、庭木等 50分の1又は100分の1</li> </ol> </li> <li>敷地境界線及び方位を明確に記入する。方位は、原則として、図面の上方を北の方位とし図面右上部に記入する。</li> <li>土地の取得等の予定線を赤色の実線で記入する。</li> <li>建物、工作物及び立竹木の位置等を記入し、建物、工作物及び立竹木ごとに番号を付す。ただし、工作物及び立竹木が多数存する場合には、これらの配置図を各々作成することができる。</li> <li>図面中に所在地・所有者・建築年月・用途・構造・面積等建物概要を記載する。</li> </ol>	

平 面 図	1/50 ～1/100	<p>(1) 平面図は、建物及び各階（R階を含む。）ごとに作成する。</p> <p>(2) 建物の方位は、原則として、図面の上方を北の方位とし、図面右上部に記入する。</p> <p>(3) 建物の面積計算に必要な部分及び借家人の占有面積、店舗等の用途区分に応じて主要間仕切りに寸法線を記入する。</p> <p>(4) 建物の面積計算は、各階の床面積ごとに行い、原則として、図面の左下側に記入する。</p> <p>(5) 変形建物等で通常的面積計算により算出が困難な場合には、当該部分の三斜計算を行う。</p> <p>(6) 店舗、事務所、工場等の用途別の面積及び占有区分の面積については、別途必要と認められる部分のみの計算を行う。</p> <p>(7) 各室の仕上げは、次表を用いて表示する。</p> <table border="1" data-bbox="789 1123 1154 1398"> <tr><td>室名</td><td></td></tr> <tr><td>壁</td><td></td></tr> <tr><td>床</td><td></td></tr> <tr><td>天井</td><td></td></tr> </table> <p>(8) 建具については、その位置を表示する。ただし、別に建具表(図面)を作成することができる。</p> <p>(9) 外壁仕上げは、特に必要な場合はその名称を記入する。</p> <p>(10) 当該建物に用地取得等の予定線がかかる場合は、赤色の実線で表示する。</p>	室名		壁		床		天井	
室名										
壁										
床										
天井										

平 面 図	1/50 ～1/100	<p>(1) 平面図は、建物及び各階（R階を含む。）ごとに作成する。</p> <p>(2) 建物の方位は、原則として、図面の上方を北の方位とし、図面右上部に記入する。</p> <p>(3) 建物の面積計算に必要な部分及び借家人の占有面積、店舗等の用途区分に応じて主要間仕切りに寸法線を記入する。</p> <p>(4) 建物の面積計算は、各階の床面積ごとに行い、原則として、図面の左下側に記入する。</p> <p>(5) 変形建物等で通常的面積計算により算出が困難な場合には、当該部分の三斜計算を行う。</p> <p>(6) 店舗、事務所、工場等の用途別の面積及び占有区分の面積については、別途必要と認められる部分のみの計算を行う。</p> <p>(7) 各室の仕上げは、次表を用いて表示する。</p> <table border="1" data-bbox="2033 1123 2398 1398"> <tr><td>室名</td><td></td></tr> <tr><td>壁</td><td></td></tr> <tr><td>床</td><td></td></tr> <tr><td>天井</td><td></td></tr> </table> <p>(8) 建具については、その位置を表示する。ただし、別に建具表(図面)を作成することができる。</p> <p>(9) 外壁仕上げは、特に必要な場合はその名称を記入する。</p> <p>(10) 当該建物に用地取得等の予定線がかかる場合は、赤色の実線で表示する。</p>	室名		壁		床		天井	
室名										
壁										
床										
天井										

構造詳細図			
(断面図)	1/50 ~1/100	1面程度、地盤 (GL) ・最高高さ ・軒高・階高・天井高・床高	
(杭地業想定設計図)	1/20 ~1/100	杭伏図 杭配置・杭種・杭寸法	
(根切想定設計図)	1/20 ~1/100	①根切平面図 ②根切断面図	統計数量値を使用して算定を行う場合には作成する必要はない。(数量計測基準Ⅲ建築(土工)3参照)
(上部く体現状図)	1/20 ~1/100	柱・梁・床版・壁・階段・土間コンクリート・その他の図面 ①柱・梁・床版・壁伏図(配置) ②柱・梁・床版・壁断面図 (形状・寸法)	土間コンクリートを除き、統計数量値を使用して算定を行う場合には作成する必要はない。(数量計測基準Ⅴ建築(く体)参照)
矩計図 (かなばかり)	1/20 ~1/50	①建物の屋根、外壁、各階の床と天井との構成及び材質、寸法等を断面図によっては軸部が表現できない場合には矩計図を作成して明確にする。 ②縮尺、屋根勾配、各種構造材の位置、材質、寸法、主要造作材の取付位置、材質、寸法等	
展開図	1/50 ~1/100	建物内部の各室における造作等を図示し使用されている各種資材及び仕上げの良否等を明確にする。	
立面図他			
立面図	1/50 ~1/100	外観各面の立面図 各外面の仕上、開口部の位置	
写真撮影方向図	1/50 ~1/100	建物平面図等に写真方向を記載する。	
配置図	1/100 ~1/250	①敷地形状・寸法、隣接道路・建物・施設等 ②当該建物等の位置・寸法・方位 ③補償に係る計画道路・計画施設等と当該建物及び敷地との関係	

構造詳細図			
断面図	1/50 ~1/100	1面程度、地盤 (GL) ・最高高さ ・軒高・階高・天井高・床高	
杭地業想定設計図	1/20 ~1/100	杭伏図 杭配置・杭種・杭寸法	
根切想定設計図	1/20 ~1/100	①根切平面図 ②根切断面図	統計値を使用して算定を行う場合には作成する必要はない。(数量計測基準Ⅲ建築(土工)3参照)
上部く体現状図	1/20 ~1/100	柱・梁・床版・壁・階段・土間コンクリート・その他の図面 ①柱・梁・床版・壁伏図(配置) ②柱・梁・床版・壁断面図 (形状・寸法)	土間コンクリートを除き、統計値を使用して算定を行う場合には作成する必要はない。(数量計測基準Ⅴ建築(く体)参照)
矩計図 (かなばかり)	1/20 ~1/50	①建物の屋根、外壁、各階の床と天井との構成及び材質、寸法等を断面図によっては軸部が表現できない場合には矩計図を作成して明確にする。 ②縮尺、屋根勾配、各種構造材の位置、材質、寸法、主要造作材の取付位置、材質、寸法等	
展開図	1/50 ~1/100	建物内部の各室における造作等を図示し使用されている各種資材及び仕上げの良否等を明確にする。	
立面図他			
立面図	1/50 ~1/100	外観各面の立面図 各外面の仕上、開口部の位置	
写真撮影方向図	1/50 ~1/100	建物平面図等に写真方向を記載する。	
配置図	1/100 ~1/250	①敷地形状・寸法、隣接道路・建物・施設等 ②当該建物等の位置・寸法・方位 ③補償に係る計画道路・計画施設等と当該建物及び敷地との関係	

その他調査書			
仕 上 表		①外部仕上表（下地を含む。） 屋上・外壁・外部天井・外部階段・庇・犬走り等場所別に表示 ②内部仕上表（下地を含む。） 床・壁・幅木・天井・回り縁・内部階段・造付建具・機器類等各階各室別に表示	
面 積 表		①敷地面積図・求積表 ②建物面積表 1) 建築面積 2) 各階床面積・同合計 3) 延べ床面積	建築面積、床面積、延べ床面積は建築基準法上の名称測定の成果を利用可能な場合①は作成不要
建 具 表		①建具配置図（キープラン） ②建具表 建具番号・建具の名称・材質・姿 図寸法・箇所数・建具枠・ガラス・塗装・建具金物・開口部としての附合物（面格子・額縁・網戸）等のうち必要な事項	同種・同様の開口部については寸法等の表示のみによることができる。

建築設備			
(電気設備)			
器具一覧表			
器具配置図	1/50 ~1/100		建物平面図を利用して作成する。
受変電設備図	1/50 ~1/100		建物平面図を利用して作成する。
幹線系統図	1/50 ~1/100		建物平面図を利用して作成する。
動力設備系統図	1/50 ~1/100		建物平面図を利用して作成する。
(給排水衛生設備)			
器具一覧表			
器具配置図	1/50 ~1/100		建物平面図を利用して作成する。
消火設備系統図	1/50 ~1/100		建物平面図を利用して作成する。
汚水処理設備図	1/50 ~1/100		建物平面図を利用して作成する。

その他調査書			
仕 上 表		①外部仕上表（下地を含む。） 屋上・外壁・外部天井・外部階段・庇・犬走り等場所別に表示 ②内部仕上表（下地を含む。） 床・壁・幅木・天井・回り縁・内部階段・造付建具・機器類等各階各室別に表示	
面 積 表		①敷地面積図・求積表 ②建物面積表 1) 建築面積 2) 各階床面積・同合計 3) 延べ床面積	建築面積、床面積、延べ床面積は建築基準法上の名称測定の成果を利用可能な場合①は作成不要
建 具 表		①建具配置図（キープラン） ②建具表 建具番号・建具の名称・材質・姿 図寸法・箇所数・建具枠・ガラス・塗装・建具金物・開口部としての附合物（面格子・額縁・網戸）等のうち必要な事項	同種・同様の開口部については寸法等の表示のみによることができる。

建築設備			
(電気設備)			
器具一覧表			
器具配置図	1/50 ~1/100		建物平面図を利用して作成する。
受変電設備図	1/50 ~1/100		建物平面図を利用して作成する。
幹線系統図	1/50 ~1/100		建物平面図を利用して作成する。
動力設備系統図	1/50 ~1/100		建物平面図を利用して作成する。
(給排水衛生設備)			
器具一覧表			
器具配置図	1/50 ~1/100		建物平面図を利用して作成する。
消火設備系統図	1/50 ~1/100		建物平面図を利用して作成する。
汚水処理設備図	1/50 ~1/100		建物平面図を利用して作成する。

( 空 気 調 和 設 備 )			
器 具 一 覧 表			
器 具 配 置 図	1/50 ~1/100		建物平面図を利用し て作成する。
( 昇 降 設 備 )			
諸 元 表			
( そ の 他 設 備 )			必要に応じて作成す る。

(注) その他精算に必要となる図面は、上記以外のものであっても適宜作成するものとする。

( 空 気 調 和 設 備 )			
器 具 一 覧 表			
器 具 配 置 図	1/50 ~1/100		建物平面図を利用し て作成する。
( 昇 降 設 備 )			
諸 元 表			
( そ の 他 設 備 )			必要に応じて作成す る。

(注) その他精算に必要となる図面は、上記以外のものであっても適宜作成するものとする。

## 非木造建物数量計測基準

## I 総 則

1 (略)

2 この基準において「数量」とは、原則として設計数量（設計寸法に基づく計算数量）をいう。ただし計画数量（施工計画に基づく数量）又は所要数量（市場寸法による切り無駄及び施工上のやむを得ない損耗などを含む予測数量）を必要とする場合は、この基準に基づいて計算する。

3 数量の計測及び計算にあたっては、ⅡからⅨの規定によるものとする。ただし、物件移転等標準書に統計単価が存する場合は、統計単価の単位数量によるものとする。

4 数量を求める対象は、別添3非木造建物工事内説明細書式において、数量の表示されている細目又はこれに準ずる細目を標準とする。

(削る)

5 この基準において「設計寸法」とは、別添1非木造建物図面作成基準に基づいて作成した図面等に表示された寸法及び表示された寸法から計算することのできる寸法をいう。

また、この基準において「図示の寸法」とは、図面について物指により読み取ることのできる寸法を含むものとする。

(削る)

6 この基準において使用する統計数量値は、別表統計数量表に掲げるものとする。

## II 建 築（直接仮設）

1 軽量鉄骨造及び鉄鋼系プレハブ工法（軽量鉄骨造）の専用住宅又は共同住宅の直接仮設の数量は、別表統計数量表より算出するものとする。

2 軽量鉄骨造及び鉄鋼系プレハブ工法（軽量鉄骨造）の専用住宅又は共同住宅以外の直接仮設の数量は、図面により仮設計画を想定し、細目ごとに計画数量を算出する。算出方法は次を標準とする。

(1)～(12) (略)

## III 建 築（土 工）

1～2 (略)

3 根切数量が統計数量値によりがたい場合、並びに根切及び砂利敷などを除く他の細目の数量は次による。

(1)～(9) (略)

## VI 建 築（仕 上）

1 (略)

2 仕上

仕上とは、く体又は準く体の保護、意匠、装飾その他の目的による材料、製品、器具類等の附合又はく体の表面の加工等をいう。ただし、建築設備に属するものを除く。

(1) (略)

(2) 仕上の計測、計算

① (略)

## 非木造建物数量計測基準

## I 総 則

1 (略)

(新設)

(新設)

2 数量を求める対象は、別添3非木造建物工事内説明細書式において、数量の表示されている細目又はこれに準ずる細目を標準とする。

3 この基準において数量とは、原則として設計数量（設計寸法に基づく計算数量）をいう。ただし、計画数量（施工計画に基づく数量）又は所要数量（市場寸法による切り無駄及び施工上のやむを得ない損耗などを含む予測数量）を必要とする場合は、この基準に基づいて計算する。

4 この基準において設計寸法とは、別添1非木造建物図面作成基準に基づいて作成した図面等に表示された寸法及び表示された寸法から計算することのできる寸法をいう。

また、この基準において図示の寸法とは、図面について物指により読み取ることのできる寸法を含むものとする。

5 この基準における単位は、用地調査等共通仕様書第43条の規定による。

6 この基準において使用する統計値は、別表に掲げるものとする。

## II 建 築（直接仮設）

(新設)

1 直接仮設の数量は、図面により仮設計画を想定し、細目ごとに計画数量を算出する。算出方法は次を標準とする。

(1)～(12) (略)

## III 建 築（土 工）

1～2 (略)

2 根切数量が統計数量値によりがたい場合並びに根切及び砂利敷などを除く他の細目の数量は、次による。

(1)～(9) (略)

## VI 建 築（仕 上）

1 (略)

2 仕上

仕上とは、く体又は準く体の保護、意匠、装飾その他の目的による材料、製品、器具類等の附合又はく体の表面の加工等をいう。ただし、建築設備に属するものを除く。

(1) (略)

(2) 仕上の計測、計算

① (略)

② 主仕上の計測、計算

ア 原則

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 専用住宅又は共同住宅に係る階段室の内壁施工面積は、木造建物数量積算基準第8第2項と同様に、次表に掲げる面積を標準とする。

階段の形式	内壁施工面積	備考
直階段	10.80 m <sup>2</sup>	1階床より2階床までの面積
廻り階段		
折返し階段		

イ～エ (略)

(3) (略)

Ⅶ 電気設備

1 共通工事

(1)～(2) (略)

(3) 配管配線工事

(削る)

①～⑨ (略)

(4)～(7) (略)

2 各設備工事

(1) 電灯設備

(削る)

①～④ (略)

(2)～(6) (略)

(7) 電話設備

(削る)

(削る)

①～③ (略)

(8)～(9) (略)

Ⅷ 電気設備以外の設備

1 共通工事

(1)～(2) (略)

(3) 配管工事

(削る)

①～② (略)

(4)～(8) (略)

2 給排水衛生設備

(削る)

(削る)

② 主仕上の計測、計算

ア 原則

(ア)～(ウ) (略)

(新設)

イ～エ (略)

(3) (略)

Ⅶ 電気設備

1 共通工事

(1)～(2) (略)

(3) 配管配線工事

統計単価によりがたい場合は、次による。

②～⑨ (略)

(4)～(7) (略)

2 各設備工事

(1) 電灯設備

電灯設備に関して物件移転等標準書による場合は、建物に設置されている電灯、スイッチ、コンセント、分電盤の器具ごとの規格（コンセントは埋込、露出の別及び口数等、スイッチは埋込、露出の別及び連数、分電盤は回路数）及び数量を算出する。なお、物件移転等標準書によりがたい場合は、次による。

①～④ (略)

(2)～(6) (略)

(7) 電話設備

電話設備に関して統計単価による場合は、電話機設置箇所数量を計上する。

統計単価によりがたい場合は、次による。

①～③ (略)

(8)～(9) (略)

Ⅷ 電気設備以外の設備

1 共通工事

(1)～(2) (略)

(3) 配管工事

統計単価によりがたい場合は、次による。

①～② (略)

(4)～(8) (略)

2 給排水衛生設備

給排水設備に関して統計単価による場合は、器具設置数量を計上する。

給排水設備の器具設置数量は、建物に設置されている水栓、水栓便器、手洗器、洗面器等の合計数とする。

統計単価によりがたい場合は、次による。



(1)~(2) (略)  
3~5 (略)

(1)~(2) (略)  
3~5 (略)

新

別表 統計数量表

旧

別表 統計数量表

## 目次

### 第1 総則

- 1 用途の取扱い
- 2 統計数量の取扱い
- 3 階層の取扱い

### 第2 土工（基礎）関係

- 1 工程別の数量
- 2 土工（基礎）関係統計数量表
  - 表(5) RC造・SRC造＝ラーメン式
  - 表(6) RC造＝壁式
  - 表(7) S造  
肉厚4mm以上9mm未満及び肉厚9mm以上のもの
  - 表(8) LGS（軽量鉄骨）造＝肉厚4mm未満のもの  
造＝鉄鋼系プレハブ工法
  - 表(9) CB造

### 第3 く体コンクリート量関係

- 1 数量算出方法
- 2 く体コンクリート量等関係統計数量表
  - 表(12) RC造・SRC造＝ラーメン式
  - 表(13) RC造＝壁式

### 第4 く体鉄骨量関係

- 1 数量算出方法
- 2 く体鉄骨量等関係統計数量表
  - 表(14) S造＝肉厚9mm以上のもの
  - 表(15) S造＝肉厚4mm以上9mm未満のもの
  - 表(16) LGS（軽量鉄骨）造＝肉厚4mm未満のもの  
造＝鉄鋼系プレハブ工法

### 第5 その他

直接仮設関係統計数量表

表(17) 規模補正率

表(18) 建物形状補正率

## 目次

### 第1 総則

- 1 用途の取扱い
- 2 統計数量の取扱い
- 3 階層の取扱い

### 第2 土工（基礎）関係

- 1 工程別の数量
- 2 土工（基礎）関係統計数量表
  - 表(5) RC造・SRC造＝ラーメン式
  - 表(6) RC造＝壁式
  - 表(7) S造  
肉厚4mm以上9mm未満及び肉厚9mm以上のもの
  - 表(8) LGS（軽量鉄骨）造＝肉厚4mm未満のもの  
(新設)
  - 表(9) CB造

### 第3 く体コンクリート量関係

- 1 数量算出方法
- 2 く体コンクリート量等関係統計数量表
  - 表(12) RC造・SRC造＝ラーメン式
  - 表(13) RC造＝壁式

### 第4 く体鉄骨量関係

- 1 数量算出方法
- 2 く体鉄骨量等関係統計数量表
  - 表(14) S造＝肉厚9mm以上のもの
  - 表(15) S造＝肉厚4mm以上9mm未満のもの
  - 表(16) LGS（軽量鉄骨）造＝肉厚4mm未満のもの  
(新設)

(新設)

第2 土工(基礎)関係

表(5)~(7) (略)

表(8)-1

構造		軽量鉄骨造(LGS造)						
区分		肉厚4mm未満のもの						
階層	工種	単位	専用住宅	共同住宅	店舗・事務所	工場・倉庫	車庫	
1	根切	1階床面積	m <sup>3</sup> 0.48	0.48	0.47	0.40	0.40	
	砂利・割石敷	〃	m <sup>3</sup> 0.081	0.081	0.081	0.094	0.094	
	捨コンクリート	〃	m <sup>3</sup> 0.020	0.020	0.018	0.015	0.015	
	基礎コンクリート	〃	m <sup>3</sup> 0.120	0.120	0.110	0.102	0.102	
	型枠	基礎コンクリート	m <sup>2</sup> 8.90	8.90	7.75	6.75	4.91	
	鉄筋	〃	t 0.121	0.121	0.116	0.114	0.114	
2	根切	1階床面積	m <sup>3</sup> 0.58	0.58	0.56	0.48	-	
	砂利・割石敷	〃	m <sup>3</sup> 0.097	0.097	0.097	0.113	-	
	捨コンクリート	〃	m <sup>3</sup> 0.024	0.024	0.022	0.018	-	
	基礎コンクリート	〃	m <sup>3</sup> 0.144	0.144	0.132	0.122	-	
	型枠	基礎コンクリート	m <sup>2</sup> 8.46	8.46	7.36	6.41	-	
	鉄筋	〃	t 0.121	0.121	0.116	0.114	-	
3	根切	1階床面積	m <sup>3</sup> 0.72	0.72	0.71	-	-	
	砂利・割石敷	〃	m <sup>3</sup> 0.122	0.122	0.122	-	-	
	捨コンクリート	〃	m <sup>3</sup> 0.030	0.030	0.027	-	-	
	基礎コンクリート	〃	m <sup>3</sup> 0.180	0.180	0.165	-	-	
	型枠	基礎コンクリート	m <sup>2</sup> 7.57	7.57	6.59	-	-	
	鉄筋	〃	t 0.121	0.121	0.116	-	-	

表(8)-2

構造		軽量鉄骨造(LGS造)		
区分		鉄鋼系プレハブ工法		
階層	工種	単位	専用住宅	共同住宅
1	根切	1階床面積	0.48	0.48
	砂利・割石敷	〃	0.081	0.081
	捨コンクリート	〃	0.020	0.020
	基礎コンクリート	〃	0.120	0.120
	型枠	基礎コンクリート	8.90	8.90

第2 土工(基礎)関係

表(5)~(7) (略)

表(8)

構造		軽量鉄骨造(LGS造)						
区分		肉厚4mm未満のもの						
階層	工種	単位	専用住宅	共同住宅	店舗・事務所	工場・倉庫	車庫	
1	根切	1階床面積	m <sup>3</sup> 0.48	0.48	0.47	0.40	0.40	
	砂利・割石敷	〃	m <sup>3</sup> 0.081	0.081	0.081	0.094	0.094	
	捨コンクリート	〃	m <sup>3</sup> 0.020	0.020	0.018	0.015	0.015	
	基礎コンクリート	〃	m <sup>3</sup> 0.120	0.120	0.110	0.102	0.102	
	型枠	基礎コンクリート	m <sup>2</sup> 8.90	8.90	7.75	6.75	4.91	
	鉄筋	〃	t 0.121	0.121	0.116	0.114	0.114	
2	根切	1階床面積	m <sup>3</sup> 0.58	0.58	0.56	0.48	-	
	砂利・割石敷	〃	m <sup>3</sup> 0.097	0.097	0.097	0.113	-	
	捨コンクリート	〃	m <sup>3</sup> 0.024	0.024	0.022	0.018	-	
	基礎コンクリート	〃	m <sup>3</sup> 0.144	0.144	0.132	0.122	-	
	型枠	基礎コンクリート	m <sup>2</sup> 8.46	8.46	7.36	6.41	-	
	鉄筋	〃	t 0.121	0.121	0.116	0.114	-	
3	根切	1階床面積	m <sup>3</sup> 0.72	0.72	0.71	-	-	
	砂利・割石敷	〃	m <sup>3</sup> 0.122	0.122	0.122	-	-	
	捨コンクリート	〃	m <sup>3</sup> 0.030	0.030	0.027	-	-	
	基礎コンクリート	〃	m <sup>3</sup> 0.180	0.180	0.165	-	-	
	型枠	基礎コンクリート	m <sup>2</sup> 7.57	7.57	6.59	-	-	
	鉄筋	〃	t 0.121	0.121	0.116	-	-	

(新設)

	鉄筋	ㄥ	0.121	0.121
2	根切	1階床面積	0.58	0.58
	砂利・割石敷	ㄥ	0.097	0.097
	捨コンクリート	ㄥ	0.024	0.024
	基礎コンクリート	ㄥ	0.144	0.144
	型枠	基礎コンクリート	8.46	8.46
	鉄筋	ㄥ	0.121	0.121
3	根切	1階床面積	0.72	0.72
	砂利・割石敷	ㄥ	0.122	0.122
	捨コンクリート	ㄥ	0.030	0.030
	基礎コンクリート	ㄥ	0.180	0.180
	型枠	基礎コンクリート	7.57	7.57
	鉄筋	ㄥ	0.121	0.121

表(9) (略)

#### 第4 く体鉄骨量関係

1 (略)

2 く体鉄骨量等関係統計数量表

表(14)-1~(16)-4 (略)

表(16)-5

構造		軽量鉄骨造 (LGS造)				
区分		鉄鋼系プレハブ工法				
用途	階層	平均階高	延床面積			
			100㎡未満	100㎡以上 200㎡未満	200㎡以上 300㎡未満	300㎡以上
専用住宅	1	3m未満	33kg	33 kg	33 kg	33 kg
		3m以上4m未満	35	35	35	35
		4m以上	36	36	36	36
	2	3m未満	34	34	34	34
		3m以上4m未満	36	36	36	36
		4m以上	37	37	37	37
	3	3m未満	35	35	35	35
		3m以上4m未満	37	37	37	37
		4m以上	38	38	38	38
共同住宅	1	3m未満	33	33	33	33
		3m以上4m未満	35	35	35	35
		4m以上	36	36	36	36

表(9) (略)

#### 第4 く体鉄骨量関係

1 (略)

2 く体鉄骨量等関係統計数量表

表(14)-1~(16)-4 (略)

(新設)

2	3m未満	34	34	34	34
	3m以上 4m未満	36	36	36	36
	4m以上	37	37	37	37
3	3m未満	35	35	35	35
	3m以上 4m未満	37	37	37	37
	4m以上	38	38	38	38

第5 その他

直接仮設関係統計数量表

軽量鉄骨造及び鉄鋼系プレハブ工法（軽量鉄骨造）の専用住宅又は共同住宅の仮設工事面積は、次の方法により算出するものとする。

$$\text{仮設工事面積} = \text{延床面積} \times \text{規模補正率} \times \text{建物形状補正率}$$

① 規模補正率は、次表の延床面積の区分に対応した率とする。

表(17)

区分	I	II	III	IV	V	VI	VII
延床面積	50 m <sup>2</sup> 未満	50 m <sup>2</sup> 以上 70 m <sup>2</sup> 未満	70 m <sup>2</sup> 以上 100 m <sup>2</sup> 未満	100 m <sup>2</sup> 以上 130 m <sup>2</sup> 未満	130 m <sup>2</sup> 以上 180 m <sup>2</sup> 未満	180 m <sup>2</sup> 以上 250 m <sup>2</sup> 未満	250 m <sup>2</sup> 以上
補正率	1.15	1.10	1.05	1.00	0.90	0.85	0.75

(新設)

② 建物形状補正率は、次表の建物形状（1階の外壁の面数）に対応した率とする。

表(18)

建物の形状	I	II	III
判断基準	外壁面が6面以下の 建物	外壁面が10面以下の 建物	外壁面が11面以上の 建物
補正率	1.00	1.10	1.20

工事内訳明細書総括表

年 月 日

殿

受注者住所 \_\_\_\_\_  
受注者名及び代表者名 \_\_\_\_\_

別紙のとおり積算いたしました。

¥

建物等の所有者	備考
所在地	
構造用途	
建築工法	
規 模	
移転工法	

積算概要

(注) 内 容  
 単価について  
 発注者について  
 計測の有効期間  
 解体の方法  
 その他積算についての概要

新

工事内訳明細書総括表

年 月 日

殿

受注者住所 \_\_\_\_\_  
受注者名及び代表者名 \_\_\_\_\_

別紙のとおり積算いたしました。

¥

建物等の所有者	備考
所在地	
構造用途	
規 模	
工 法	

積算概要

(注) 内 容  
 単価について  
 発注者について  
 計測の有効期間  
 解体の方法  
 その他積算についての概要

旧

新	旧
<p data-bbox="210 205 439 254">別記 7 - 1</p> <p data-bbox="543 804 1160 869" style="text-align: center;">機械設備調査算定要領</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="715 1020 1175 1056">別添 - 1 機械設備図面作成基準</li> <li data-bbox="715 1110 1205 1146">別添 - 2 機械設備工事費算定基準</li> <li data-bbox="715 1201 1205 1236">別表 - 1 機械設備標準耐用年数表</li> <li data-bbox="715 1291 1086 1327">別表 - 2 共通仮設費率表</li> <li data-bbox="715 1381 1026 1417">別表 - 3 諸経費率表</li> <li data-bbox="715 1472 848 1507">様 式</li> </ul>	<p data-bbox="1495 205 1724 254">別記 7 - 1</p> <p data-bbox="1789 804 2407 869" style="text-align: center;">機械設備調査算定要領</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1997 1020 2457 1056">別添 - 1 機械設備図面作成基準</li> <li data-bbox="1997 1110 2487 1146">別添 - 2 機械設備工事費算定基準</li> <li data-bbox="1997 1201 2487 1236">別表 - 1 機械設備標準耐用年数表</li> <li data-bbox="1997 1291 2368 1327">別表 - 2 共通仮設費率表</li> <li data-bbox="1997 1381 2309 1417">別表 - 3 諸経費率表</li> <li data-bbox="1997 1472 2131 1507">様 式</li> </ul>



## 機械設備調査算定要領

## 別表

図面名称	作成の方法等	縮尺	備考
機械設備位置図	<p>ア 機器等の設置位置は、建物、附帯工作物等と区分し明確に表示する。</p> <p>イ 機器等の設置位置に機械番号を付し、機械名称、仕様、台数等の一覧表を記入する。</p> <p>ウ 機器等が上下に重なるなどにより、明確に表示困難な場合は、補足して内容を記入する。</p> <p>エ 天井クレーン等のレールは、機械設備位置図に記入する。</p>	1/100 又は 1/200	
電気設備図	<p>ア 機器等に係る電気設備図は、原則として、建築設備図と区分して作成する。</p> <p>イ 電気、動力、受変電設備等の機器類は、機械設備位置図に準じて表示する。</p> <p>ウ 高圧受変電設備図、幹線設備図、動力配線設備図等は、規模等に応じて、それぞれ区分して作成する。</p> <p>エ 高圧受変電設備図は、電力引込み箇所から低圧配電盤まで表示する。</p> <p>オ 引込み部分には、責任分界点、財産分界点を明確に表示する。</p> <p>カ 幹線設備図は、高圧受電設備の2次側出力線から各分電盤、動力盤まで表示する。ただし、低圧引込みの場合は、引込み部分から表示する。</p> <p>キ 動力配線設備図は、各分電盤、動力盤の2次側出力線から各機械制御盤、始動器、モーター、手元開閉器等まで表示する。</p> <p>ク 分電盤、動力盤の仕様等の一覧表を記入する。</p> <p>ケ トラフ、フロアダクト、レースウェイ、ケーブルラック等は、配線図に記入する。</p>	1/100 又は 1/200	
配管設備図	<p>ア 機器等に係る配管設備図は、原則として、建築設備図と区分して作成する。</p> <p>イ 配管設備図は、原則として、流体及び系統別に区分して作成する。</p> <p>ウ 建築設備の配管から分岐する場合は、その区分位置を明確に表示する。</p> <p>エ 配管に関連する機器等は、鎖線で表示する。</p> <p>オ 機器等を含む機器廻り配管と1次側配管の区分を明確に表示する。</p>	1/100 又は 1/200	

## 機械設備調査算定要領

## 別表

図面名称	作成の方法等	縮尺	備考
機械設備位置図	<p>ア 機器等の設置位置は、建物、附帯工作物等と区分し明確に表示する。</p> <p>イ 機器等の設置位置に機械番号を付し、機械名称、仕様、台数等の一覧表を記入する。</p> <p>ウ 機器等が上下に重なるなどにより、明確に表示困難な場合は、補足して内容を記入する。</p> <p>エ 天井クレーン等のレールは、機械設備位置図に記入する。</p>	1/100 又は 1/200	
電気設備図	<p>ア 機器等に係る電気設備図は、原則として、建築設備図と区分して作成する。</p> <p>イ 電気、動力、受変電設備等の機器類は、機械設備位置図に準じて表示する。</p> <p>ウ 高圧受変電設備図、幹線設備図、動力配線設備図等は、規模等に応じて、それぞれ区分して作成する。</p> <p>エ 高圧受変電設備図は、電力引込み箇所から低圧配電盤まで表示する。</p> <p>オ 引込み部分には、責任分界点、財産分界点を明確に表示する。</p> <p>カ 幹線設備図は、高圧受電設備の2次側出力線から各分電盤、動力盤まで表示する。ただし、低圧引込みの場合は、引込み部分から表示する。</p> <p>キ 動力配線設備図は、各分電盤、動力盤の2次側出力線から各機械制御盤、始動器、モーター、手元開閉器等まで表示する。</p> <p>ク 分電盤、動力盤の仕様等の一覧表を記入する。</p> <p>ケ トラフ、フロアダクト、レースウェイ、ケーブルラック等は、配線図に記入する。</p>	1/100 又は 1/200	
配管設備図	<p>ア 機器等に係る配管設備図は、原則として、建築設備図と区分して作成する。</p> <p>イ 配管設備図は、原則として、流体及び系統別に区分して作成する。</p> <p>ウ 建築設備の配管から分岐する場合は、その区分位置を明確に表示する。</p> <p>エ 配管に関連する機器等は、鎖線で表示する。</p> <p>オ 機器等を含む機器廻り配管と1次側配管の区分を明確に表示する。</p>	1/100 又は 1/200	

機械基礎図	ア 機械基礎図は、原則として、機器等ごとに作成し、構造、仕様及び形状・寸法等を記入する。 イ 杭地業が施工されている場合は、杭の位置を表示し、杭の仕様、形状・寸法等を記入する。 ウ 方形基礎等の簡易な機械基礎の場合は、数量計算書等に姿図等を記入することにより、機械基礎図を省略することができる。	1/50 又は 1/100	
プロセスコンピューター設備図	ア 当該敷地内に設置されている機器間の関連(構成など)を示すシステム図(フロー図、LAN配線図等)を作成する。 イ 他工場等との関連を記入する。 ウ その他積算に必要な図面を作成する。	1/100 又は 1/200	
写真撮影方向図	ア 機械設備位置図等を基に、写真撮影の位置等を明確にするための位置図を作成する。 イ 位置図には、撮影の位置、方向及び写真番号を記入する。 ウ 機器等、電気機器、電気設備、配管設備等、写真台帳の整理方法に応じて区分し作成する。	1/100 又は 1/200	
配置図	建物移転料算定要領別添一の一木造建物調査積算要領〔軸組工法〕別添一木造建物図面作成基準(別表)、別添一の二木造建物調査積算要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕別添一木造建物図面作成基準(別表)又は建物移転料算定要領別添二非木造建物調査積算要領別添1非木造建物図面作成基準(別表)の配置図の頁に掲げるとおりとする		

機械基礎図	ア 機械基礎図は、原則として、機器等ごとに作成し、構造、仕様及び形状・寸法等を記入する。 イ 杭地業が施工されている場合は、杭の位置を表示し、杭の仕様、形状・寸法等を記入する。 ウ 方形基礎等の簡易な機械基礎の場合は、数量計算書等に姿図等を記入することにより、機械基礎図を省略することができる。	1/50 又は 1/100	
プロセスコンピューター設備図	ア 当該敷地内に設置されている機器間の関連(構成など)を示すシステム図(フロー図、LAN配線図等)を作成する。 イ 他工場等との関連を記入する。 ウ その他積算に必要な図面を作成する。	1/100 又は 1/200	
写真撮影方向図	ア 機械設備位置図等を基に、写真撮影の位置等を明確にするための位置図を作成する。 イ 位置図には、撮影の位置、方向及び写真番号を記入する。 ウ 機器等、電気機器、電気設備、配管設備等、写真台帳の整理方法に応じて区分し作成する。	1/100 又は 1/200	
配置図	建物移転料算定要領別添一木造建物調査積算要領別添一木造建物図面作成基準(別表)又は建物移転料算定要領別添二非木造建物調査積算要領別添1非木造建物図面作成基準(別表)の配置図の頁に掲げるとおりとする		

新	旧
<p data-bbox="210 233 448 285">別記 7 - 3</p> <p data-bbox="507 873 1190 940">附帯工作物調査算定要領</p>	<p data-bbox="1495 233 1733 285">別記 7 - 3</p> <p data-bbox="1762 873 2445 940">附帯工作物調査算定要領</p>

## 附帯工作物調査算定要領

(図面)

第6条 (略)

2 附帯工作物の図面は、原則として、次により作成するものとする。

- (1) 図面は、附帯工作物の所有者ごとに作成する。
- (2) 図面の大きさは、原則として、日本産業規格A列3番横とする。
- (3) 図面は、原則として、上方が北の方位となるように配置する。
- (4) 図面に表示する記号は、原則として、産業標準化法(昭和24年法律第185号)第11条により制定された日本産業規格(JIS)の図記号による。

(5) 長さ、高さ等の計測は、仕様書第42条による。

(6) 図面等に表示する数値及び面積計算は、仕様書第43条による。

(7) 配置図は建物移転料算定要領別添一の一木造建物調査積算要領〔軸組工法〕別添1木造建物図面作成基準(別表)、別添一の二木造建物調査積算要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕別添1木造建物図面作成基準(別表)又は別添二非木造建物調査積算要領別添1非木造建物図面作成基準(別表)の配置図の項に掲げるとおりとする。

(8) 詳細図は、必要に応じて作成し、構造、外形寸法(幅×奥行き×高さ)等を記載する。

(9) 写真撮影方向図は、附帯工作物配置図等を基に、撮影の位置、方向及び写真番号を記入する。

(10) その他算定に必要な図面は、適宜作成する。

## 附帯工作物調査算定要領

(図面)

第6条 (略)

2 附帯工作物の図面は、原則として、次により作成するものとする。

- (1)～(4) (略)

(新設)

(5) 図面等に表示する数値及び面積計算は、仕様書第43条による。

(6) 配置図は、附帯工作物の種類又は名称ごとに番号を表示する。

(7) 詳細図は、必要に応じて作成し、構造、外形寸法(幅×奥行き×高さ)等を記載する。

(8) 写真撮影方向図は、附帯工作物配置図等を基に、撮影の位置、方向及び写真番号を記入する。

(9) その他算定に必要な図面は、適宜作成する。

新	旧
<p data-bbox="210 233 359 285">別記 8</p> <p data-bbox="602 695 1101 764">石綿調査算定要領</p>	<p data-bbox="1495 210 1644 262">別記 8</p> <p data-bbox="1843 758 2344 827">石綿調査算定要領</p>

別記 8

## 石綿調査算定要領

(適用範囲)

第 1 条 この要領は、用地調査等共通仕様書第 102 条、第 104 条、別添一の一木造建物調査積算要領〔軸組工法〕、別添一の二木造建物調査積算要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕、別添二非木造建物調査積算要領、別記 7-1 機械設備調査算定要領、別記 7-2 工作物調査算定要領及び別記 7-3 附帯工作物調査算定要領に規定する石綿含有建材に係るものの調査積算に適用するものとする。

(図面)

第 5 条 (略)

2 石綿施工状況図は、建物移転料算定要領別添一の一木造建物調査積算要領〔軸組工法〕、別添一の二木造建物調査積算要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕、別添二非木造建物調査積算要領、別記 7-1 機械設備調査算定要領、別記 7-2 工作物調査算定要領及び別記 7-3 附帯工作物調査算定要領に定める図面を利用し、対象石綿の使用されている位置、範囲、厚さ等を明示するとともに、その確認方法についても記載するものとする。

3 (略)

別記 8

## 石綿調査算定要領

(適用範囲)

第 1 条 この要領は、用地調査等共通仕様書第 102 条、第 104 条、建物移転料算定要領別添一木造建物調査積算要領、別添二非木造建物調査積算要領、別記 7-1 機械設備調査算定要領、別記 7-2 工作物調査算定要領及び別記 7-3 附帯工作物調査算定要領に規定する石綿含有建材に係るものの調査積算に適用するものとする。

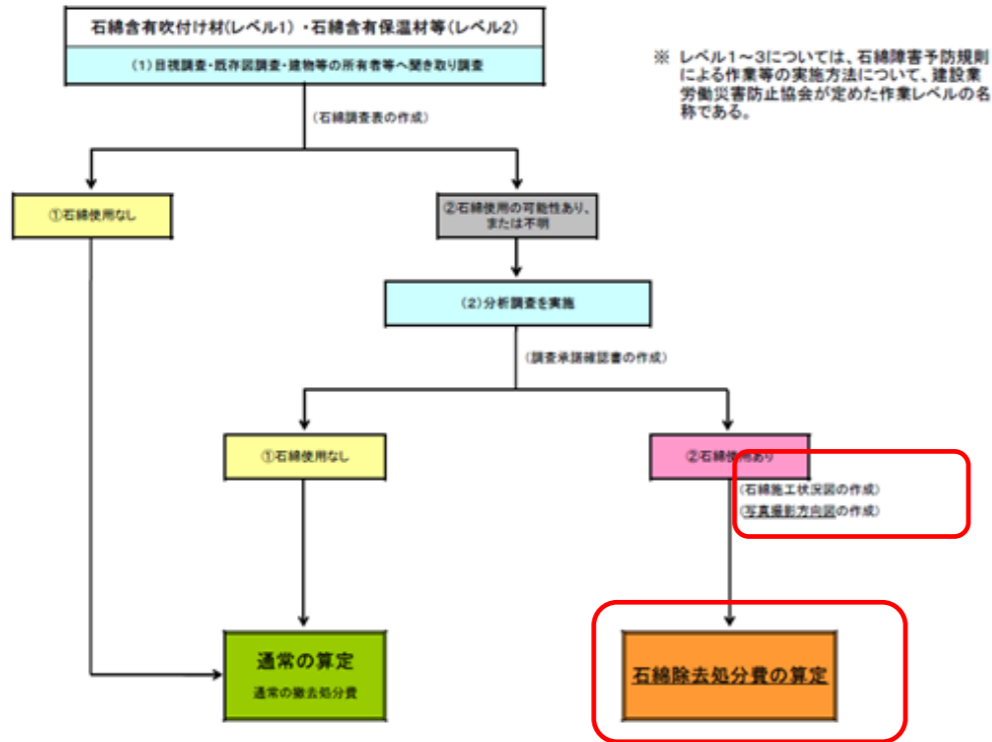
(図面)

第 5 条 (略)

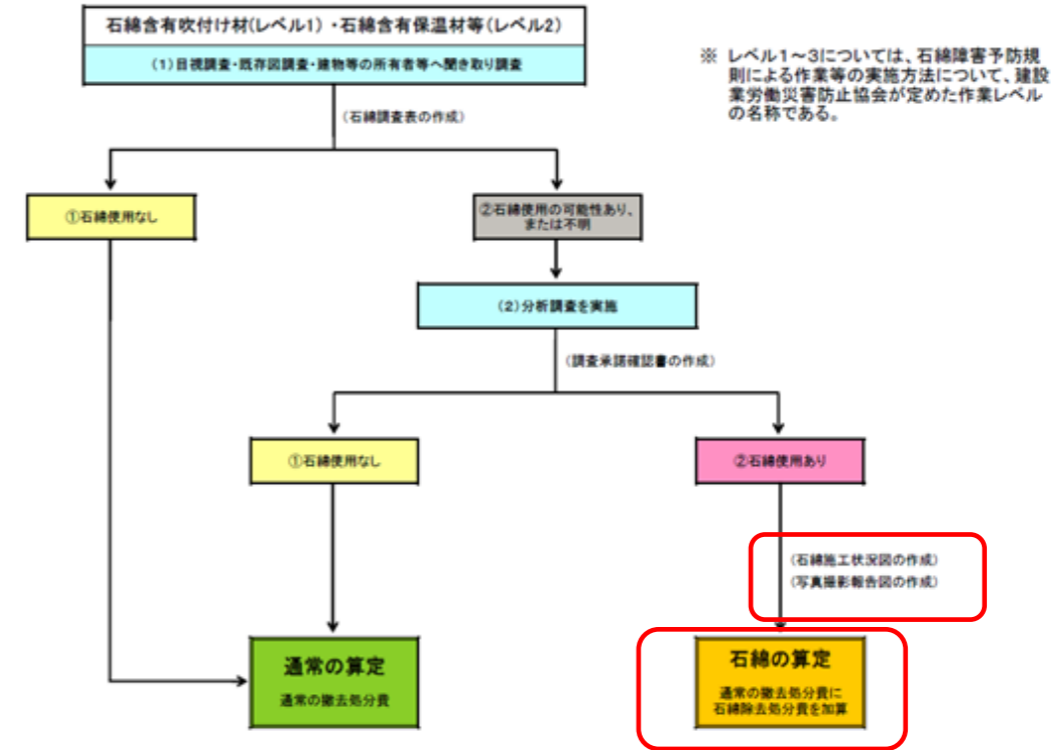
2 石綿施工状況図は、建物移転料算定要領別添一木造建物調査積算要領、別添二非木造建物調査積算要領、別記 7-1 機械設備調査算定要領、別記 7-2 工作物調査算定要領及び別記 7-3 附帯工作物調査算定要領に定める図面を利用し、対象石綿の使用されている位置、範囲、厚さ等を明示するとともに、その確認方法についても記載するものとする。

3 (略)

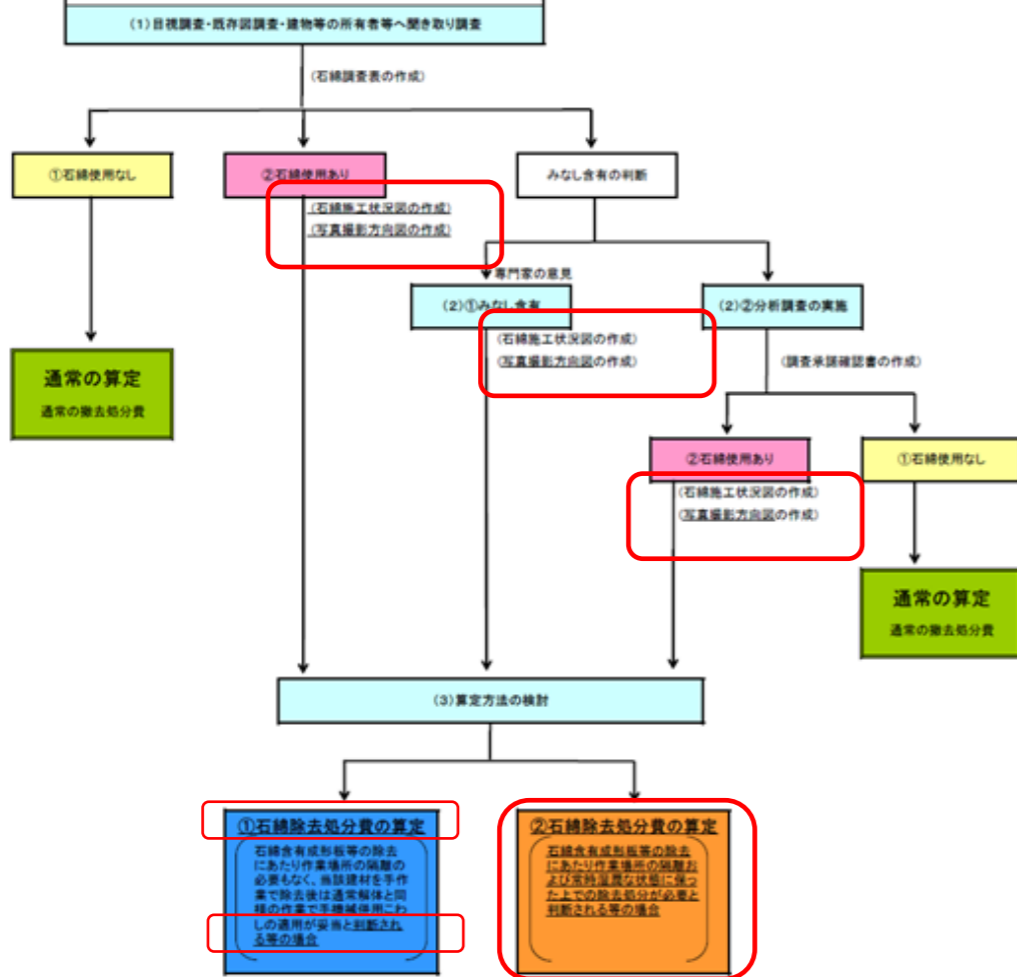
(参考資料) レベル別石綿調査算定フロー



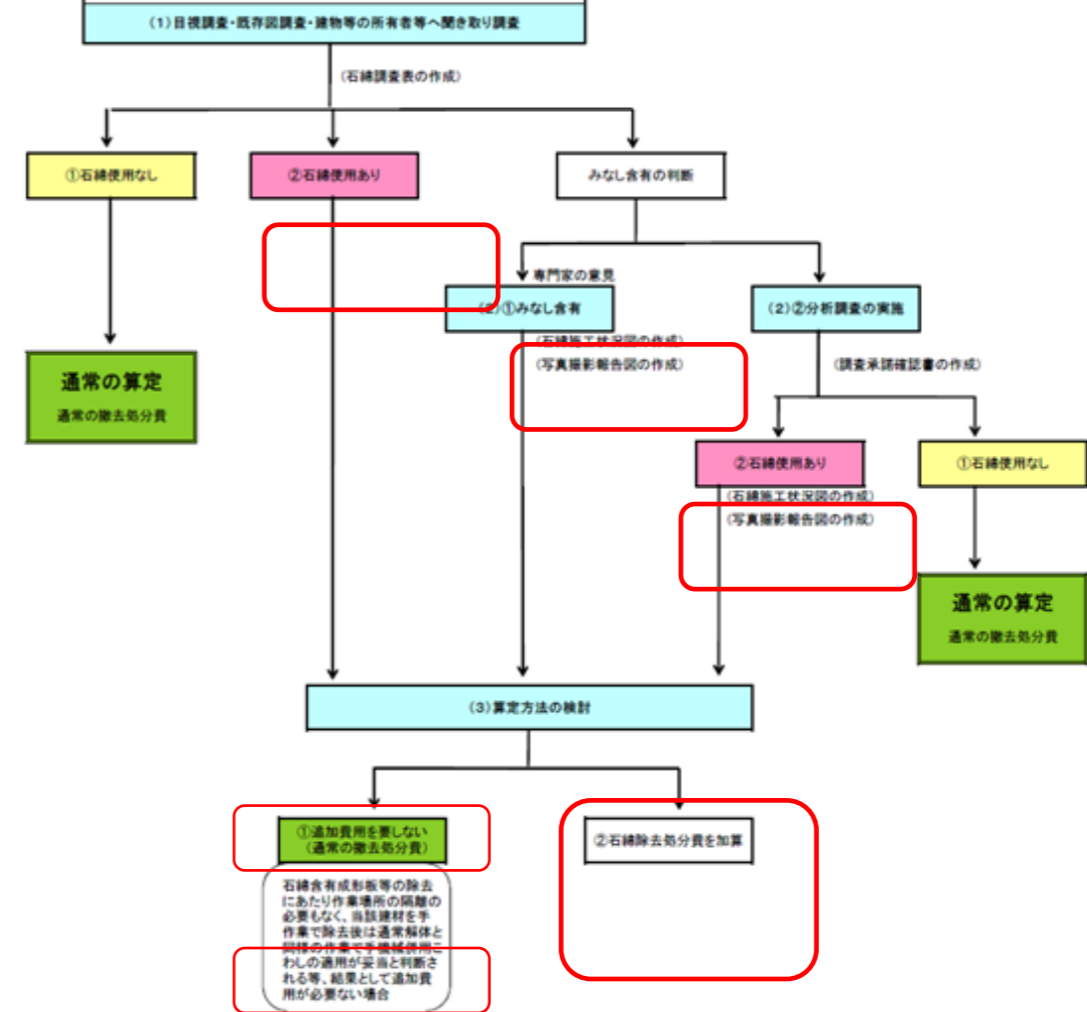
(参考資料) レベル別石綿調査算定フロー



石綿含有成形板・石綿含有仕上塗材(レベル3)



石綿含有成形板・石綿含有仕上塗材(レベル3)



新	旧
<p data-bbox="210 205 379 258">別記 17</p> <p data-bbox="605 758 1098 827">移転雑費算定要領</p>	<p data-bbox="1495 205 1665 258">別記 17</p> <p data-bbox="1860 758 2353 827">移転雑費算定要領</p>



別記 17

## 移転雑費算定要領

(算定)

第3条 移転雑費は、様式第92-1号移転雑費補償金算定書を用いて次のとおり算定するものとする。

- 一 (略)
- 二 法令上の手続に要する費用
  - (一) 建物等の建築に関する手続費用
    - ア～イ (略)
    - ウ 建築物の設計、工事監理等業務報酬額

建物等を移転するために一級建築士、二級建築士又は木造建築士による設計及び工事監理を必要とするもののほか、原則として建築物確認申請を要するものについては、**国土交通省告示第8号(令和6年1月9日)**第四に定める略算方法に基づき算定した額を計上し、一〇〇円未満切り捨てとする。

なお、これにより難い場合は実態を調査して補償するものとする。

別記 17

## 移転雑費算定要領

(算定)

第3条 移転雑費は、様式第92-1号移転雑費補償金算定書を用いて次のとおり算定するものとする。

- 一 (略)
- 二 法令上の手続に要する費用
  - (一) 建物等の建築に関する手続費用
    - ア～イ (略)
    - ウ 建築物の設計、工事監理等業務報酬額

建物等を移転するために一級建築士、二級建築士又は木造建築士による設計及び工事監理を必要とするもののほか、原則として建築物確認申請を要するものについては、**国土交通省告示第98号(平成31年1月21日)**第四に定める略算方法に基づき算定した額を計上し、一〇〇円未満切り捨てとする。

なお、これにより難い場合は実態を調査して補償するものとする。

新	旧
<p data-bbox="210 205 379 258">別記 19</p> <p data-bbox="605 940 1095 1003">写真台帳作成要領</p>	<p data-bbox="1495 205 1665 258">別記 19</p> <p data-bbox="1852 940 2341 1003">写真台帳作成要領</p>

## 写 真 台 帳 作 成 要 領

(写真撮影の対象物等)

第 1 条 写真撮影の対象物、標準撮影枚数及び撮影箇所等については、次のとおりとする。

用地調査等 共通仕様書 及び業務種別	対 象 物	標準枚数	撮 影 箇 所 等	
(第 6 章) 建物等の調査	工 作 物	標準書の単価が適用できるもの	1 種類ごとにその全景	
		標準書の単価が適用できないもの	2 特殊工作物とその他の工作物については、種類ごとにその全景と構造の概要が把握できること。	
	立 竹 木	毎木調査を行ったもの	<small>立竹木の状況等に応じて適宜</small>	<u>標準地とした区域内の樹木等の概要が把握できること。</u>
		標準地調査を行ったもの	<small>立竹木の状況等に応じて適宜</small>	標準地とした区域の <u>全景及び</u> 樹木等の概要が把握できること。
		面積調査を行ったもの	<small>立竹木の状況等に応じて適宜</small>	<u>全景及び</u> 調査した標準的な立竹木の形状寸法等が把握できること。
	標準書の単価が適用できないもの	<small>立竹木の状況等に応じて適宜</small>	種類ごとにその全景	

(以下略)

## 写 真 台 帳 作 成 要 領

(写真撮影の対象物等)

第1条 写真撮影の対象物、標準撮影枚数及び撮影箇所等については、次のとおりとする。

用地調査等 共通仕様書 及び業務種別	対 象 物	標準枚数	撮 影 箇 所 等	
(第6章) 建物等の調査	工 作 物	標準書の単価が適用できるもの	1 種類ごとにその全景	
		標準書の単価が適用できないもの	2 特殊工作物とその他の工作物については、種類ごとにその全景と構造の概要が把握できること。	
	立 竹 木	標準書の単価が適用できないもの	<u>1</u>	種類ごとにその全景
		標準地調査を行ったもの	<u>1</u>	標準地とした区域の樹木等の概要が把握できること。
		面積調査を行ったもの	<u>1</u>	調査した標準的な立竹木の形状寸法等が把握できること。

(以下略)

様式第5号 (A-4判)

土地調査表

土地の登記記録		町大字		調査年月日		調査者	
所	郡市	村	番	土地の登記記録調査			
地	字	地積		巨積簿等調査			
所有者				法人の登記簿等調査			
登記年月日	第	号		実地調査等			
原因・日付				路線価( )			
最終支号				課税評価格( )			
備考				所有権以外の権利又は仮登記の調査			
戸籍簿等又は法人の登記簿等				現況調査の部			
住所				符号	地目	面積	
氏名又は称		生年月日					
備考 法人の場 合の代 表者 住所・氏 名							

新

様式第5号 (A-4判)

土地調査表

不動産登記簿		町大字		調査年月日		調査者	
所	郡市	村	番	土地の登記記録調査			
地	字	地積		法人又は商業 の登記記録 巨積簿等調査			
所有者				現況調査			
登記年月日	第	号		路線価( )			
原因・日付				課税評価格( )			
最終支号				所有権以外の権利又は仮登記の調査			
備考							
戸籍簿等、法人又は商業の登記記録				現況調査の部			
住所				符号	地目	地積	
氏名又は称		生年月日					
備考 法人の場 合の代 表者 住所・氏 名							

旧

木造建物調査表〔軸組工法〕

所在地				整理番号					
建物所有者			電話	調査年月日	年 月 日				
法人代表者				受注者					
所有者住所				調査員					
構造概要	建築工法			建築年月 〔確認資料〕	年 月				
建物面積	1階床面積	2階床面積	延床面積	用途	〔 〕				
	. m <sup>2</sup>	. m <sup>2</sup>	. m <sup>2</sup>		経過年数	年			
仮設	外壁面数	シート張要否		その他					
基礎	種類	基礎天端幅	地上高	仕上げ	その他				
軸部	柱径	柱長	1階 2階	柱の材種	その他				
屋根	屋根形状	軒出	傍軒出	屋根勾配	仕上材種				
外壁	外壁周長	1階 2階	壁高	1階 2階	仕上材種	その他			
内壁・床・天井	各室別の仕上げ材については図面参照								
開口部〔建具〕	サッシ窓	種類	大きさ区分	数量(m <sup>2</sup> )	その他〔玄関・出窓等〕	種類	単位	数量	
	木製建具	種類	大きさ区分	数量(枚)					
造作	種類(名称)		形状寸法		単位	数量	備考		

木造建物調査表

所在地				整理番号					
建物所有者			電話	調査年月日	年 月 日				
法人代表者				受注者					
所有者住所				調査員					
構造概要				建築年月 〔確認資料〕	年 月				
建物面積	1階床面積	2階床面積	延床面積	用途	〔 〕				
	. m <sup>2</sup>	. m <sup>2</sup>	. m <sup>2</sup>		経過年数	年			
仮設	外壁面数	シート張要否		その他					
基礎	種類	基礎天端幅	地上高	仕上げ	その他				
軸部	柱径	柱長	1階 2階	柱の材種	その他				
屋根	屋根形状	軒出	傍軒出	屋根勾配	仕上材種				
外壁	外壁周長	1階 2階	壁高	1階 2階	仕上材種	その他			
内壁・床・天井	各室別の仕上げ材については図面参照								
開口部〔建具〕	サッシ窓	種類	大きさ区分	数量(m <sup>2</sup> )	その他〔玄関・出窓等〕	種類	単位	数量	
	木製建具	種類	大きさ区分	数量(枚)					
造作	種類(名称)		形状寸法		単位	数量	備考		

木造建物調査表

〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕

所在地				整理番号					
建物所有者			電話	調査年月日	年 月 日				
法人代表者				受注者					
所有者住所				調査員					
構造概要			建築工法			建築年月 〔確認資料〕	年 月		
建物面積	1階床面積 _____㎡	2階床面積 _____㎡	延床面積 _____㎡	用途		〔_____〕			
				経過年数	_____年				
仮設	外壁面数			シート張要否	その他				
基礎	種類	基礎天端幅	地上高	仕上げ	その他				
く体	壁高	1階			その他				
屋根	屋根形状	軒出	傍軒出	屋根勾配	仕上材種				
外壁	外壁周長	1階	壁高	1階	仕上材種	その他			
内壁・床・天井	各室別の仕上げ材については図面参照								
開口部〔建具〕	サッシ窓	種類	大きさ区分	数量(㎡)	その他の 〔玄関・田窓等〕	種類	単位	数量	
	木製建具	種類	大きさ区分	数量(枚)		種類	単位	数量	
造作	種類(名称)	形状寸法		単位	数量	備考			

(新設)

(新設)

種	軒種の形状寸法		材質		
	堅種の形状寸法		材質		
	谷種の形状寸法		材質		
	集水器の形状寸法		材質		
電気設備	照明器具の種類	照明器具の数量	コンセントの規格		
	コンセントの数量	スイッチの規格	スイッチの数量		
	分電盤の規格	分電盤の数量			
	その他				
ガス設備	ガス種類	ガス栓数	その他		
給水・給湯等設備	水栓数	配管の種類	その他		
排水設備	排水管の種類	形状寸法(管径)	配管の延長		
	樹の種類	形状寸法(大きさ)	樹の数量		
衛生設備	種別(名称)	規格寸法	単位	数量	備考
厨房設備	種別(名称)	規格寸法	単位	数量	備考
その他の設備	種別(名称)	規格寸法	単位	数量	備考
建物附属工作物	種別(名称)	形状寸法	単位	数量	備考

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とし、必要に応じ記載項目を追加する。

木造建物建築直接工事費計算書

[軸組工法]

所在地				建物番号		
建物所有者			電話	積算年月日	年 月 日	
法人代表者			番号	採用年月	年度	
所有者住所						
構造用途	建築工法					
建物面積	1階床面積 ㎡	2階床面積 ㎡	中2階床面積 ㎡	延床面積 ㎡		
直接工事費 計						
工 種	計 算 内 訳					直接工事費
仮設工事費					小 計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	仮設工事面積	金 額
基礎工事費					小 計	
布 基 礎					計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	基礎長 計	金 額
基礎仕上げ(布基礎・べた基礎立ち上がり部分)					計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	施工延長	金 額
束 石					計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	束石数量	金 額
べた基礎					計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	底盤施工面積	金 額


様式第52号(A-4判)

木造建物建築直接工事費計算書

所在地				建物番号		
建物所有者			電話	算定年月日	年 月 日	
法人代表者			番号	耐用年月	年	
所有者住所						
構造用途						
建物面積	1階床面積 ㎡	2階床面積 ㎡	中2階床面積 ㎡	延床面積 ㎡		
直接工事費 計						
工 種	計 算 内 訳					直接工事費
仮設工事費					小 計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	仮設工事面積	金 額
基礎工事費					小 計	
布 基 礎					計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	基礎長 計	金 額
基礎仕上げ(布基礎・べた基礎立ち上がり部分)					計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	施工延長	金 額
束 石					計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	束石数量	金 額
べた基礎					計	
出典 (コード番号)	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	底盤施工面積	金 額



造作工事費					小計	
出典 □-1(審判)	単価名称	形状寸法	単位	単価	数量	金額
樋工事費					小計	
出典 □-1(審判)	単価名称	形状寸法	単位	単価	数量	金額
塗装工事費					小計	
出典 □-1(審判)	単価名称	形状寸法	単位	単価	延床面積	金額
建築設備工事費					小計	
電灯設備					計	
出典 □-1(審判)	単価名称	形状寸法	単位	単価	数量	金額
ガス設備					計	
出典 □-1(審判)	単価名称	形状寸法	単位	単価	数量	金額
給水・給湯設備					計	
出典 □-1(審判)	単価名称	形状寸法	単位	単価	数量	金額

積算数量認定表  
(軸組工法)

(新設)

仮設面積

<u>コード</u>	<u>延床面積</u> (m2) <u>A</u>	<u>規模補正率</u> <u>B</u>	<u>形状補正率</u> <u>C</u>	<u>仮設面積</u> (m2) <u>D = A × B × C</u>	<u>認定値</u> (m2)
<u>比較建物</u>					

布基礎長

<u>コード</u>	<u>用途</u>	<u>1階床面積</u> (m2) <u>A</u>	<u>基礎率</u> <u>A</u>	<u>対象面積</u> (m2) <u>B</u>	<u>基礎長</u> (m) <u>C = A × B</u>

<u>コード</u>	<u>用途</u>	<u>1階床面積</u> (m2) <u>A</u>	<u>基礎率</u> <u>A</u>	<u>対象面積</u> (m2) <u>B</u>	<u>基礎長</u> (m) <u>C = A × B</u>
<u>比較建物</u>					

<u>認定表</u>	<u>コード</u>	<u>基礎長計</u> (m)	<u>認定値</u> (m)

べた基礎立上り (基礎長)

<u>コード</u>	<u>用途</u>	<u>底盤部分施工</u> <u>面積</u> (m2) <u>A</u>	<u>基礎率</u> <u>A</u>	<u>対象面積</u> (m2) <u>B</u>	<u>布基礎長</u> (m) <u>C = A × B</u>

<u>コード</u>	<u>用途</u>	<u>底盤部分施工</u> <u>面積</u> (m2) <u>A</u>	<u>基礎率</u> <u>A</u>	<u>対象面積</u> (m2) <u>B</u>	<u>布基礎長</u> (m) <u>C = A × B</u>
<u>比較建物</u>					

<u>認定表</u>	<u>コード</u>	<u>基礎長計</u> (m)	<u>認定値</u> (m)

\* 当該建物

コード	用途	階層	床面積 (m <sup>2</sup> )	木材 材積率 A	柱径 補正率 B	柱長 補正率 C	施工状況 補正率 D	対象面積 (m <sup>2</sup> ) E
			材積量 (m <sup>3</sup> ) F = A × B × C × D × E	用途毎材 積量計 (m <sup>3</sup> )	採用	採用材積量 (m <sup>3</sup> ) F		

(新設)

\* 比較建物

コード	用途	階層	床面積 (m <sup>2</sup> )	木材 材積率 A	柱径 補正率 B	柱長 補正率 C	施工状況 補正率 D	対象面積 (m <sup>2</sup> ) E
			材積量 (m <sup>3</sup> ) F = A × B × C × D × E	用途毎材 積量計 (m <sup>3</sup> )	採用	採用材積量 (m <sup>3</sup> ) F		

認定表	コード	材積量計 (m <sup>3</sup> )	認定値 (m <sup>3</sup> )

木造建物建築直接工事費計算書

[ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法]

所在地				建物番号		
建物所有者			電話	積算年月日	年 月 日	
法人代表者			番号	採用単価	年度	
所有者住所				用途 (現況)		
構造概要			建築工法	用途 (建築時)		
建物面積	1階床面積 ㎡	2階床面積 ㎡		延床面積 ㎡		
直接工事費 計						
工種	計 算 内 訳				直接工事費	
仮設工事費					小 計	
出典 <small>(□=1階床)</small>	単価名称	形状寸法	単位	単価	仮設工事面積	金額
			延㎡			
基礎工事費					小 計	
布 基 礎					計	
面積 区分	用途	略記号	1階床面積A	基礎率B	基礎長 A×B=C	
出典 <small>(□=1階床)</small>	単価名称	形状寸法	単位	単価	基礎長 計	金額
布基礎仕上げ					計	
出典 <small>(□=1階床)</small>	単価名称	形状寸法	単位	単価	基礎外周長	金額
束 石					計	
1階床面積A	束無面積B	A-B=C	面積区分	基礎率D	束石数量 C×D	
出典 <small>(□=1階床)</small>	単価名称	形状寸法	単位	単価	束石数量	金額

(新設)

出典 <small>ロード番号</small>	単価名称	形状寸法	単位	単価	底盤施工面積	金額
	📄 (Ctrl) ▾					
用途		底盤施工面積 A	基礎率 B		立上数量 $A \times B = C$	
出典 <small>ロード番号</small>	単価名称	形状寸法	単位	単価	立上数量 計	
独立基礎					計	
出典 <small>ロード番号</small>	単価名称	形状寸法	単位	単価	独立基礎数	金額
土間コンクリート					計	
出典 <small>ロード番号</small>	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工面積	金額
防湿コンクリート					計	
出典 <small>ロード番号</small>	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工面積	金額
特殊基礎					計	
出典 <small>ロード番号</small>	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工面積	金額
＜体工事費					小 計	
＜体木材費					計	
延床区分	用途	壁高	床面積 A	木材材積率 B	木材材積量 $A \times B$	
出典 <small>ロード番号</small>	単価名称	形状寸法	単位	単価	木材材積量	金額

(新設)

労務費					計	
出典 <small>(口=下巻)</small>	単価名称	形状寸法	単位	単価	延床面積	金額
屋根工事費					小計	
出典 <small>(口=下巻)</small>	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工面積	金額
外壁工事費					小計	
出典 <small>(口=下巻)</small>	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工面積	金額
内壁工事費					小計	
出典 <small>(口=下巻)</small>	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工面積	金額
床工事費					小計	
出典 <small>(口=下巻)</small>	単価名称	形状寸法	単位	単価	数量	金額
天井工事費					小計	
出典 <small>(口=下巻)</small>	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工面積	金額

(新設)

開口部工事費					小 計	
金属製建具					計	
出典 <small>(コード等)</small>	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額
木製建具					計	
出典 <small>(コード等)</small>	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額
その他					小 計	
出典 <small>(コード等)</small>	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額
造作工事費					小 計	
出典 <small>(コード等)</small>	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額
補 工 事 費					小 計	
出典 <small>(コード等)</small>	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	1 階 床 積 面 積	金 額
塗装工事費					小 計	
出典 <small>(コード等)</small>	単価名称	形 状 寸 法	単 位	単 価	延床面積	金 額

(新設)

電灯設備					計	
出典 <small>(コード番号)</small>	単価名称	形状寸法	単位	単価	数量	金額
ガス設備					計	
出典 <small>(コード番号)</small>	単価名称	形状寸法	単位	単価	数量	金額
給水・給湯設備					計	
出典 <small>(コード番号)</small>	単価名称	形状寸法	単位	単価	数量	金額
排水設備					計	
出典 <small>(コード番号)</small>	単価名称	形状寸法	単位	単価	数量	金額
衛生設備					計	
出典 <small>(コード番号)</small>	単価名称	形状寸法	単位	単価	数量	金額
厨房設備					計	
出典 <small>(コード番号)</small>	単価名称	形状寸法	単位	単価	数量	金額
その他設備					計	
出典 <small>(コード番号)</small>	単価名称	形状寸法	単位	単価	数量	金額
建物附随工作物工事費					小計	
出典 <small>(コード番号)</small>	単価名称	形状寸法	単位	単価	数量	金額

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とし、必要に応じ記載項目を追加する。

(新設)



傾斜地基礎工法又は木質系プレハブ工法  
 (ツープフォー工法又は木質系プレハブ工法)

(新設)

仮設面積

コード	延床面積 (m <sup>2</sup> ) A	規模補正率 B	形状補正率 C	仮設面積 (m <sup>2</sup> ) D = A × B × C	認定値 (m <sup>2</sup> )
比較建物					

布基礎長

コード	用途	1階床面積 (m <sup>2</sup> )	基礎率 A	対象面積 (m <sup>2</sup> ) B	基礎長 (m) C = A × B

コード	用途	1階床面積 (m <sup>2</sup> )	基礎率 A	対象面積 (m <sup>2</sup> ) B	基礎長 (m) C = A × B
比較建物					

認定表	コード	基礎長計 (m)	認定値 (m)

べた基礎立上り (基礎長)

コード	用途	底盤部分施工 面積 (m <sup>2</sup> )	基礎率 A	対象面積 (m <sup>2</sup> ) B	布基礎長 (m) C = A × B

コード	用途	底盤部分施工 面積 (m <sup>2</sup> )	基礎率 A	対象面積 (m <sup>2</sup> ) B	布基礎長 (m) C = A × B
比較建物					

認定表	コード	基礎長計 (m)	認定値 (m)

木材材積量

\*当該建物

コード	用途	階層	床面積 (m2)	木材 材積率 A	対象面積 (m2) B	材積量 (m3) C	用途毎 材積量計 (m3) D	採用	採用材積量 (m3) D

\*比較建物

コード	用途	階層	床面積 (m2)	木材 材積率 A	対象面積 (m2) B	材積量 (m3) C	用途毎 材積量計 (m3) D	採用	採用材積量 (m3) D

認定表	コード	材積量計 (m3)	認定値 (m3)

(新設)

区分	内 容	番 号	計 算 式	建物番号	建物番号	建物番号	備 考
基本事項	構造・用途	(1)					
	建築工法	(1)					
	延床面積	(2)		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	建築面積	(3)		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	建築年月	(4)		年 月	年 月	年 月	
	標準耐用年数	(5)		年	年	年	
工事費等	直接工事費	(7)	工事費(設備工事を含む)				
	共通仮設費率	(8)	木造:3%、非木造:(7)に対応する率(移転先ごとの建築直接工事費の合計)	%	%	%	
	共通仮設費	(9)	(7)×(8)				100円未満切り捨て
	純工事費	(10)	(7)+(9)				
	諸経費率	(11)	(10)+(18)に対応する率(一発注単位)	%	%	%	
	諸経費	(12)	(10)×(11)				100円未満切り捨て
	建築工事費(推定再建築費)	(13)	(10)+(12)+[加算額]				
	直接工事費	(14)	工事費(廃材運搬費及び廃材処分費を除く)				
	共通仮設費率	(15)	木造:3%、非木造:(14)に対応する率(解体直接工事費の合計額)	%	%	%	
	共通仮設費	(16)	(14)×(15) 建築の共通仮設を解体で共用できる場合は不要				100円未満切り捨て
	純工事費	(17)	(14)+(16)				
	廃材運搬費	(18)					
	小計	(19)	(17)+(18)				
	諸経費率	(20)	(10)+(19)に対応する率(一発注単位)	%	%	%	
	諸経費	(21)	(19)×(20)				100円未満切り捨て
	廃材処分費	(22)					
	取りこわし工事費	(23)	(19)+(21)+(22)+[加算額]				
	同種同等	建築工事費(推定再建築費)	(24)	(13)			
再築補償率		(25)					
現在価値+運用益損失額		(26)	(24)×(25)				1円未満切り捨て
取りこわし工事費		(27)	(23)				
法令改善費運用益損失額		(28)	別紙算出表のとおり				
小計		(29)	(26)+(27)+(28)				
消費税等相当額		(30)	(29)×消費税等の税率				1円未満切り捨て
発生材価格		(31)					
補償額		(32)	(29)+(30)-(31)				
補償額		建築工事費(推定再建築費)	(33)	(13)従前建物の推定再建築費			
	再築補償率	(34)					
	現在価値+運用益損失額	(35)	(33)×(34)				1円未満切り捨て
	現 価 率	(36)					
	従前建物の現在価値	(37)	(33)×(36)				1円未満切り捨て
	照応建物の建築工事費(推定建築費)	(38)	別紙算出表のとおり				
	指定再建築費等の差額	(39)	(38)-(13)(マイナスとなる場合備考参照)				
	取りこわし工事費	(40)	(23)				
	法令改善費運用益損失額	(41)	別紙算出表のとおり				
	小計	(42)	(35)+(39)+(40)+(41)				
	消費税等相当額	(43)	(42)×消費税等の税率				1円未満切り捨て
	発生材価額	(44)					
	補償額	(45)	(42)+(43)-(44)				

- ※1 (13)の算定式欄の加算額については、諸経費の重複計上を防止するため、推定再建築費に加算することが妥当と判断される費用について計上するものとする。また、(23)の算定式欄の加算額については、同様に取りこわし工事費に加算することが妥当と判断される費用について計上するものとする。
- ※2 木造建物の増築(築年次の異なる同種構造の木造建物が接合)の場合の(25)及び(26)(又は(35)及び(36))については、適宜別紙(任意様式)により求めるものとする。
- ※3 (39)がマイナスの場合、(37)>(38)のときは(37)を、(37)<(38)のときは(37)+((38)-(37))×{1-1/(1+r)<sup>n</sup>}を(42)欄中の(35)+(39)の額とする(r:年利率、n:従前建物の耐用年数)。

様式第58号(A-4甲)

建物移転料算定表[再築工法]

所有者の氏名又は名称 整理番号

区分	内 容	番 号	計 算 式	建物番号	建物番号	建物番号	備 考
基本事項	構造・用途	(1)					
	延床面積	(2)		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	建築面積	(3)		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	建築年月	(4)		年 月	年 月	年 月	
	標準耐用年数	(5)		年	年	年	
	経過年数	(6)		年	年	年	
工事費等	直接工事費	(7)	工事費(設備工事を含む)				
	共通仮設費率	(8)	木造:3%、非木造:(7)に対応する率(移転先ごとの建築直接工事費の合計)	%	%	%	
	共通仮設費	(9)	(7)×(8)				100円未満切り捨て
	純工事費	(10)	(7)+(9)				
	諸経費率	(11)	(10)+(18)に対応する率(一発注単位)	%	%	%	
	諸経費	(12)	(10)×(11)				100円未満切り捨て
	建築工事費(推定再建築費)	(13)	(10)+(12)+[加算額]				
	直接工事費	(14)	工事費(廃材運搬費及び廃材処分費を除く)				
	共通仮設費率	(15)	木造:3%、非木造:(14)に対応する率(解体直接工事費の合計額)	%	%	%	
	共通仮設費	(16)	(14)×(15) 建築の共通仮設を解体で共用できる場合は不要				100円未満切り捨て
	純工事費	(17)	(14)+(16)				
	廃材運搬費	(18)					
	小計	(19)	(17)+(18)				
	諸経費率	(20)	(10)+(19)に対応する率(一発注単位)	%	%	%	
	諸経費	(21)	(19)×(20)				100円未満切り捨て
	廃材処分費	(22)					
	取りこわし工事費	(23)	(19)+(21)+(22)+[加算額]				
	同種同等	建築工事費(推定再建築費)	(24)	(13)			
再築補償率		(25)					
現在価値+運用益損失額		(26)	(24)×(25)				1円未満切り捨て
取りこわし工事費		(27)	(23)				
法令改善費運用益損失額		(28)	別紙算出表のとおり				
小計		(29)	(26)+(27)+(28)				
消費税等相当額		(30)	(29)×消費税等の税率				1円未満切り捨て
発生材価格		(31)					
補償額		(32)	(29)+(30)-(31)				
補償額		建築工事費(推定再建築費)	(33)	(13)従前建物の推定再建築費			
	再築補償率	(34)					
	現在価値+運用益損失額	(35)	(33)×(34)				1円未満切り捨て
	現 価 率	(36)					
	従前建物の現在価値	(37)	(33)×(36)				1円未満切り捨て
	照応建物の建築工事費(推定建築費)	(38)	別紙算出表のとおり				
	指定再建築費等の差額	(39)	(38)-(13)(マイナスとなる場合備考参照)				
	取りこわし工事費	(40)	(23)				
	法令改善費運用益損失額	(41)	別紙算出表のとおり				
	小計	(42)	(35)+(39)+(40)+(41)				
	消費税等相当額	(43)	(42)×消費税等の税率				1円未満切り捨て
	発生材価額	(44)					
	補償額	(45)	(42)+(43)-(44)				

- ※1 (13)の算定式欄の加算額については、諸経費の重複計上を防止するため、推定再建築費に加算することが妥当と判断される費用について計上するものとする。また、(23)の算定式欄の加算額については、同様に取りこわし工事費に加算することが妥当と判断される費用について計上するものとする。
- ※2 木造建物の増築(築年次の異なる同種構造の木造建物が接合)の場合の(25)及び(26)(又は(35)及び(36))については、適宜別紙(任意様式)により求めるものとする。
- ※3 (39)がマイナスの場合、(37)>(38)のときは(37)を、(37)<(38)のときは(37)+((38)-(37))×{1-1/(1+r)<sup>n</sup>}を(42)欄中の(35)+(39)の額とする(r:年利率、n:従前建物の耐用年数)。

建物移転料算定表[改造工法]

区分		内容		番号		計 算 式		整理番号	
		構造・用途		(1)				建物番号	
基本事項		建築工法		(2)				建物番号	
		延床面積		(3)		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	
		建築面積		(4)		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	
		建築年月		(5)		年 月 年 月		年 月 年 月	
建 築	直 接 工 事 費	(5)	改造工事費	(5)					
	共 通 仮 設 費	(6)		(6)	(5) × (木造:3%, 非木造:(5))に対応する率(修転先の建築直接工事費の合計額)	%		%	100円未満切り捨て
	改 造 統 工 事 費	(7)		(7)	(5) + (6)				
	諸 経 費	(8)		(8)	(7) × ((7) + (14))に対応する率(一発注単位)	%		%	100円未満切り捨て
	建 築 工 事 費	(9)		(9)	(7) + (8) + [加算額]				
	直 接 工 事 費	(10)		(10)	切取工事費及び切取面補修工事費(廃材運搬費及び廃材処分費を除く)				
	共 通 仮 設 費	(11)		(11)	(10) × (木造:3%, 非木造:(10))に対応する率(解体直接工事費の合計額)	%		%	100円未満切り捨て
	解 体 統 工 事 費	(12)		(12)	建築の共通仮設を解体で共用できる場合は不要				
	廃 材 運 搬 費	(13)		(13)	(10) + (11)				
	小 計	(14)		(14)	(12) + (13)				
	諸 経 費	(15)		(15)	(14) × ((7) + (14))に対応する率(一発注単位)	%		%	100円未満切り捨て
工 事 費 等	廃 材 処 分 費	(16)		(16)					
	解 体 工 事 費	(17)		(17)	(14) + (15) + (16) + [加算額]				
	改 造 工 事 費	(18)		(18)	(8)				
	解 体 工 事 費	(19)		(19)	(17)				
	小 計	(20)		(20)	(18) + (19)				
	消 費 税 等 相 当 額	(21)		(21)	(20) × 消費税率等の税率				
	発 生 材 価 額	(22)		(22)					1円未満切り捨て
	補 償 額	(23)		(23)	(20) + (21) - (22)				

※ (9)の算定式欄の加算額については、諸経費の重複計上を防止するため、推定再建築費に加算することが妥当と判断される費用について計上するものとする。また、(17)の算定式欄の加算額については、同様に取れりこわし工事費に加算することが妥当と判断される費用について計上するものとする。

建物移転料算定表[改造工法]

区分		内容		番号		計 算 式		整理番号	
		構造・用途		(1)				建物番号	
基本事項		延床面積		(2)		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	
		建築面積		(3)		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	
		建築年月		(4)		年 月 年 月		年 月 年 月	
建 築	直 接 工 事 費	(5)	改造工事費	(5)					
	共 通 仮 設 費	(6)		(6)	(5) × (木造:3%, 非木造:(5))に対応する率(修転先の建築直接工事費の合計額)	%		%	100円未満切り捨て
	改 造 統 工 事 費	(7)		(7)	(5) + (6)				
	諸 経 費	(8)		(8)	(7) × ((7) + (14))に対応する率(一発注単位)	%		%	100円未満切り捨て
	建 築 工 事 費	(9)		(9)	(7) + (8) + [加算額]				
	直 接 工 事 費	(10)		(10)	切取工事費及び切取面補修工事費(廃材運搬費及び廃材処分費を除く)				
	共 通 仮 設 費	(11)		(11)	(10) × (木造:3%, 非木造:(10))に対応する率(解体直接工事費の合計額)	%		%	100円未満切り捨て
	解 体 統 工 事 費	(12)		(12)	建築の共通仮設を解体で共用できる場合は不要				
	廃 材 運 搬 費	(13)		(13)	(10) + (11)				
	小 計	(14)		(14)	(12) + (13)				
	諸 経 費	(15)		(15)	(14) × ((7) + (14))に対応する率(一発注単位)	%		%	100円未満切り捨て
工 事 費 等	廃 材 処 分 費	(16)		(16)					
	解 体 工 事 費	(17)		(17)	(14) + (15) + (16) + [加算額]				
	改 造 工 事 費	(18)		(18)	(8)				
	解 体 工 事 費	(19)		(19)	(17)				
	小 計	(20)		(20)	(18) + (19)				
	消 費 税 等 相 当 額	(21)		(21)	(20) × 消費税率等の税率				
	発 生 材 価 額	(22)		(22)					1円未満切り捨て
	補 償 額	(23)		(23)	(20) + (21) - (22)				

※ (9)の算定式欄の加算額については、諸経費の重複計上を防止するため、推定再建築費に加算することが妥当と判断される費用について計上するものとする。また、(17)の算定式欄の加算額については、同様に取れりこわし工事費に加算することが妥当と判断される費用について計上するものとする。

建物移転料算定表[復元工法]

区分		内 容		番号	計 算 式		整理番号	
		構 造 ・ 用 途		(1)	建物番号	建物番号	建物番号	建物番号
基本事項	建築	建築工法						
	延床	床面積		(2)	m	m	m	m
	建築	床面積		(3)	m	m	m	m
	建築	築年		(4)	年	年	年	年
	経	築年		(5)	月	月	月	月
工事費等	建築	直接工事費		(6)				
		共通仮設費		(7)				100円未満切り上げ
	建築	復元純工事費		(8)				
		諸経費		(9)				
	建築	建築工事費		(10)				
		直接工事費		(11)				
	解体	共通仮設費		(12)				100円未満切り上げ
		解体純工事費		(13)				
	解体	廃材運搬費		(14)				
		小計		(15)				
	諸	諸経費		(16)				
		廃材処分費		(17)				
	解体	解体工事費		(18)				
		復元工事費		(19)				
解体	解体工事費		(20)					
	小計		(21)					
補償額	消費税等相当額		(22)					
	発生材価額		(23)					
補償額	補償額		(24)					

※ (10)の算定式欄の加算額については、諸経費の重税計上を防止するため、推定再建築費に加算することが妥当と判断される費用について計上するものとする。また、(18)の算定式欄の加算額については、同様に取引き工事費に加算することが妥当と判断される費用について計上するものとする。

建物移転料算定表[復元工法]

区分		内 容		番号	計 算 式		整理番号	
		構 造 ・ 用 途		(1)	建物番号	建物番号	建物番号	建物番号
基本事項	建築	建築工法						
	延床	床面積		(2)	m	m	m	m
	建築	床面積		(3)	m	m	m	m
	建築	築年		(4)	年	年	年	年
	経	築年		(5)	月	月	月	月
工事費等	建築	直接工事費		(6)				
		共通仮設費		(7)				100円未満切り捨て
	建築	復元純工事費		(8)				
		諸経費		(9)				
	建築	建築工事費		(10)				
		直接工事費		(11)				
	解体	共通仮設費		(12)				100円未満切り捨て
		解体純工事費		(13)				
	解体	廃材運搬費		(14)				
		小計		(15)				
	諸	諸経費		(16)				
		廃材処分費		(17)				
	解体	解体工事費		(18)				
		復元工事費		(19)				
解体	解体工事費		(20)					
	小計		(21)					
補償額	消費税等相当額		(22)					
	発生材価額		(23)					
補償額	補償額		(24)					

※ (10)の算定式欄の加算額については、諸経費の重税計上を防止するため、推定再建築費に加算することが妥当と判断される費用について計上するものとする。また、(18)の算定式欄の加算額については、同様に取引き工事費に加算することが妥当と判断される費用について計上するものとする。

建物移転料算定表[除却工法]

所有者の氏名又は名称

区分	内容	番号	計算式	建物番号	建物番号	建物番号	整理番号
基本事項	算定の種別	(1)	イ(建物の一部を切り取る場合)又はロ(建物を再現する必要がない場合)	イ	イ	ロ	
	構造・用途	(2)					
	建築工法	(3)		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	延床面積	(4)		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	建築年月	(5)		年 月 年	年 月 年	年 月 年	
	標準耐用年数	(6)		年	年	年	
	経過年数	(7)					
工事費等	直接工事費	(8)	切取部分又は従前建物の建築工事費(設備工事費含む)	%	%	%	100円未満切り捨
	共通仮設費	(9)	(8)×(木造:3%, 非木造:(8)に対応する率)				
	純工事費	(10)	(8)+(9)				
	諸経費	(11)	(10)×((10)+(17))に対応する率(一発注単位)	%	%	%	100円未満切り捨
	建築工事費(推定再建築費)	(12)	(10)+(11)+[加算額]				
	直接工事費	(13)	切取工事費(切取面補修工事費含む)又は取りこわし工事費(廃材運搬費及び廃材処分費を除く)				
	共通仮設費	(14)	(13)×(木造:3%, 非木造:(13)に対応する率(解体直接工事費の合計額))	%	%	%	100円未満切り捨
	純工事費	(15)	(13)+(14)				
	廃材運搬費	(16)	(15)+(16)				
	小計	(17)	(17)×((10)+(17))に対応する率(一発注単位)	%	%	%	100円未満切り捨
	諸経費	(18)					
	廃材処分費	(19)					
	解体(取りこわし)工事費	(20)	(17)+(18)+(19)+[加算額]				
建築工事費(推定再建築費)	(21)	(12)					
現価率	(22)						
切取部分又は建物の現在価値	(23)	(21)×(22)				1円未満切り捨て	
補償額	解体(取りこわし)工事費	(24)	(20)				
	小計	(25)	(23)+(24)				
	消費税等相当額	(26)	(24)×消費税等の税率				1円未満切り捨て
	発生材価額	(27)					
	補償額	(28)	(25)+(26)-(27)				

※1 (12)の算定式欄の加算額については、諸経費の重複計上を防止するため、推定再建築費に加算することが妥当と判断される費用について計上するものとする。また、(20)の算定式欄の加算額については、同様に取りこわし工事費に加算することが妥当と判断される費用について計上するものとする。

※2 木造建物の増築(築年次の異なる同種構造の木造建物が接合)の場合の(22)及び(23)については、適宜別紙(任意様式)により求めるものとする。

## 居 住 者 調 査 表

(借家人・借間人用)

調査者	調 査 年 月 日
-----	--------------

住所又は所在地					
氏名又は名称				電話番号	
建物所有者	住 所 又 所在地			氏名又 は名称	
続 柄	氏 名	生年月日	摘 要		
建物所有者との関係	現在(月 額)家賃	借家・借間面積	貸主からの返還見込額	契約年月日	入居年月日
	円	m <sup>2</sup>	円		
入居期間	<u>住民基本台帳、住民票、賃 貸借契約書等の有無</u>		摘 要		

- (備考)
- 1 居住者及び建物所有者が法人の場合には、下段に「法人を代表する者の住所及び氏名」を記入すること。
  - 2 「高齢である者の事情があるため生活圏が限定され当該生活圏外への転居が著しく困難と認められる」者が借家又は借間している場合には、居住者の構成の欄の摘要に、その理由(「高齢者」、「障害者」等)を記載すること。
  - 3 「貸主からの返還見込額」の確認方法は、原則として、契約書で行うが、契約書で確認できないときは、貸主・借主双方からの聞き取りにより確認し、その旨を末尾摘要欄に記載すること。

設計、工事監理等業務報酬格計算表

氏名又は名称

上段:設計業務量  
下段:工事監理業務量

建築物番号	用途	建築物の種類	用途等	工法	延床面積 ①	基準面積 ②	m <sup>2</sup> 当対象 面積 ③=①÷②	基準業務量 [人・時間] ④	m <sup>2</sup> 当業務量 [人・時間] ⑤	設計業務量 工事業務量 ⑥=④×⑤	業務量合計 [人・時間] ⑦		設計工番監正 ⑧×⑥×2.1⑨
											⑩	<del>14.24201178084711</del>	

<備考>